

豊田市地域防災計画

－地震災害対策計画－

[令和 7 年度改訂版]

豊田市防災会議

豊田市地域防災計画【地震災害対策計画】目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第2章 本市の特質と災害要因	4
第1節 本市の地形・地質	
第2節 社会的条件	
第3章 被害想定	6
第1節 基本的な考え方	
第2節 地震被害の予測	
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	12
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	15
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	28
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 建築物等の安全化	35
第1節 建築物の耐震推進	
第2節 交通関係施設等の整備	
第3節 ライフライン関係施設等の整備	
第4節 文化財の保護	
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
第3章 都市の防災性の向上	56
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節 防災上重要な都市施設の整備	
第3節 建築物の不燃化の促進	
第4節 市街地の面的な整備・改善	
第4章 中山間地等における孤立対策	60
第1節 孤立危険地域の把握	
第2節 孤立への備え	

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防	62
第1節 土地利用の適正誘導	
第2節 液状化対策の推進	
第3節 宅地造成の規制誘導	
第4節 土砂災害の防止	
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	
第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	70
第7章 避難行動の促進対策	78
第1節 避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	
第5節 避難に関する意識啓発	
第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	84
第1節 避難所の指定・整備等	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第9章 火災予防・危険性物質の防災対策	93
第1節 火災予防対策に関する指導	
第2節 消防力の整備強化	
第3節 危険物施設防災計画	
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	
第10章 広域応援・受援体制の整備	98
第1節 広域応援・受援体制の整備	
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第4節 防災活動拠点の確保等	
第11章 防災訓練及び防災意識の向上	103
第1節 防災訓練の実施	
第2節 防災のための意識啓発・広報	
第3節 防災のための教育	
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	
第12章 震災に関する調査研究の推進	111

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）	113
第1節 災害対策本部の設置・運営	
第2節 職員の派遣要請・受入れ	
第3節 災害救助法の適用	

第2章 避難行動	120
第1節 地震情報等の伝達	
第2節 避難の指示等	
第3節 住民等の避難誘導	
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	127
第1節 被害状況等の収集・伝達	
第2節 通信手段の確保	
第3節 広報	
第4章 応援協力・派遣要請	135
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	
第4節 ボランティアの受入	
第5節 防災活動拠点の確保等	
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	
第5章 救出・救助対策	147
第1節 救出・救助活動	
第2節 航空機の活用	
第6章 消防活動・危険性物質対策	151
第1節 消防活動	
第2節 危険物施設対策計画	
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画	
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画	
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	158
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	165
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 鉄道施設対策	
第4節 緊急輸送道路の確保	
第5節 緊急輸送手段の確保	
第9章 浸水対策	181
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	183
第1節 避難所の開設・運営	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	
第11章 水・食品・生活必需品等の供給	191
第1節 給水	
第2節 食品の供給	

第3節	生活必需品の供給	
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	197
第1節	環境汚染防止対策	
第2節	地域安全対策	
第13章	遺体の取扱い	200
第1節	遺体の搜索	
第2節	遺体の処理	
第3節	遺体の埋火葬	
第14章	ライフライン施設等の応急対策	204
第1節	電力施設対策	
第2節	ガス施設対策	
第3節	上水道施設対策	
第4節	下水道施設対策	
第5節	通信施設の応急措置	
第6節	郵便業務の応急措置	
第7節	ライフライン施設の応急復旧	
第15章	住宅対策	219
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の応急危険度判定	
第2節	被災住宅の調査	
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第16章	学校における教育	226
第1節	地震情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	230
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	232
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	237
第4章	震災復興都市計画の決定手続き	241
第1節	第一次建築制限	

第2節	第二次建築制限	
第3節	復興都市計画事業の都市計画決定	
第5章	被災者等の生活再建等の支援	243
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	金融対策	
第4節	住宅等対策	
第5節	労働者対策	
第6節	市税及び国民健康保険税等の減免等	
第6章	商工業・農林水産業の再建支援	253
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1.	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	254
2.	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	254
3.	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	259

別紙 「東海地震に関する事前対策」

第1章	対策の意義及び東海地震に関する情報	263
第1節	東海地震に関する事前対策の意義	
第2節	東海地震に関する情報	
第2章	地震災害警戒本部の設置等	266
第1節	地震災害警戒本部の設置等	
第2節	警戒宣言発令時等の情報伝達	
第3節	警戒宣言発令時等の広報	
第4節	警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
第3章	発災に備えた資機材、人員等の配備手配	274
第1節	主要食糧、医薬品、住宅等の確保	
第2節	災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	
第4章	発災に備えた直前対策	279
第1節	避難対策	
第2節	消防、浸水等対策	
第3節	社会秩序の維持対策	
第4節	道路交通対策	
第5節	鉄道	
第6節	バス	
第7節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	
第8節	生活必需品の確保	
第9節	金融対策	

第10節	郵政事業対策	
第11節	病院、診療所	
第12節	百貨店等	
第13節	緊急輸送	
第14節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策	300
第1節	道路	
第2節	河川	
第3節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	
第4節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	
第5節	工事中の建築物等に対する措置	
第6章	他機関に対する応援要請	303
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	
第2節	自衛隊の地震防災派遣	
第7章	市民のとりべき措置	305
第1節	家庭においてとりべき措置	
第2節	職場においてとりべき措置	

第1編 総 則

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画－地震災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、豊田市防災会議が作成する「豊田市地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 豊田市防災会議は、毎年、豊田市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- (4) 市は、自助、共助、公助の理念に基づいて、市民、事業者及び市が相互に連携し、協力し、継続して災害対策に取り組み、共働による地域防災力の更なる向上を図るため、防災に関する基本条例を制定する。
- (5) 市は、豊田市地域防災計画の修正にあたっては、豊田市防災基本条例（平成 25 年 10 月 2 日条例第 38 号）第 4 条の規定により、同条例の基本理念を反映させなければならない。

◆ 附属資料第 11-1 「豊田市防災基本条例」

◆ 附属資料第 11-2 「豊田市防災会議条例」

◆ 附属資料第 11-3 「豊田市防災会議運営要綱」

2 地震防災強化計画

本市は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、旧豊田市が平成 14 年 4 月 24 日に強化地域として指定され、平成 17 年 4 月 1 日には、合併により新市全体が強化地域として再指定された。

同法第 6 条第 2 項に基づき、地域防災計画において、

- ① 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- ② 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

- ③ 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づき、平成26年3月28日に推進地域として指定された。

同法第5条第2項に基づき、地域防災計画において、

- ① 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画のうち、本市の計画においては津波の恐れがないため、②の計画以外を第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

4 豊田市国土強靱化地域計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市町村が作成する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、豊田市国土強靱化地域計画（令和3年3月改定）を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- （1）市民の生命を最大限守る。
- （2）地域及び社会の重要な機能を維持する。
- （3）市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- （4）迅速な復旧復興を可能とする。
- （5）愛知県及び近隣市町等との連携を強化する。

5 他の計画との関係

- (1) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「豊田市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (2) 市は、豊田市地域防災計画の修正にあたっては、豊田市防災基本条例（平成 25 年 10 月 2 日条例第 3 8 号）第 4 条の規定により、同条例の基本理念を反映させなければならない。
- (3) 豊田市災害対策推進計画
豊田市地域防災計画の実効性を高めるため、自然災害対策全般を対象とし、市が行う災害対策の取組をまとめた豊田市災害対策推進計画（平成 28 年 7 月）を策定、公表した。今後、現状の対策内容の充実強化や最新の防災の動向、社会状況の変化を踏まえた課題の抽出及び検討を行い、必要に応じて見直しを図る。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第 1 編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第 2 編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第 3 編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第 4 編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等
第 5 編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 本市の地形・地質

1 地形

本市は、愛知県のほぼ中央から北東にかけて位置し、北は岐阜県・長野県に接し、長野県に源を発する矢作川が市域の中央を南北に縦断している。地形は、おおむね山地・丘陵地、台地、低地の3つに区分され、海拔 3.2 メートルから 1,240.0 メートルに及ぶ高低差がある。

市域の北部と東部の山間地域には、傾斜の大きい地域が広がっている。市街地の広がる市域の南西部から水田の広がる南部にかけては、低地と台地が入り組み、こまやかな起伏のある地形となっている。

地形特性から市内を分けると、松平地区、猿投地区並びに合併により編入した旧町村地区等の一部で急傾斜地を有する山地である。挙母地区、高橋地区は、台地、段丘地が中心の地形である。

なお、建物倒壊、河川氾濫、豪雨等により被害が発生しやすい低地は、高岡地区で広くみられ、次いで挙母地区、上郷地区にみられる。また、人工地盤としての切土、盛土は、挙母、高橋、高岡地区に多くみられる。このように、地形特性が多岐にわたることにより、災害要因の多様化が懸念される。

2 地質

本市における表層地質は大別すると、砂、シルト及び礫を主とした半固結堆積物と、粗粒角閃石・粗粒黒雲母花崗岩などの深成岩類、頷家変成岩類の3種に分けられる。挙母、高橋地区では、砂・シルト及び礫を主とする半固結堆積物が広く分布しており、上郷、高岡地区では泥がち堆積物が分布している。

一方、猿投地区、松平地区及び高橋地区並びに合併により編入した旧町村地区等の一部の山地部は、粗粒角閃石－黒雲母花崗閃緑岩を代表とし、以下粗粒斑状角閃石－黒雲母花崗閃緑岩、粗粒黒雲母花崗岩等の深成岩類により形成されている。これらの花崗岩類は風化を受け、マサ化しやすいため、崩壊を起こしやすい。

特に、粗粒黒雲母花崗岩は昭和 47 年の豪雨の際、各所で崩壊が発生しており、地質的には脆弱な地域といえる。

3 地盤

山間地域は、概ね硬岩地盤であり、地盤は安定している。これに対して、矢作川沿いや伊保川、逢妻女川沿いには土砂地盤、軟弱地盤などやや不安定な地盤が分布している。また、矢作川と逢妻女川にはさまれた市の中央部から南部にかけての低地部は軟岩地盤が広がっており、地盤条件は比較的安定している。

第2節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えるものと思わ

れる。

第1は、高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

第2に、電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

第3は、自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

第4に、地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本市には、より深刻にあてはまることから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるため、今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第3章 被害想定

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震では、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海地震の連動、南海トラフの巨大地震等が想定される。また内陸型地震では、市北西部に存在する猿投－境川断層及び猿投山北断層をはじめ、本市近辺に存在する活断層による地震が想定される。

本市では、国や県の「南海トラフ巨大地震」に係る被害想定を参考に、小中学校区や支所管轄区域ごとに被害数値を算出するなど、地域特性を考慮した地震被害予測を独自に実施し、平成27年8月に公表した。

本市では、この被害予測結果に基づき、地域防災計画の修正をはじめ、具体的な防災対策を実施していく。

第2節 地震被害の予測

1 南海トラフで発生する恐れのある地震の被害予測

(1) 被害予測

ア 調査の目的

東日本大震災の発生に伴い、内閣府が平成25年5月に南海トラフの巨大地震に対する被害想定を公表し、愛知県は、内閣府の被害想定を参考に平成26年5月に被害想定を公表した。

広大な山間地域と企業集積地を有する豊田市として、より詳細な被害予測が必要となるため、国や愛知県の被害想定を参考に、豊田市の地域特性を考慮した被害予測を独自に実施した。

イ 調査結果の概要

(ア) 調査対象とした地震

a 「過去地震最大モデル」

- 南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデルである。
- この震源及び波源モデルは、愛知県が内閣府と方針等について相談しながら検討した独自モデルであり、愛知県と本市の整合性を図るため準用することとした。
- 過去における南海トラフでの地震の発生頻度は、約100年～150年の間隔で繰り返しており、発生確率の高さと被害の予測数値が明らかであることから、避難所や備蓄品など、定量的な目標を伴う地震対策を進めるうえで、まず対策を進めるべき基本的な被害予測として位置付ける。

b 「理論上最大想定モデル」

- 南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

（※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最

大クラスの地震・津波モデル」。))

- 本市の地震対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから設定した。

(イ) 結果

a 「過去地震最大モデル」

＜揺れ、液状化＞

市内の揺れは、南西部を中心に旧豊田地区の多くで震度6弱の揺れが予測され、一部では、震度6強となると予測される。その他の地域では、地盤が比較的強固な山間部のほとんどは震度5強と予想される。

市内の液状化は、概ねの地域で危険度は低いが、南西部で危険度の高い箇所が予測される。特に上郷地区の低地で危険度が高いことが予測される。

震度	6 強	6 弱	5 強	5 弱
面積割合	若干	23.2%	76.8%	0%

＜被害量の想定結果＞

想 定 項 目		区 分	想定結果
建物被害 *1		揺れによる全壊	502 棟
		液状化による全壊	25 棟
		津波・浸水による全壊	－
		急傾斜地崩壊等による全壊	108 棟
		地震火災による焼失	41 棟
		合 計	677 棟
人的被害 *2		建物倒壊等による死者	23 人
		津波・浸水による死者	－
		急傾斜地崩壊等による死者	7 人
		地震火災による死者	1 人
		ブロック塀の転倒、屋外落下物	0 人
		死者数合計	31 人
ライフライン被害		上水道（断水人口）*3	約 393,000 人
		下水道（機能支障人口）*4	約 222,000 人
		電力（停電軒数）*3	約 199,000 戸
		固定電話（不通回線数）*3	約 51,000 回線
		携帯電話（低波基地局率）*4	約 80%
		都市ガス（復旧対象戸数）	－
		L P ガス（機能支障世帯）	約 3,100 世帯
生活への影響	避難者数	1 日後	4,000 人
		1 週間後	47,345 人
		1 か月後	4,000 人
	帰宅困難者数*5		約 48,000～約 53,000 人
廃棄物		災害廃棄物（がれき等）	122,000 トン

想定項目	区分	想定結果
経済被害	直接的経済被害 (復旧に要する費用)	2,300 億円

- *1 市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合
 - *2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜の場合
 - *3 直後の想定
 - *4 発災 1 日後の想定
 - *5 平日 12 時
- ※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

b 「理論上最大想定モデル」に基づく想定

<揺れ、液状化>

市内の揺れは、南西部を中心に震度 6 強の揺れが予測され、旧豊田地区や下山地区を中心に震度 6 弱の揺れが予測される。その他の地域では、地盤が比較的強固な山間部の多くは震度 5 弱から震度 5 強と予想される。

市内の液状化は、概ねの地域で危険度は低いが、南西部で危険度の高い箇所が予測される。特に上郷地区の低地で危険度が高いことが予測される。

震度	6 強	6 弱	5 強	5 弱
面積割合	4. 7 %	3 5. 8 %	5 9. 2 %	0. 3 %

<被害量の想定結果>

想定項目	区分	想定結果
建物被害 *1	揺れによる全壊	2,326 棟
	液状化による全壊	25 棟
	津波・浸水による全壊	－
	急傾斜地崩壊等による全壊	110 棟
	地震火災による焼失	1,472 棟
	合 計	3,933 棟
人的被害 *1	建物倒壊等による死者	94 人
	津波・浸水による死者	－
	急傾斜地崩壊等による死者	7 人
	地震火災による死者	83 人
	ブロック塀の転倒、屋外落下物	0 人
	死者数合計	184 人

- *1 市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合（地震：陸側ケース）

2 東海地震・東南海地震等の被害予測

愛知県防災会議地震部会による「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書－想定地震に基づく被害想定－」（平成 15 年 3 月）の想定結果の概要は以下のとおりである。

3 前提条件

- (1) 震源域 駿河湾から熊野灘沖に至る駿河トラフ及び南海トラフ
- (2) 地震の規模 モーメントマグニチュード 8.27（モーメントマグニチュード：

震源断層の面積、すべり量、岩の硬さ等から算出する)

(3) 想定条件

ア 想定時間帯及び対象人口

想定時間帯	対象人口	想 定 内 容
①冬早朝 5 時	約 394,000 人	多くの人が自宅で就寝中
②春秋昼 12 時	約 409,600 人	特に市街地部で人口の多い平日の時間帯
③冬夕刻 18 時	約 401,900 人	帰宅ラッシュと重なる、また、出火危険性の高い時間帯

イ 対象建物 約 143,300 棟

4 想定地震動

市南西部の高岡地区及び上郷地区を中心に市面積のおよそ 1 割の地域で震度 6 弱以上の揺れが予測され、特に高岡地区の一部では、震度 6 強となると予測される。

その他の地域には震度 5 強、地盤が比較的強固な山間部は震度 5 弱と予想される。

5 想定被害の概要

東海地震・東南海地震が同時発生した場合の震度予測及び被害予測等
(豊田市内)

想 定 項 目		区 分	想定結果
計測震度面積分布率		震度 5 弱以下	73%
		震度 5 強	19%
		震度 6 弱	8 %
		震度 6 強	若干
		震度 7	0 %
液状化危険度面積分布率		かなり低い	89%
		低い	6 %
		高い	4 %
		かなり高い	1 %
建物被害件数		全壊棟数	約 600 棟
		半壊棟数	約 3,210 棟
火災発生件数 (18 時)		出火件数	約 10 件
		焼失棟数	約 20 棟
ライフライン機能支障		上水道	約 30,000 戸
		都市ガス	約 9,500 戸
		L P ガス	約 2,610 戸
		電力	約 23,190 口
		電話	約 4,100 件
		下水道	約 800 件
人的被害	5 時	死者数	約 10 人
		負傷者数	約 760 人

想 定 項 目		区 分	想定結果
	12 時	死者数	約 10 人
		負傷者数	約 560 人
	18 時	死者数	約 10 人
		負傷者数	約 540 人
帰宅困難者数（突発時）			約 60,000 人
1 日後の 避難場所生活者	自宅建物被害による避難		約 1,240 人
	ライフライン支障による避難		約 11,000 人

※ 愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（愛知県防災会議地震部会、平成 15 年 3 月）の内容をもとに作成している。

6 活断層に関する調査研究

断層とは地層のある面を境に両側の地面のずれ（食い違い）の見られる地質現象をいい、そのうち地質年代の第四紀（約 200 万年前から現在の間）に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

本市及び周辺で活断層であることが確実とされているものに「猿投－境川断層」と「猿投山北断層」がある。

（1）猿投山－境川断層

各種調査・探査の結果、猿投－境川断層は、その南西方の高根山撓曲と地形・地質や断層の連続性から判断して連続する断層の可能性が高い。その場合の長さは両者を合わせて約 34 kmと推定され、活動度はB級最下位（0.1m／千年程度）であることが確認された。

愛知県が実施した藤岡町深見地区における詳細調査の結果、猿投－境川断層の最新活動時期は約 11,800 年前である可能性が高い。この断層の活動間隔は約 1.4～3.4 万年程度と推定される。活動間隔が相当長いが活動間隔値には誤差もあるため、安全とは言い切れず注意を怠ることはできない。

（2）猿投山北断層

平成 7～8 年度に愛知県による詳細な調査及び既存資料等から断層の位置及び長さ（21 km）が判明している。この調査によれば 1 回の変位量と活動間隔の関係から、右横ずれを主体とした平均変位速度は 0.5m／千年程度と推定され、活動度はB級中位である。また、最新活動時期は約 1,900 年前～3,300 年前、活動間隔は約 5,000 年とされている。

このことから、今後数百年以内という近い将来に活動する可能性は、完全に否定できないものの高くはないと考えられる。

◆ 付属資料第 10- 1 「活断層分布図」

(参考) 地震調査研究推進本部による活断層の長期評価

[主要活断層帯の長期評価の概要(算定基準日 令和4年(2022年)1月1日)]

都道府県	断層帯名 (起震断層/活動区間)	よみかた	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価 ^(注1)		地震発生確率 ^(注2)			地震後 経過率 ^(注3)	平均活動間隔 最新活動時期
				ランク	色	30年以内	50年以内	100年以内		
愛知県	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (屏風山断層帯) ^(注4)	びゅうぶやま・ えなさん―さな げやまだんそう たい	6.8程度	Aランク		0.2%~0.7%	0.4%~1%	0.8%~2%	不明	4,000~12,000年程度 不明
	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (赤河断層帯)		7.1程度	Xランク		不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明 ^(注5)	不明
	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (恵那山―猿投山北断層帯)		7.7程度	A*ランク		13.1%~2%	13.1%~3%	0.001%~6%	0.4~1.1	約7,200~14,000年 約7,000年前以後、約8,000年前以前
	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (猿投―高浜断層帯)		7.7程度	Zランク		13.1% ^(注6)	13.1% ^(注6)	13.1% ^(注6)	0.4	40,000年程度 約14,000年前頃
	屏風山・恵那山―猿投山断層帯 (加木屋断層帯) ^(注4)		7.4程度	Aランク		0.1%	0.2%	0.3%	不明	30,000年程度 不明
	伊勢湾断層帯 (主部/北部)	いせわんだん そうたい	7.2程度	Zランク		13.1% ^(注6)	13.1% ^(注6)	13.1% ^(注6)	0.03~0.1	10,000年~15,000年程度 概ね1000年前以後~500年前以前
	伊勢湾断層帯 (主部/南部)		6.9程度	Zランク		13.1%~ 0.002%	13.1%~ 0.004%	13.1%~ 0.01%	0.2~0.4	5,000年~10,000年程度 概ね2,000年前以後~1,500年前頃
	伊勢湾断層帯 (白子―野間断層)		7.0程度	A*ランク		0.2%~0.8%	0.3%~1%	0.7%~3%	0.6~0.8	8,000年程度 概ね5,000年前以後~3,000年前頃
	岐阜―宮断層帯	ぎふ―みや みやだんそうた い	活断層ではないと判断される。							

注) ・「ほぼ0%」とあるのは、0.001%未満の確率値を表す。

- ・活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。
- ・地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。
- ・複数の都道府県に位置している主要活断層帯については、位置している全ての都道府県の欄に掲載している。
- ・再掲した主要活断層帯名を薄緑色で示している。

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、豊田市防災基本条例に基づいて、自らのことは自らが守る自助の理念、地域において助け合いお互いを守る共助の理念及び市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念に基づき、市民、事業者及び市が相互に連携し、協力し合い、継続して防災対策及び減災対策に取り組んでいかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に係る事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国・他の地方公共団体・事業者・各種団体による支援の受入体制の整備、県及び市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に係る事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に係る事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

8 要配慮者支援に関する事項

要配慮者に配慮した防災対策を推進するため、地域住民と連携し、要配慮者の支援体制づくりを進めるとともに、避難所における良好な生活環境が確保できるよう、避難所機能の充実・強化を図ること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法及び豊田市防災基本条例の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
市	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。

機関名	内 容
	(3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）を含む。）を行う。 (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6) 避難の指示を行う。 (7) 被災者の救助を行う。 (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 給水活動と上下水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び災害対策並びに災害復旧を行う。 (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (16) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (17) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (18) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (19) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。 (20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

2 県

機関名	内 容
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (4) 地震防災応急対策について市長に指示し、又は、他市町村長に応援の指示を行う。 (5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 市の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。

機関名	内 容
	(10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。 (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (23) 市の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。 (24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (25) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
県警察（豊田警察署・足助警察署）	(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (6) 人命救助を行う。 (7) 行方不明者の搜索及び遺体の検視を行う。 (8) 災害時等における交通秩序の保持を行う。 (9) 警察広報を行う。 (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (11) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。 (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

3 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関するを行う。
東海財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。 (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	(1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機

機関名	内 容
	械の貸付け等を行う。 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部森林管理局	(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。 (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (7) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

機関名	内 容
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。 (5) 非常通信協議会の運営に関することを行う。 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。
愛知労働局（豊田公共職業安定所、豊田労働基準監督署）	(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。 (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。 (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。 (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。 (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。 (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。
中部地方整備局 （名古屋国道事務所、名四国道	(1) 災害予防 ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。

機関名	内 容
事務所、豊橋河川事務所、矢作ダム管理所)	イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。 ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に関する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。 オ 震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。 カ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。 (3) 応急復旧 ア 気象庁が地方整備局管内で震度 4 以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。 イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。 ウ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。 エ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
近畿中部防衛局 東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院中部 地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

機関名	内 容
	(4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。 イ 災害派遣計画を作成する。 ウ 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。 (2) 発災後の対処 ア 即時救援活動 人命救助を最優先して救援活動を実施する。 イ 応急救援活動 方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。 ウ 方面隊による本格対処 方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

5 指定公共機関

機関名	内 容
独立行政法人都市再生機構	(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 (2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本銀行	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報

機関名	内 容
	(6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字社	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。 (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (6) 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。
日本放送協会	(1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (3) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (4) 大津波警報、津波警報・注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (5) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
中日本高速道路株式会社	高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
日本郵便株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
中部電力株式会社（豊田営業	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急

機関名	内 容
所、豊田電力センター）、株式会社 JERA （※）	安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 （2）発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 （3）他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 （※）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）
東邦瓦斯株式会社（東部導管センター、豊田営業所）（※）	（1）ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 （2）発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 （※）東邦ガスネットワーク株式会社含む。（以降同じ。）
日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話株式会社	（1）地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 （2）発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 （3）災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 （4）気象等警報を市町村へ連絡する。 （5）電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	（1）災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 （2）災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 （3）発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 （4）災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 （5）電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
K D D I 株式会社	（1）災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。 （2）災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 （3）災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社 N T T ドコモ	（1）発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 （2）災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 （3）携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

機関名	内 容
ソフトバンク株式会社	(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内 容
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
一般社団法人愛知県トラック協会	緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。 (3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。 (4) 旅客の避難、救護を実施する。 (5) 列車の運転規制を行う。 (6) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (7) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸

機関名	内 容
	送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (8) 死傷者の救護及び処置を行う。 (9) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。
愛知県道路公社※	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）。
公益社団法人愛知県医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
一般社団法人愛知県歯科医師会	(1) 歯科保健医療活動に協力する。 (2) 身元確認活動に協力する。
一般社団法人愛知県薬剤師会	(1) 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 (2) 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛知県LPガス協会	(1) LPガス設備の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
ひまわりネットワーク株式会社、エフエムとよた株式会社	日本放送協会に準ずる。
豊田土地改良区	管理するかんがい排水施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の整備及び点検並びに災害復旧を行うものとする。
一般社団法人豊田加茂医師会	公益社団法人愛知県医師会に準ずる。
一般社団法人豊田加茂歯科医師会	一般社団法人愛知県歯科医師会に準ずる。

機関名	内 容
一般社団法人豊田加茂薬剤師会	一般社団法人愛知県薬剤師会に準ずる。
産業経済団体	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。
医療機関、厚生社会事業団体	病院、診療所及び社会福祉関係団体等は、被災者の救急及び保護対策等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
建築関係団体	(財)愛知県建築住宅センター、(社)愛知建築士会、(社)愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。
- 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の 形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み
第2節 消防団・自主防 災組織の育成強 化、ボランティ アとの連携	市	1（1）消防団の充実強化 1（2）自主防災組織の推進 1（3）防災ボランティア活動の支援 1（4）連携体制の確保 1（5）防災関係団体のネットワーク化
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）緊急地震速報受信装置等の活用 1（5）地域との共生と貢献
	市、商工団体等	2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備
	名古屋地方気象 台	3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

3 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共動して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携

1 市における措置

(1) 消防団の充実強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 自主防災活動の推進

ア 自主防災組織の促進・育成

市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和 49 年愛知県防災会議決定）並びに「豊田市自主防災会設置助成要綱」及び「豊田市自主防災事業補助金交付要綱」に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

◆ 附属資料第 8 - 2 - (1) 「自主防災組織設置状況一覧」

◆ 附属資料第 11 - 9 「豊田市自主防災会設置助成要綱」

◆ 附属資料第 11 - 10 「豊田市自主防災会事業補助金交付要綱」

イ 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(3) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

ウ 災害ボランティアセンターの設置

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

(5) 防災関係団体のネットワーク化

市は、自主防災組織が防災に関するNPO・ボランティア関係団体等、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握
- カ 関係団体との連携体制の構築

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

（ア）市は、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、豊田市災害ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

（イ）市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

（ウ）支援センターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力、連携のもと、支援センターの立ち上げ訓練を行う。

◆ 附属資料第9-2-(18)「豊田市災害ボランティア支援センターの開設及び運営に関する協定書」

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は県と協力して、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる

ものとする。

5 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

市は、愛知県防災ボランティアグループ登録制度を活用して、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

◆ 附属資料第6－1「愛知県登録防災ボランティアグループ」

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

企業は、豊田市防災基本条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全確保に努めるとともに、自ら災害に備えるための平時からの取組として、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

（1）事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

（2）生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

（3）二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

（4）緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等によ

り被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(5) 地域貢献・地域との共生

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

3 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第2章 建築物等の安全化

■ 基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 建築物の耐震推進	市	1（1）総合的な建築物の耐震性向上の推進 1（2）「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行
第2節 交通関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 ライフライン関係施設等の整備	施設管理者等	1 施設の耐震性強化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第4節 文化財の保護	市	1 所有者と連携した適切な措置
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	市	1 「地震対策緊急整備事業計画」及び「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく施設等の整備

第1節 建築物の耐震推進

1 市における措置

（1）総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向

上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

2 耐震改修促進計画

(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

3 公共建築物の耐震性の確保・向上

(1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努めるものとする。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

ア 防災上重要な建築物

(ア) 災害時の応急・復旧活動指示、制御等防災業務の中核を担う市役所、市出先機関、消防施設

(イ) 市所有の防災通信用防災無線関連施設

(ウ) 被災者の救護施設、避難所となる、病院、保健所、学校等の施設

イ 防災上重要な建築物に対する対応

重要な建築物については、激甚な災害に当たっても大きな機能障害を発生させないため、国土交通省その他の研究機関による新技術基準の策定、耐震設計基準の改訂、各震災被害報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、次の諸点を推進する。

- (ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保
 - (イ) 既存建築物の耐震診断
 - (ウ) 既設建築物のうち耐震性に疑問のある建築物の耐震改修の促進
- (2) その他の市有建築物の耐震性の確認
- 防災上重要でない建築物といっても市民の生命、財産に重大な影響を与える建築物も多い。このため、既設建築物についても昭和 56 年度制定の新耐震設計基準を踏まえ、重要建築物に準じて次の諸点を推進する。
- ア 既設市有建築物の耐震レベルの調査
 - イ 既設市有建築物の耐震改修の推進
 - ウ 新設建築物の耐震性の確保

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する、病院、学校及び劇場、百貨店等多数の人が利用する特定既存耐震不適格建築物や、その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、民間施設関係団体等の指導・助言に努めるものとする。

4 一般建築物の耐震性の向上促進

(1) 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修等促進

昭和 56 年 5 月以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模地震により人命に関わる倒壊の危険性が高いため、市は、旧基準木造住宅を対象に無料耐震診断員派遣事業を実施する。

耐震性に不安のある住宅の所有者に耐震診断を受診してもらうよう、県、建築関係団体との連携のもとに耐震診断事業を誘導、支援することとし、事業の円滑な実施及び耐震診断の積極的な普及・啓発に努める。

耐震改修・除却については、耐震改修費・除却費補助事業の活用を呼びかけ、旧基準木造住宅の耐震化の促進を図る。

(2) 既存コンクリートブロック塀等点検・補強指導の強化

所有者の自主的な点検・補強活動に対する指導を実施し、その充実に努める。また、危険なブロック塀については「ブロック塀撤去奨励補助金」を活用し、その撤去を推進する。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

ア 普及・啓発

市は、一般建物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等を行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努める。

イ 耐震改修補助制度の活用呼びかけ

民間の特定既存耐震不適格建築物、防災上重要な建築物及び、県又は市が

耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対する耐震診断補助制度の活用を呼びかけ、耐震診断の促進を図るものとする。

ウ 耐震改修費・除却費補助制度の活用呼びかけ

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物に対する耐震改修費・除却費補助制度の活用を呼びかけ、耐震改修の促進を図るものとする。

エ 建築関係団体や大学等と連携した取組

県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対策等の推進に努めるものとする。

県内の国立3大学法人、県、名古屋市などで構成する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及する。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物の構造強化だけでは十分とはいえず、ブロック塀の倒壊、家具の転倒、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの閉じ込め、敷地の崩壊などに対する対策を推進する。

5 高層建築物の防災対策

11 階建以上又は高さ 31mを超える高層建築物については、消防機関の立入検査強化を始め、現行消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について、指導の強化に努めるものとする。

また、長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く県民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

6 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

(1) 応急危険度判定士の養成等

市は、県が実施する地方公共団体の職員及び建築士を対象とした判定士養成講習会に参加するよう啓発し、判定士の養成に努めるものとする。

(2) 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市及び建築関係団体は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

第2節 交通関係施設等の整備

1 施設管理者等における措置

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限

にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路施設

(1) 道路・橋梁等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時においても、経済活動、市民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。

イ 橋梁等の耐震性の向上

(ア) 新設橋梁等

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋梁等

緊急輸送道路等における重要な橋梁について耐震補強を推進し、道路機能の確保を図る。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定（県指定）

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

緊急輸送道路及びくしの歯ルートは、以下のとおり区分するものとする。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、港湾、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	その他の道路（※）
くしの歯ルート	津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う道路 (第1次及び第2次緊急輸送道路から選定する)

(※) 「その他の道路」とは、愛知県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会、又は市町村の防災計画で定めた緊急輸送道路等で、第1次、第2次緊急輸送道路と主要な防災拠点を結ぶ道路。

◆ 附属資料第1-11-(1) 「県指定 緊急輸送道路（市内）」

(3) 緊急輸送道路の指定（市指定）

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者へ

の緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送)を円滑かつ確実に実施するため、国・県指定緊急輸送道路に接続する路線などを市指定緊急輸送道路等としてあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して耐震対策を実施する。

◆ 附属資料第1-9-(2)「市指定 緊急輸送道路等」

◆ 附属資料第1-9-(3)「耐震対策優先橋りょう(市管理)」

(4) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路(代替・補完路を含む。)として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(5) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(6) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

具体的には、次の事前措置を講ずる。

ア 応急復旧作業担当業者との協力

災害発生後の迅速なる応急復旧に関して、協力要請を求めること目的に市内建設業4団体と『災害時における応急対策業務に関する協定』を締結しており、道路の損傷箇所の応急措置及び障害物の除去等を図ることで市民生活の安定化を確保する。

イ 復旧資機材の確保対策

激甚な大規模災害が発生した場合には、応急復旧機材等の調達は困難が予想されるため、市内各地域の地元協定業者が所有する復旧資材、機械及び作業要員の速やかな調達体制づくりに努めるとともに、災害応援に関する協定に基づく近接市町村との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

3 鉄道(名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社)

(1) 構造物の耐震性

最近の構造物は、関係基準等に定められた耐震設計を行っている。

古い構造物についても、機会あるごとに最近の耐震設計に合うよう改良に努め、耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検巡回

地震も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で技術係員による定期的な点検、巡回を行うとともに、災害発生後速やかに緊急点検を実施する。

(3) 地震計の整備充実

地震計の計画的増進を進めるとともに、列車運行の安全確保を図る。

(4) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図るとともに、情報を迅速に収集するため通信設備の計画的な増備・増強を図る。

(5) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときに、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるようマニュアルの作成や定期的な訓練教育を行うほか、運転規制によって災害防止に努める。

(6) 運転規制

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うほか、運転規制によって災害の防止に努める。

- ア 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- イ 異状を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- ウ 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。
- エ 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検、巡回の手配を行う。

第3節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

2 電力施設（中部電力株式会社）

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日ごろから資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車両

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に供給力が不足すること考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設（東邦瓦斯株式会社）

県下各ガス事業者は、各社の実情に応じて以下の対策を実施する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球型ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B 導管・低圧導管

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、S I 値（*）、加速度値等を収集できるよう整備する。

* S I 値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm/秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が 0.1 秒～2.5 秒の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食料等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食料、代替熱源、その他

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

(1) 施設の防災性の強化

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する。また、大規模地震に備え、被災時の給水拠点となる配水池等の増設及び耐震性を強化する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。さらに、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、配水池等において緊急遮断弁の設置を推進するとともに、耐震性が低い水道管路において管の更新を進める。

(2) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため、市が中心となって応急給水活動を実施する。

給水方法は、指定避難場所、医療施設、配水池などの拠点給水を原則とし、供給する飲料水は水道水を原則とする。このため、平素より応急給水活動に必

要な給水車、給水タンク、運搬車両、応急給水用備品の整備増強を図る。

◆ 附属資料第2-6-(1)「応急給水用資機材一覧」

(3) 防災非常時の協力体制の確立

災害時に飲料水の供給、施設の復旧が困難な場合は、水道事業者（市長）が近隣市町村又は県へ応援を要請し、また応援の要請を受けた場合には、これらに積極的に協力ができるよう、応援・要請体制及び緊急時の窓口を整え、その実効性を確保する。

◆ 附属資料第2-6「給水施設・設備」

◆ 附属資料第9「協定書・覚書等」

5 下水道

下水道管理者は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、地盤の軟弱な地区又は不均衡な地域に敷設されている下水管渠を重点に、老朽化の著しいものから補強する。また、新たに下水管渠を敷設する場合には、基礎、地盤条件等、総合的な見地から検討し、計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、ポンプ場及び終末処理場と下水管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、老朽化した施設については補強するとともに、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だけでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。

また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(3) 緊急連絡体制の確立

市は、被害の早期把握や復旧のため、関係職員、関係行政機関、関係業者等との相互の連絡を確実にできるよう連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資機材の確保及び整備に努める。

また、市は、資機材について、保管リストを集計把握し関係機関等に周知する。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧

用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、民間事業者等との応援協定の締結及び近隣市町村との相互支援体制の確立を推進する。

6 通信施設

(1) 電気通信

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

ア 西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉・防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置
- c 下水管・ビル内のマンホール・洞道からの浸水防止
- d 爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 大都市における洞道網の建設促進及び整備

(エ) 各種災害対策機器の整備

- a 孤立防止用衛星電話機の配備
- b 可搬型無線機の配備
- c 非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- d 舟艇の配備
- e 防災用資器材の配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練
- d 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し
蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

イ KDDI株式会社

KDDI株式会社は、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図っている。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本対策を策定し、各種通信対策を図ることが必要である。

(ア) 設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

(イ) 防火・防水対策

- a 防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- b 防水扉・防潮板の設置

(ウ) 通信網の整備

- a 伝送路の多ルート化
- b 重要通信センタの分散化

(エ) 各種災害対策機器の配備

- a 移動無線基地局車の配備
- b 移動電源車の配備
- c 非常用マイクロ設備の配備
- d 衛星携帯電話及び携帯電話の配備

(オ) 防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練
- c 設備の災害応急復旧訓練
- d 社員の非常呼集の訓練

(カ) 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策

蓄電池、発電設備の長時間化

(キ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

- a 災害対策機器による通信の疎通確保

委託ヘリコプターによる自家発電機用燃料補給及び復旧要員輸送ルートの整備

項 目	内 容
運 用 条 件	震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合
メッセージ登録可能エリア	災害が発生した地域を管轄している営業エリア全域及びその周辺
メッセージ登録可能件数	1 携帯電話番号あたり10件

メッセージ登録内容	・状態（日本語版・英語版それぞれ下記の4つの中から選択） 日本語版：「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英 語 版：「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 ・コメント（全角 100（半角 200）文字以内）
メッセージ確認可能エリア	全国のiモードサービス利用可能エリア
メッセージ登録方法	①iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ②「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ③現在の状態について「無事です」等の4つの中から選択し、任意で100文字以内のコメントを入れる。 ④「登録」を押す。
メッセージ確認方法	①iMenuのトップに表示される「災害用伝言板」を選択 ②「災害用伝言板」の中の「登録」を選択 ③安否を確認したい人の携帯電話番号を入力し、「検索」を押す。 ④メッセージを選択し、登録されている状態を確認する。
そ の 他	docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示する。

ウ 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモは、国際電気通信事業の公共性に鑑み、災害に際しても国際通信を確保できるよう平素からその関連設備及び付帯設備の防災構造化を実施している。

国際伝送路の多ルート化、代替伝送路の設定、国内伝送路の確保等については、国内外の関係機関と密接な連絡調整を行う。

激甚な大規模災害に備えて、阪神・淡路大地震を教訓に、長時間商用電力供給停止に対する自家発電機用燃料補給対策の確立及び被災地域への国際通信の疎通確保対策の検討を行う。

（ア）設備の耐震対策

- a 建物、鉄塔の耐震対策
- b 通信機械設備の固定・補強等

（イ）防火対策

- a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- b 構内通信ケーブルの延焼防火措置の実施

（ウ）通信網の整備

- a 国際伝送路の多ルート化
- b 国内外代替伝送路の確保

（エ）防災に関する訓練

- a 災害予報及び警報伝達の訓練
- b 災害時における通信の疎通訓練

- c 国際通信設備等の応急復旧訓練
- d 社員の非常召集訓練
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - a 国際電話のオペレータによる取扱いと運用体制の検討
 - b 車載地球局、可搬型地球局の利用による国際通信疎通手段確保の検討
 - c 可搬型国際電話ブース配備の検討
- (カ) 緊急連絡手段確保対策
 - a 緊急社員呼出しシステム導入の検討
 - b アマチュア無線、防災無線、携帯電話、パソコン通信等を活用した連絡網導入の検討
- (キ) 緊急輸送対策
 - b 非常用基地局による通信の疎通確保

機 能	内 容
伝 言 板	基 本
	安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問い合わせなど）
	登録方法
	Ezweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録
	被災情報
	「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」 「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能）
安否情報の登録	コメント入力
	全角 100 文字まで
	保存期間
	最大 72 時間
	登録可能件数
	10 件／1 電話番号
安否情報登録 利用地域	被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺（登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。）
お知らせメール	伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことを E メール自動送信でお知らせする機能
	設定宛先件数
	5 件
	送信者アドレス
	安否情報を登録した携帯電話の電話番号
メール内容	安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス
	安否情報を登録された旨をお知らせする内容
	伝言板へアクセスするためのリンク
安否情報確認	地域制限なく、au 携帯電話番号で検索可能 Ezweb→トップメニュー→災害用伝言板→登録→安否情報を確認したい相手の携帯番号 G のウを入力し「検索する」を押す。
	au 携帯電話番号以外からは「i モード災害伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害用伝言板」のリンクを表示する。

エ ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火対策
 - 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達
 - b 非常招集
 - c 災害時における通信疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧
 - f 消防
 - g 避難と救護
- (オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討
 - 衛星回線により基地局伝送路の検討
- (カ) 緊急輸送対策
 - 委託ヘリコプターによる復旧要員輸送ルートの整備

オ 楽天モバイル株式会社

楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時に際しても可能な限り電気通信サービスを確保し提供できるよう、平素から通信設備等の信頼性向上に努める。

- (ア) 設備の耐震対策
 - a 建物、鉄塔の耐震対策
 - b 通信機械設備の固定・補強等
- (イ) 防火対策
 - a 防火シャッター、防火扉、スプリンクラー等消火設備の整備
- (ウ) 通信網の整備
 - a 伝送路の多ルート化
 - b 主要な中継交換機の分散設置
 - c 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置
- (エ) 防災に関する訓練
 - a 災害予報及び警報伝達
 - b 非常招集
 - c 災害時における通信疎通確保
 - d 各種災害対策用機器の操作
 - e 電気通信設備等の災害応急復旧

f 消防

g 避難と救護

(オ) 被災地域への通信の疎通確保対策の検討

可搬型基地局等を用いた衛星回線による通信確保の検討

(カ) 緊急連絡手段確保対策

コミュニケーションツールの活用を含めた複数の通信手段の整備

(キ) 緊急輸送対策

関係機関との連携による輸送手段の確保の検討

(2) 専用通信

災害時の情報連絡手段として、無線を利用した専用通信は、極めて有効な方法である。現在、県、市町村、警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、道路公団、さらに電力・ガス会社、私鉄等防災関係機関において設置されているこれら専用通信の確保については、基本的には次のような点に特に留意していくことが重要である。

ア 耐震性の強化

局舎、装置等について、耐震性の強化に努める。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するために、衛星通信回線の設定、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の早急な設置を促進する。

ウ 装置、器材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える。

エ 定期的な点検の実施

常時使用可能とするため、施設・装置の定期的な保守点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

キ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動系無線局の効果的活用にも努めるものとする。

(3) 各種通信対策

ア 防災相互通信用無線局

災害現場に集結する各防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線局を利用する。（一般的に、同一免許人間でのみ利用が可能で、他の免許人と通信することはできないが、防災相互通信無線は、他免許人との通信ができる。）

イ 放送

放送は、非常災害時における住民への情報の伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため次のような対策の推進に努めるものとする。

- (ア) 送信所の建物、構築物の耐震力の強化を図る。
- (イ) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を実施する。
- (ウ) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備を設ける。
- (エ) 防火設備等を設け、二次災害の発生を防止する。
- (オ) 建物、構築物、放送設備等の耐震性等について定期的に自主点検を実施する。

ウ 非常通信

地震が発生、又は発生するおそれがある場合において、無線局は、その目的、通信の相手方及び通信事項を越えて非常通信を実施することができるが、この事態に備えて、次の措置を講じる。

- (ア) 非常通信協議会の拡充強化
- (イ) 非常通信訓練の実施
- (ウ) 非常通信訓練の総点検

エ 携帯電話の配備

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るように努める。

7 農地及び農業用施設

農地及び排水機、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性をより一層向上させるよう努める。

また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

排水機、樋門、水路等については、地震に対してその機能が保持できるように耐震基準に適合した構造で新設又は改修を行う。

(2) ため池等の整備

既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化しているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基準に適合した構造に改修する。

ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるために、ため池の耐震補強整備を行う。

また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

◆ 附属資料第1－2「ため池等一覧」

◆ 附属資料第1－3－(2)「ため池」

第4節 文化財の保護

1 市における措置

(1) 査察

市消防本部（署）の担当職員が、消防法令に基づき査察を行う。

(2) 文化財防火デー

毎年1月26日を「文化財防火デー」に定め、市民に対し文化財愛護思想の高揚と啓発を図る。

(3) 警備体制の確立

文化財所有社寺に対する防火管理者制度の確立及び防火管理者の選任を指導し、防火面に対しての警備体制の確立を図る。

(4) 条例に基づく補助

豊田市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）に基づき、次の措置をとる場合には予算の範囲内で補助を行い、文化財の保護を図る。

ア 文化財の管理又は修理に要する経費

イ 文化財の保存に要する経費

ウ 文化財の管理のために必要な標識等の施設の設置

(5) 民間協力の確立

文化財所有社寺等の周辺住民による自警組織の結成について指導する。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定及び市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者台帳

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

(2) 文化財レスキュー台帳（非常災害時以外は非公表）を文化財課と文化財課足助分室に配備し、大規模災害時に備える。

(3) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報

告を受ける。

3 重要文化財の耐震対策

平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- (1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- (2) 対処方針の作成・提出
- (3) 耐震対策推進の周知徹底
- (4) 補助事業における耐震予備診断の必須
- (5) 耐震予備診断実施の徹底
- (6) 県の指導・助言

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

6 応急協力体制

緊急避難用保管場所として、郷土資料館、豊田市棒の手会館等を提供するなど、文化財の安全確保に努めるとともに、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 市における措置

市は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)に基づき県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」にその事業を盛り込み、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

なお、県及び市は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

2 地震対策緊急整備事業計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事

業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備等

- 第 1号 避難地
- 第 2号 避難路
- 第 3号 消防用施設
- 第 4号 緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設又は漁港施設
- 第 5号 地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設
- 第 6号 石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地
- 第 7号 公的医療機関のうち、地震防災上改築を要するもの
- 第 8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第 9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第10号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- 第11号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

3 地震防災緊急事業五箇年計画

- (1) 作成主体は、都道府県知事
- (2) 計画の対象地域は、愛知県全域
- (3) 計画対象は、次に掲げる「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備等

- 第 1号 避難地
- 第 2号 避難路
- 第 3号 消防用施設
- 第 4号 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 第 5号 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- 第 6号 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 第 7号 公的医療機関等のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第 8号 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第 8の2号 公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第 9号 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 第10号 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- 第11号 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 第12号 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- 第13号 砂防設備、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 第14号 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 第15号 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 第16号 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 第17号 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 第18号 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 第19号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 第20号 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

4 単独事業等

(1) 地震対策アクションプラン

市は、災害に強い安全・安心なまちづくりのため、平成15年度から平成17年度を計画期間とする「地震対策アクションプラン（地震対策事業緊急3箇年計画）」を策定し、公共施設などの耐震化対策や災害応急体制の充実等地震防災対策を推進してきた。

平成17年4月の市町村合併により、旧町村地域を含む全市域が東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、平成18年度から20年度を計画とする新地震対策アクションプランに基づき、旧町村地域を含む全市域を対象とした地震対策事業を実施してきた。

引き続き、地震防災対象事業を実施する。

(2) 防災対策事業

県及び市は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業を実施する。

(3) 補助事業

市は、地震防災対策事業の推進を図るため、県費補助金を活用した地震防災対象事業を実施する。

第3章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

- 都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。
また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- 広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	市	(1) 都市計画マスタープランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	市	(1) 都市における道路、橋梁等の整備 (2) 都市における公園、緑地等の整備 (3) 都市における水道施設の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	市	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃化
第4節 市街地の面的な整備・改善	市、土地区画整理組合等	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

市における措置

(1) 都市計画マスタープランの策定

豊田市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市防災の方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市における措置

(1) 都市における道路、橋梁等の整備

ア 道路

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

イ 橋梁

道路の整備に併せて、橋梁の新設、拡幅及び改築を図る。

◆ 附属資料第1－8「道路の現況及び注意箇所等」

(2) 都市における公園、緑地等の整備

都市における大震火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、「豊田市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び都市公園の整備等を積極的に進めていくものとする。

震災時の避難地、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持つ都市公園等の機能は都市公園整備計画の中でも、環境保全、スポーツ・レクリエーション機能とともに重要視されている。都市公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の改正等に伴い、災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置が限定的に認められた。そこで、これらの制度を活用しつつ、災害時の多目的利用が可能な広場の確保、耐火効果に優れた樹木による緑化などに努める。

都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。住民の健康で安全な生活環境を確保するためにも、良好な自然的環境を有する緑地は、積極的に保全していく必要がある。

(3) 都市における水道施設の整備

水道が生活用水確保のための唯一の手段となり、水道の給水制限、断水が市民生活や都市経済に与える影響は極めて重大なものとなっている。災害時に市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため被災時の給水拠点となる配水池等の増設、配水池等への緊急遮断弁の設置を推進するとともに、強度が低下している老朽管の更新を進める。

◆ 附属資料第2－6「給水施設・設備」

(4) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進す

るものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進 市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法（昭和25年法律第201号）を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

（建築基準法の防火規制）

ア 不特定多数の人の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の人の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善 市、土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業の実施に併せて道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の形成と防災機能の一層の充実を図る。

また、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るための有効な方法として、市街地再開発事業の推進を図るものとする。

(2) 宅地造成工事等による災害の防止

宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出等を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする区域の宅地造成工事等は、次のような災害防止上必要な対策及び指導を強化する。

ア 危険宅地の改善指導

イ 宅地造成工事中における適切な防災措置の指導

(3) 災害危険区域内及びがけ付近における建築制限の指導強化

ア 危険区域内に存する住宅等の改修及び区域外への移転指導

イ 建築時における擁壁の設置及びその他によるがけ面保護の指導

ウ 既存住宅等の他の安全な土地への移転指導

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

(4) 市営住宅の整備

市民ニーズを踏まえ、居住水準の向上、住環境の向上を図るとともに、高齢者や身体障がい者等にも配慮した住宅とするなど防災機能の向上を図っていく。

- ◆ 附属資料第1－4「急傾斜地崩壊危険区域（法律指定）」
- ◆ 附属資料第1－14「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」

第4章 中山間地等における孤立対策

■ 基本方針

- 脆弱な地質構造の山間部においては、地震動により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。
- 地震の発生時に孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る必要がある。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 孤立危険地域の把握	市	市内の孤立危険地域の把握
第2節 孤立への備え	市	(1) 孤立集落と外部との通信の確保 (2) 物資供給、救助活動体制の整備 (3) 孤立に強い集落づくり (4) 孤立危険地域等の広報・啓発

第1節 孤立危険地域の把握

市における措置

市は、中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。

第2節 孤立への備え

市における措置

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

- ア 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることとする。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用法の習熟を図ることとする。
- イ 市は、集落と市の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じた適切な通信手段の確保に努めることとする。
- ウ 市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難場所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

- ア 市は、集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制について検討することとする。
- イ 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、市地域防災計画において明示するよう努めることとする。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップし

ておくこととする。

ウ 市は、孤立するおそれのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイク等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 市は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

イ 市は、集落の人口に応じて避難施設を確保・整備することとする。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

市は、住民に対して、地震発生時の孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、地震が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努めることとする。

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防

■ 基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、オープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 地震により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行う。
- 地盤沈下地域の提供を受け、必要な防災対策を積極的に実施するとともに、県に対して必要な措置の実施を働きかけていくものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 液状化対策の推進	市	（1）液状化危険度の周知 （2）建築物における対策工法の普及
第3節 宅地造成等の規制誘導	市	（1）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域 （2）造成宅地防災区域 （3）宅地危険箇所の防災パトロール （4）宅地危険箇所の耐震化 （5）既存盛土等調査
第4節 土砂災害の防止	県	1 県における措置 （1）土砂災害警戒区域等の指定 （2）山地災害危険地区の把握 （3）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 （4）土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 （5）土砂災害監視システムによる情報提供 （6）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進
	市	2 市における措置 （1）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 （2）ハザードマップの作成及び周知 （3）要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	市	（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録 （2）相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導 市における措置

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（昭和43年法律第100号）を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に係る地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進 市における措置

（1）液状化危険度の周知

市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図るものとする。

また、市は平成26年度に行った豊田市地震等被害予測調査の中で、DID地区については50m、その他地区においては250mメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、市民を始め各防災関係機関に公表した。

（2）建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、市は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成等の規制誘導 市における措置

（1）宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域

市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地になろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。

市は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

（2）造成宅地防災区域

県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害が生ずるものの発生のおそれ大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

（3）宅地危険箇所の防災パトロール

市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

市は、既存盛土等の分布図や一覧表、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(5) 既存盛土等調査

市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

◆ 附属資料第1-14「宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域」

第4節 土砂災害の防止

1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

(2) 山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。

(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等に

より住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

- イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。

(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

- ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 地すべり防止工事の実施

オ 土砂災害警戒区域（土石流）

- ① 標識等による住民への周知
- ② 土石流を受け止める砂防堰堤の設置

カ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

(5) 土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する。

(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実

施する。

2 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備

ア 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。また、市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（（エ）に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 県により土砂災害を防止するために、次のような措置が行われている。

(ア) 土砂災害警戒区域の住民への周知体制の整備

(イ) 土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

◆ 附属資料第1-16「土砂災害警戒区域内の要配慮者施設」

(2) ハザードマップの作成及び周知

市長は、県による土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の指定が完了した際には市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努める。

また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイト、各戸配付など様々な手法を活用して周知を行う。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

【災害危険区域】

建築基準法第 39 条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を「災害危険区域」として随時指定し、建築物の防災対策を推進する。

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導をし、安全確保を図るものとする。

【急傾斜地崩壊危険区域】

県は、地震やその後の降雨が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」として指定している。

この指定がなされた区域内では、県により次のような対策が実施されており、今後ともこの促進を図っていく。

- ア がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
 - イ 標識等による住民への周知
 - ウ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
 - エ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
 - オ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施
- また、土地所有者が崩壊防止工事を施工することが、困難又は不適当と認められるものについては、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施工等を県に対して積極的に働きかけるものとする。

◆ 附属資料第 1－4 「急傾斜地崩壊危険区域（法律指定）」

【地すべり防止区域】

県は、地震や降雨により地すべりの発生が想定される箇所のうち、実際に地すべり現象が確認された箇所については、地すべり等防止法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定している。

この指定がなされた区域内では、県により次のような対策が実施されており、今後ともこの促進を図っていく。

- ア 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- イ 標識等による住民への周知
- ウ 地すべり防止工事の実施

◆ 附属資料第1－5「地すべり危険箇所・地すべり防止区域」

【土砂災害警戒区域（土石流）】

県は、地震により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま溪流を流下したり、溪床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土砂災害警戒区域（土石流）について、次のような対策を実施している。

今後ともこの促進を図っていく。

- ア 標識等による住民への周知
- イ 砂防工事による砂防えん堤の設置

【山地災害危険地区】

山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区については、関係住民の理解と協力を得ながら、予防・復旧治山事業及び保安林整備事業等の実施について国及び県へ働きかけていく。また、土砂流出防止などの森林の持つ公益的機能が行動に発揮されるよう間伐等を推進する。

◆ 附属資料第1－7「山地災害危険地区」

【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

県は、土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進している。

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。

土砂災害警戒区域の指定のなされた区域内では、県の支援を受け、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備などの推進を図っていく。

また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、県により次のような対策が実施されており、今後ともこの促進を図っていく。

- ア 開発行為の制限
- イ 建築物の安全性の向上
- ウ 建築物に対する移転等の勧告

なお、未指定の箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら県に対して指定の支援を図っていく。

◆ 附属資料第1－6「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備 市における措置

（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めており、市はこれに協力するものとする。

（2）相互支援体制の整備

市は、国、県と協力し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

○地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画及び災害時受援計画や各対策分野における計画及びマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市	1（1）防災施設等の整備 1（2）防災用拠点施設の整備促進 1（3）公的機関の業務継続性の確保 1（4）応急活動のためのマニュアル作成等 1（5）人材の育成等 1（6）防災中枢機能の充実 1（7）非常用電源の設置状況等の収集・整理 1（8）防災関係機関相互の連携 1（9）浸水対策用資機材の整備強化 1（10）地震計等観測機器の維持・管理 1（11）緊急地震速報の伝達体制整備 1（12）防災用拠点施設の屋上番号標示 1（13）防災情報システムの整備 1（14）情報の収集・連絡体制の整備等 1（15）救助・救急等に係る施設・設備等 1（16）物資の備蓄、調達供給体制の確保 1（17）応急仮設住宅の設置に係る事前対策 1（18）災害廃棄物処理に係る事前対策 1（19）罹災証明書の発行体制の整備 1（20）市有施設の自衛消防体制の整備 1（21）非常用水源の確保 1（22）消防施設・設備の整備促進

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 市及び防災関係機関における措置

（1）防災施設等の整備

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

（2）防災用拠点施設の整備促進

災害時において、各地区の災害応急活動の拠点施設となる交流館及び支所の防災上の機能強化を図るための整備を促進する。そのひとつとして、各交流館

に防災倉庫を整備し、食料、飲料水及び生活必需品を備蓄する。さらに、市内に地区防災倉庫を整備し、防災用資機材を備蓄する。また、避難所についても、防災倉庫を整備し食料、飲料水、自家用発電機等の備蓄に努める。

また、防災用拠点施設となる交流館や支所には、自家発電設備等の非常用電源設備を整備する。

道の駅「どんぐりの里いなぶ」については、国道153号に面するという立地状況から、防災活動拠点として整備する。

- ◆ 附属資料第2-5-(5)「防災倉庫一覧」
- ◆ 附属資料第2-5-(6)「防災倉庫資機材一覧」
- ◆ 附属資料第5-3「緊急時ヘリポート可能箇所一覧」

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

ウ 市は、大規模災害が発生した場合における業務継続計画の実効性を高めるため災害時受援計画を策定し、次の事項に留意しつつ、災害応急対策に必要な人的・物的資源を効果的に受け入れる体制を整備しておく。

- ① 災害対策本部における受援に関する体制の整備
- ② 人的・物的資源に関する応援・受援の体系
- ③ 応援機関の活動拠点の確保
- ④ 支援を要する業務の選定
- ⑤ 各業務における個別の受入体制及び受入手順の整備

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の

使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、県、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、

相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(9) 浸水対策用資器材の整備強化

市は、浸水注意箇所等については、具体的な浸水対策工法を検討する。また、浸水対策活動に必要な杭木、土のう、スコップ、掛矢等の水防対策資機材の備蓄並びに水防倉庫などの整備促進及び機能強化のための点検を行うこととする。

◆ 附属資料第2-4-(2)「水防倉庫一覧」

◆ 附属資料第2-4-(3)「水防倉庫備蓄資機材一覧」

◆ 附属資料第5-3「緊急時ヘリポート可能箇所一覧」

(10) 地震計等観測機器の維持・管理

市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

(11) 緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

(12) 防災用拠点施設の屋上番号標示

ヘリコプター等からの災害応急活動が効果的に実施できるように、市役所本庁舎をはじめ防災拠点施設等の屋上にヘリコプター用の番号表示を行っていくものとする。

(13) 防災情報システムの整備

地図情報システムに、建物の位置、形状、また必要な物については当該建物の規模、構造、性能、数量又は建設年数、その他属性に関する情報を入力し、広域応援受入れ時の効果的な運用展開、道路等被害情報の管理、消火活動等の支援活動、被災者の救出救助及び安否確認、倒壊家屋等の被害調査活動、仮設住宅建設候補地の検索など災害対策活動に必要な防災関連情報の整備に努めるものとする。

また、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、県内市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。なお、本システムと総合防災情報システム（SOBO-WEB）間でデータ連携を行うこととする。

さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。

(14) 情報の収集・連絡体制の整備等

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、

必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

ア 通信施設の防災構造化等

市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

市は、万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源設備を耐震性があり、かつ浸水する可能性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施するとともに、情報伝達手段の多角化を進める。

ウ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用

市は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

◆ 附属資料第2-3「通信施設・設備等」

(15) 救助・救急等に係る施設・設備等

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災報知器、その他の消防施設、設備の整備、改善及び管理を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に、危険物施設、高層建築物、林野火災等における特殊火災に対処するため、救助工作車、大型水槽車、消火薬剤等の増強及び消防機械の整備を図る。

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市は、県又は関係機関が所有する防災消防ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用について県又は関係機関とあらかじめ協議する。

◆ 附属資料第2-5-(1)「救助用資機材の保有状況（消防署）」

◆ 附属資料第2-5-(2)「高度救助用資機材の保有状況（消防署）」

◆ 附属資料第2-5-(3)「救出用資機材・集団救急事故資機材の保有状況」

◆ 附属資料第4「建設機械（道路復旧・障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達」

(16) 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

イ 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

ウ 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(17) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

(18) 災害廃棄物処理に係る事前対策

ア 豊田市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、平成28年7月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に取り組むものとする。

◆附属資料第2-7-(3)「災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧」

イ 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

(19) 罹災証明書の発行体制の整備

ア 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

イ 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(20) 市有施設の自衛消防体制の整備

建築物の災害対策は、広範囲にわたり、多くの法的規制がなされている。これら法的規制のうち、消防法及び消防施行令に定める防火対象物については、消防計画の作成が義務付けられ、これらにより、災害発生時には応急活動がなされることになっている。

しかしながら、大規模災害発生時においては、火災の多発や道路障害による消防力の投入が著しく困難になり、消火栓の使用不能等により消防用水利が不足する等が想定される。このため、当該施設が自ら自衛する防災体制を整備する必要があるので、市は防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防水利及び消火用機器の整備を図る。

(21) 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

ア 給水対象及び給水量 非常用水源の規模決定に当たっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
災害発生～3 日目	3	概ね 3km 以内	応急給水施設・給水タンク車
4日～10日	20	概ね 1km 以内	幹線管路付近の仮設給水栓

11日～21日	100	概ね 300m 以内	配水管上の仮設給水栓
22日～28日	250	概ね 100m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

イ 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

(ア) 最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

(イ) 水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

(ウ) 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

(エ) プール、ため池、沈澱池、河川の利用

a 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

b 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

(オ) 井戸の利用

浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用に当たっては水質に十分注意してから使用すること。

(22) 消防施設・設備の整備促進

多様な災害に対応できるよう、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災報知器、その他の消防施設、設備の整備、改善及び管理を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に、危険物施設、高層建築物、林野火災等における特殊火災に対処するため、救助工作車、大型水槽車、消火薬剤等の増強及び消防機械の整備を図る。

また、大規模地震に耐えることのできる防火水槽の設置を促進する。

震災時には道路が寸断され、消防職員等による消防ポンプ自動車による消火活動に支障が生ずるおそれがある。そこで、自主防災会等住民による可搬式動力ポンプの操作がより効果的に行われるよう、その整備を促進するものとする。

第7章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難情報の情報伝達体制の整備	市	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保 2
	市、ライフライン事業者	2 Ｌアラートで発信する災害関連情報等の多様化
第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	市	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	市	(1) マニュアルの作成 (2) 判断基準の設定等に係る助言 (3) 事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画の策定	市、防災上重要な施設の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

第1節 避難情報の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）、IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあら

はじめ検討しておく。

2 市及びライフライン事業者における措置

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難地等を選定する。

(1) 広域避難地の選定

市は、市民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難地を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難地及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- ア 広域避難地は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等が適当と考えられる。
- イ 広域避難地における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。
- ウ 広域避難地は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- エ 広域避難地内の木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ、散在していなければならない。
- オ 広域避難地は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- カ 広域避難地は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率 5 %程度疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れている所とする。

(2) 自主避難場所の確保

自治区は、指定避難場所が開設されていない場合や、災害の状況などにより、指定避難場所へ安全に避難できない場合に地域住民が自主的に避難する場所として、公園、広場、自治区集会所等を自主避難場所として選定し、確保し、管

理及び運営を行う。また市は、自主避難場所表示看板の配布希望があった自治区に対して看板を配布し、自治区が設置及び管理を行う。

◆ 附属資料第2-5-(4)「避難場所等一覧」

2 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - (ア) 気象予警報及び気象情報
- ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にする
- エ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めるものとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合（土砂災害については、それらを解除する際も含む）において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定等について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 避難行動要支援者の避難対策

第8章 第2節 要配慮者支援対策 (3) 避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市及び名古屋地方気象台における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所や災害危険地域を示した地震ハザードマップ、防災マップ、広報誌等を活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路
- エ 緊急避難場所、避難所の区分
- オ その他必要な事項
 - ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと
 - ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識
 - ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
 - ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
 - ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「緊急安全確保」を行うべきこと
- ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際

には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より支援体制の構築に努めるものとする。また、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者への対応を強化するため、「豊田市避難行動要支援者 避難支援計画（行動マニュアル）」を策定し、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市は、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。
- 市は、内閣府が作成した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえ、要配慮者に配慮した避難所機能の充実及び福祉避難所の整備に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備等	市	(1) 避難所等の整備 (2) 指定避難所の指定 (3) 指定福祉避難所の指定 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (5) 避難所の破損等への備え (6) 避難所の運営体制の整備 (7) 避難者等の情報把握 (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
第2節 要配慮者の支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策

		(4) 福祉避難所等の設置 (5) 外国人等に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を、災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

オ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理も管理諸室、病院など医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。

カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 指定福祉避難所の指定

ア 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障がい者、医療的ケア

を必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

エ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、災害用便槽（マンホールトイレ）、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備

防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等

を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、「避難所運営マニュアル」を平成30年4月に作成した。また、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。また、「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、福祉避難所の適切な運営体制の構築に努める。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

◆ 附属資料第2-5-(4)「避難場所等一覧」

◆ 附属資料第9-2-(8)「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」

(7) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

ウ 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

オ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

カ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅者の要配慮者対策

ア 緊急通報システム等の整備

市は、災害時等における要介護認定又は要支援認定を受けているひとり暮らし高齢者（呼吸器系・循環器系等の疾患により医師が必要と認めた者に限る）及び重度障がい者の安全確保を図るため、平成3年度より導入している緊急通報システムを継続することにより、地域の支援体制づくりに努める。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、ボランティア組織及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。特に、大規模な災害が発生した場合には、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、

要配慮者に対し、地域住民や自主防災組織等を中心とした住民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制の確立を推進する必要がある。このため、市は、より一層の防災知識の普及、啓発に努め、住民全体で災害に取り組む土壌の育成を推進するとともに、自治区等を中心とした自主防災組織の育成に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者自身の対応能力の向上及び地域の支援体制強化を図るため、地域住民や自主防災会等と連携し、要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

エ 生活物資等の整備

市は、要配慮者に配慮した食糧及び生活必需品の備蓄を推進する。

オ 人にやさしい施設づくり

市は、要配慮者に配慮した避難施設、歩道、通路等の整備を促進する。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。

(ア) 避難支援等関係者となる者

市は、避難行動要支援者のうち、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」と

いう。)に対し、名簿情報を提供するものとする。

避難支援等関係者は、自治区、自主防災会、民生委員、地域包括支援センター、消防団、豊田警察署・足助警察署とする。

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

- a 介護保険における要介護3～5の認定者
- b ひとり暮らし高齢者等登録者
- c 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
- d 身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
- e 上記に準ずるもので登録を希望する者（老夫婦世帯、老々介護世帯など）

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に必要な個人情報は、以下の事項とし、情報管理主管課より必要な情報を取得する。また、必要に応じて、関係都道府県知事その他の者に対して、名簿作成に必要な情報の提供を求める。

- a 氏名
- b 住所又は居所
- c 生年月日
- d 性別
- e 電話番号その他連絡先
- f 緊急連絡先
- g 避難支援を必要とする事由

(エ) 名簿の更新に関する事項

市は、転入や介護認定、障がい者手帳の取得等により、新たに避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合、及び避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は、該当する者の情報を名簿から削除する。名簿は、最新の情報に更新したものを、年1回、避難支援等関係者へ送付する。

(オ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿を提供する際には、避難支援等関係者に対し、個人情報の保護に十分配慮し、名簿記載の情報を適切に管理する旨の説明等を行い、情報の漏

えい防止を図る。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

市は、豊田市国際交流協会を始め関係機関と連携して、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異な

ることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

（5）災害ケースマネジメント

県及び市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

市は公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺や工場等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

（1）帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

（2）事業者による物資の備蓄等の促進

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

（3）一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 火災予防・危険性物質の防災対策

■ 基本方針

○市は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 火災予防対策に関する指導	市	(1) 一般家庭に対する指導 (2) 防火対象物の防火体制の推進 (3) 立入検査の強化 (4) 危険物等の安全確保の指導 (5) 震災時の出火防止対策の推進 (6) 建築同意制度の活用
第2節 消防力の整備強化	市	1 (1) 消防力の整備強化 1 (2) 消防施設等の整備強化
第3節 危険物施設防災計画	市	1 (1) 保安確保の指導 1 (2) 危険物取扱者に対する保安教育
	危険物施設の管理者	2 (1) 施設の保全及び耐震性の強化 2 (2) 大規模タンクの耐震性の強化 2 (3) 自主防災体制の確立
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画	高圧ガス製造施設の管理者	(1) 高圧ガス製造施設の対策 (2) 高圧ガス製造設備の緊急停止対策 (3) 防災活動対策
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画	市	毒物劇物取扱施設に対する立入指導の強化

第1節 火災予防対策に関する指導

市における措置

(1) 一般家庭に対する指導

市は、地域の消防団、婦人（女性）消防クラブ、自主防災会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。また、防災訓練、防災フェスティバルなどの活動を通じ、防災意識の高揚を図るとともに、防災学習センター及び起震車「防サイ君」等を活用し、防災知識、技術の向上を図る。

(2) 防火対象物の防火体制の推進

市は、消防法に規定する多数の人が出入りする防火対象物に対し防火管理者を選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ同計画に基づく消火、

通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(3) 予防査察の強化

消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

(4) 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号）に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者等に対し、同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(5) 震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

(6) 建築同意制度の活用

市は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

市における措置

(1) 消防力の整備強化

市内には常備消防として消防本部のほか、消防署、分署及び出張所が設置され、また、非常備消防として消防団が方面隊、分団、部に分けて設置されている。各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

◆ 附属資料第2-2-(1)「消防本部（署）保有の消防力」

(2) 消防施設等の整備強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計画をたてて、

その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

また、河川、用水、ため池及びプールなどを有効な消防水利として最大限活用するため、消防ポンプ車の取水接岸のための施設整備等を推進し、自然水利と人口水利の適切な組み合わせによる消防水利の多様化を図るものとする。

◆ 附属資料第2-2-(3)「消防水利の現況」

(3) 科学消防力の強化

大震災時における道路交通障害による消防ポンプ自動車の進入不能、大規模工場の火災に際しては、消防機械の科学化を行って対処する必要がある。このため、化学車、救助工作車の整備充実を図るものとする。

◆ 附属資料第2-2-(4)「化学消火薬剤の備蓄」

(4) 消防団の機能強化

災害時における消防団の任務は、市民に対する出火防止の広報、地震災害に関する広報、初期消火、救助・救急、避難勧告・指示の伝達及び誘導、常備消防隊への協力等である。市は、消防団によるこれらの活動が迅速かつ的確に実施できるような訓練を指導するとともに、消防団へ各種災害応急対策用資機材、市防災行政系無線（移動系）・消防無線等を配備し、消防団の機能強化を図るものとする。

◆ 附属資料第2-2-(2)「消防団保有の消防力」

第3節 危険物施設防災計画

1 市における措置

(1) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物施設の管理者における措置

(1) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）、第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震性の強化

容量1,000kl以上の特定屋外タンク貯蔵所及び容量500kl以上の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者管理者又は占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

(3) 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者又は占有者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、

毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、排出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

◆ 附属資料第1－10「石油類等大量保有事業所」

第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画

高圧ガス製造施設の管理者における措置

高圧ガス製造施設は、高圧ガス保安法（以下この章において「法」という。）に定める耐震構造とするほか、過去の震災例に基づき補強対策を実施する。

また、高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の緊急停止や地震発生時の円滑な防災活動に必要なハード、ソフト両面の対策を実施する。

（1）高圧ガス製造施設の対策

ア 貯槽

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、安全弁等の附属品には十分な補強をする。また、緊急遮断弁は、感震器と連動させる。

イ 塔類

法に基づく耐震構造とするほか、主配管との接合部には可とう性を持たせ、液面計等の附属品には十分な補強をする。

ウ 圧縮機及びポンプ

本体と駆動部は同一の基礎上に乗せ、不等沈下を防止する。

エ 配管

機器との接続部や埋設配管の地上立ち上がり部など、強い応力のかかる部分には可とう性を持たせる。

オ 防液堤

必要な容量を確保した耐震構造とするほか、配管貫通部が地震動により損傷を受けない構造とする。

カ 防消火設備

水源の分散、配管のループ化を検討する。また、遠隔操作ができる構造とする。

キ 計装関係

自動制御装置、緊急遮断装置等は、フェイル・セーフ構造とする。また、操作パネルには、地震時にも操作ができるよう手すり等を設ける。

ク 通報設備

緊急時の連絡及び情報の伝達を速やかに実施するため、構内電話、構内放送、無線設備等を設置する。

（2）高圧ガス製造設備の緊急停止対策

石油精製工場や化学工場等の重要機器は、大規模地震が発生した場合、機器保護緊急停止が自動的に作動するが、装置全体の緊急停止は人の操作によって

行われている。

このため、これら事業所の高圧ガス設備と感震器とが連動して自動的に装置全体を緊急停止するよう検討する。

(3) 防災活動対策

地震による災害を防止するため、漏えい防止対策、防消火活動、除害活動等に必要な防災資機材の整備を図る。

また、緊急操作、防災行動をシステム化し、これを周知徹底するための定期的な操作訓練及び防災訓練を実施する。

◆ 附属資料第1－12「液化石油ガス保有事業所」

第5節 毒物劇物取扱施設防災計画 市における措置

次の事項を重点として立入指導を強化する。

- (1) 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤、貯留槽等の設置を推進する。
- (2) 毒物劇物の貯蔵施設については、可能な限り耐火構造の専用施設とし、やむを得ず同一施設内に他の物品と混在する場合は、防火区画とする。
- (3) 毒物劇物を貯蔵し、又は保管する施設の表示については、見やすい場所に「保管管理責任者氏名・電話番号等連絡方法」、「医薬用外」、「毒物」、「劇物」等の表示をする。
- (4) 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止対策の確立を図る。
- (5) 毒物劇物の保有施設については、応急措置に必要な設備器材等の配備の促進を図る。

第10章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

○市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	市	(1) 応援要請手続きの整備 (2) 応援協定の締結等 (3) 受援体制の整備 (4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 (5) 訓練、検証等
第2節 応援部隊等に係る広域 応援・受援体制の整備	市	(1) 緊急消防援助隊 (2) 広域航空消防応援 (3) 広域消防相互応援協定 (4) 自衛隊による措置 (5) 中部地方整備局による措置
第3節 支援物資の円滑な受援 供給体制の整備	市	(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点 の確保等	市	(1) 防災活動拠点の確保等 (2) 南海トラフ地震等発生等の大規模自然災害時における受援計画 (3) 訓練、検証等

第1節 広域応援・受援体制の整備

市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

災害時において、市は、国又は他の地方公共団体、防災関係機関への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手続き、連絡調整窓口、要請内容等を取り決めておくとともに、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備や、職員への周知徹底等の必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町村のみ

ならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが一層重要である。

また、豊田市防災基本条例の理念に則り、市域を越えた広域で被害を受けた際には、内陸部に位置することや高規格道路等の交通の便の良い立地条件を生かして、本市が、他の地方公共団体の支援のための拠点としての役割を担えるよう体制を整備する。

市は、既に愛知県内広域消防相互応援協定をはじめ、西三河地区消防相互応援協定、中核市災害時相互応援に関する協定、榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定、東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定、広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定及び西三河災害時相互応援協定など広域的な災害応援協定を締結しているが、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災対法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

◆ 附属資料第9－1「市町村間における応援協定等」

◆ 附属資料第9－2「市及び関係団体間における協力協定」

（3）受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両

を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 訓練等の実施

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災活動拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

市は、国及び県の受援計画を踏まえ、大規模自然災害に備えて災害時受援計画を策定した。当該計画に基づき、受援体制や拠点の整備等の必要な準備を整えるものとする。

(5) 訓練、検証等

市は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。また、応援協定を締結している関係機関と平常時から連絡を取り合い、定期的に情報交換を行うなど、協力体制の確立に努める。

◆ 附属資料第2-5-(7)「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」

◆ 附属資料第2-5-(12)「救援物資等受入施設一覧」

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

特に、南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から本市への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域消防相互応援協定

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「西三河地区消防相互応援協定」等に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(4) 自衛隊による措置

市は、県を通じて自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、円滑な活動が行えるよう、相互の情報連絡体制の充実を図るとともに、共同防災訓練の実施等に努めるとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行い、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。

(5) 中部地方整備局による措置

市は、中部地方整備局が取り組む緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等が迅速に活動するための、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備や研修及び実践的な訓練の実施に協力するものとする。

◆ 附属資料第9 - 1「市町村間における応援協定等」

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(2) 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画・マニュアル等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市における措置

(1) 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

(2) 南海トラフ地震等発生等の大規模自然災害時における受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

市は、国及び県の受援計画を踏まえ、大規模自然災害に備えて災害時受援計画を策定した。当該計画に基づき、受援体制や拠点の整備等の必要な準備を整えるものとする。

(3) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

- ◆ 附属資料第2-5-(7)「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」
- ◆ 附属資料第2-5-(12)「救援物資等受入施設一覧」

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 地震災害を最小限に食い止めるには、市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、市民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
- 市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市	1（1）総合防災訓練 1（2）浸水対策訓練 1（3）動員訓練 1（4）広域応援・受入訓練 1（5）防災訓練の指導協力 1（6）訓練の検証 1（7）図上訓練等
	県、市、国立私立各学校等管理者	2（1）計画の策定及び周知徹底 2（2）訓練の実施 2（3）訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、名古屋地方気象台	（1）防災意識の啓発 （2）防災に関する知識の普及 （3）自動車運転者に対する広報 （4）家庭内備蓄等の推進 （5）地震保険の加入促進 （6）報道媒体の活用及び協力要請

区 分	機関名	主な措置
		(7) 過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	県、市、国立私立各学校等管理者	1 (1) 児童生徒等に対する安全教育 1 (2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1 (3) 防災思想の普及 1 (4) 登下校（登降園）の安全確保
	市	2 市職員に対する地震防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施	市	(1) 防災意識調査の実施 (2) 耐震相談及び耐震診断の実施 (3) 地震に関する相談の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市における措置

(1) 総合防災訓練（市民防災総合演習）

市は、地域の住民、防災関係機関、民間企業及びボランティア団体の協力、連携のもとに市民防災総合演習等を実施する。

なお、市民防災総合演習等においては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にし、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、地域住民自らが訓練に参加することにより実践的な訓練条件及び訓練内容となるように努める。

(2) 浸水対策訓練

市は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御に当たり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、豊田市水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施に当たっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

ア 観測（水位、雨量、風速）

イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ 動員（消防団、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資機材、人員）

オ 工法（水防工法）

カ 樋門、角落し等の操作

キ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

(3) 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を

適宜実施する。

(4) 広域応援・受入訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県及び他の地方公共団体・事業者・各種団体と連携し、広域的な応援・受入れを行う防災訓練を実施する。

(5) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(6) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(7) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する地区対策班員及び避難所運営班員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立・私立学校等管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災安全局）や市（防災関係部局等）の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備

を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報 市及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、地震発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、地震災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、ソ～ツについて解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ア 地震に関する基礎知識
- イ 市内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- ウ 予想される地震に関する知識、地域の危険度に関する知識
- エ 警報等や避難情報の意味と内容
- オ 正確な情報の入手
- カ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- キ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- ク 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- ケ 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- コ 避難生活に関する知識
- サ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- シ 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ス 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる

措置の内容

- ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、市民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

- ア 平常時の心得に関する事項
- イ 地震発生時の心得に関する事項
- ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項

(3) 自動車運転者に対する広報

市及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

家庭における飲料水等の備蓄の目安は、次のとおりである。

ア 飲料水

1人1日3リットルを目安とし、3日分の家族分を市販の備蓄用飲料水等により各家庭で備蓄するよう啓発する。

イ 生活用水

調理、トイレ、洗面及び清掃等に使用する生活用水の確保を平素より風呂水の汲み置き又はポリタンク等による備蓄に努めるよう啓発する。

ウ 応急給水用容器

応急給水用容器として各家庭でポリ容器などを備蓄するよう啓発する。

(5) 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、市等は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び市民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(6) 報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(7) 過去の災害教訓の伝承

市は、市民、自治区及び自主防災組織が、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へ引き継ぐよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立・私立学校等管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（こども園を含む。以下同じ）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、市消防本部防災学習センターの見学など学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

- (ア) 通学路については、警察署、建設事務所等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。
- (イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。
- (ウ) 地震時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。
- (エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携を取り確認しておく。
- (オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
- (カ) 特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに（ア）から（エ）に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 地震時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

市職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (6) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (7) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容

- (8) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施 市における措置

市は住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

(1) 防災意識調査の実施

市民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査及び市政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

(2) 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという市民の不安を解消するため、県と協力して耐震相談を実施する。

また、木造住宅の無料耐震診断を実施するものとする。

(3) 地震に関する相談の実施

地震についての不安を持っている市民のために、市は相談に応ずるものとする。

第12章 震災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

○様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害提言策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
震災に関する調査研究の推進	市	(1) 基礎的調査 (2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査 (3) 被害想定に関する調査研究 (4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査 (5) 防災カルテ等の活用 (6) 地籍調査

震災に関する調査研究の推進

市における措置

本市では市各部局で、防災都市づくりや火災の防止等それぞれの抱えている課題や具体的施策の推進に必要な資料収集及び調査研究を進めている。

こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。

(1) 基礎的調査（本市の自然的・社会的条件に関する調査）

本市の自然的・社会的条件についての調査は調査研究の基礎をなすものである。社会的条件については既存の一般的な調査が利用できる部分が多い。自然的条件については数多くのボーリング調査や研究等により、本市の地形・地質・地盤の構造、断層等について調査研究を進める。

(2) 地震の発生、規模及び予知に関する調査研究

将来発生するであろう地震の予知については、国、県、研究機関等が実施する調査研究等の結果を積極的に収集する。

(3) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための目標を設定することを目的とするものであり、震災対策の総合的かつ効果的な推進を図るために重要である。

ア 東海地震・東南海地震等被害予測調査（平成14～15年度 愛知県実施）

海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施した。

イ 東海地震・東南海地震・南海地震等（南海トラフ）被害予測調査

(ア) 愛知県実施（平成 23～25 年度）

海溝型地震では、南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震・津波、②理論上最大想定モデルによる地震・津波を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施した。

(イ) 豊田市実施（平成 26 年度）

国や愛知県の被害想定を参考に南海トラフ地震として規模の異なる「過去地震最大モデル」「理論上最大想定モデル」の地震について、豊田市の地域特性を考慮したより詳細な被害予測を独自に実施した。

(4) 災害の防止、都市の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査研究する。

(5) 防災カルテ等の整備

市は、防災アセスメント（平成 27 年度に公表した豊田市地震被害予測結果）及び防災カルテ（平成 29 年 8 月公表）の成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治区単位、学区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

地域が作成する防災マップ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

(6) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市は、災対法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として、災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○本部会議の開催			→
	○災害対策要員の確保 ○国又は他都道府県職員の派遣要請			
市	○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保 ○国又は他市町村職員の派遣要請			
防災関係機関	○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備			

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部 の設置・運営	市	1（1）災害対策本部の設置 1（2）災害対策本部の組織・運営 1（3）非常配備体制 1（4）現地災害対策本部 1（5）業務継続計画が発動された場合の体制
	防災関係機関	2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備
第2節 職員の派遣要 請・受入れ	市	（1）職員の派遣 （2）応援の要求 （3）職員の受入体制の構築 （4）被災市町村への市職員の派遣
第3節 災害救助法の 適用	市	（1）救助の実施 （2）県が行う救助の補助

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

（1）災害対策本部の設置

市では、市内で地震の発生を知った場合に迅速に非常配備体制をとるため、速やかに地震情報を収集・伝達し、災害対策本部を設置する。

市内の震度は、地震情報等で名古屋地方気象台から伝達されるとともに、県から「震度情報ネットワークシステム」により震度情報等が伝達される。また、本市が独自に整備した「震度情報ネットワークシステム」により、携帯電話、ホームページ、コミュニティ放送（ひまわりネットワーク、エフエムとよた）を通じ、市内15箇所の震度が伝達される。

ア 災害対策本部の設置及び廃止時期

（ア）災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。

設 置 基 準
・市内で震度4以上の地震が発生したとき。 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ・市域に相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがあり、災害対策本部長（市長）が必要と認めたとき。

（イ）災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、予想された災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長（市長）が認めた時に廃止するものとする。

イ 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止した時は、県及び関係機関等に対してその旨を通知し、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告等を行う。

通知又は公表先	連絡担当課	通知又は公表方法
庁内各課	地域振興部防災対策課 （災害対策本部事務局）	庁内放送、庁内LAN、電話、口頭その他迅速な方法
出先機関	各主管部担当課	庁内LAN、電話、FAX、市防災行政無線、衛星携帯電話、口頭その他迅速な方法
県知事	地域振興部防災対策課 （災害対策本部事務局）	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
市消防本部、県豊田警察署・足助警察署	〃	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	〃	〃

通知又は公表先	連絡担当課	通知又は公表方法
隣接市町村	〃	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
自治区	地域振興部地域支援課 （地区対策部自治区対策班）	電話、FAX、市防災行政無線その他迅速な方法
一般市民	市民部各課 （広報・被害調査対策部） 地域振興部防災対策課 （災害対策本部事務局）	市防災行政無線、防災ラジオ、広報車、有線放送、CATV、コミュニティFM、ホームページ、緊急メールとよた、市公式SNS、緊急速報メール
報道機関	経営戦略部市政発信課 （危機管理対策部報道班）	文書、FAX、メール、電話、口頭

（2）災害対策本部の組織・運営

ア 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災対法並びに豊田市災害対策本部条例及び豊田市災害対策本部運営要綱に定めるところにより、市の各部局は、それぞれ対策部、対策班を編成し、災害情報の収集、伝達、応急措置、被災者の救難・救助等災害の発生の防御、又は拡大の防止に努める。

イ 災害対策本部の事務を行う場所

市役所南庁舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置する。なお、市役所が被災し災害対策本部を設置できない場合には、市消防本部を充て、さらに市消防本部を充てることができない場合は博物館を充てる。

ウ 災害対策本部の標示の掲出等

災害対策本部を設置した場合は、市役所南庁舎4階災害対策本部室に「豊田市災害対策本部」の看板を掲示する。

エ 初動体制の強化

市は、休日又は勤務時間外における災害発生に備え、災害対策本部の初動体制の強化に努める。

- ◆ 附属資料第11－5「豊田市災害対策本部条例」
- ◆ 附属資料第11－6「豊田市災害対策本部運営要綱」
- ◆ 附属資料第8－1－（1）「豊田市災害対策本部機構」
- ◆ 附属資料第8－1－（2）「豊田市災害対策本部機構事務分掌」

（3）非常配備体制

ア 配備区分

市は、次の基準により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

ただし、水道施設、下水道施設、清掃施設その他施設管理の必要から、別に参集配備基準を定めている場合は、当該参集配備基準の定めによる。

なお、各配備体制における各対策部・対策班の配備人員は、「豊田市災害対策本部（地震災害用）配備基準表」のとおりである。

非常配備基準（地震災害用）

区 分	配 備 要 件
第1 非常配備体制	・市内で震度4を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
第2 非常配備体制	・市内で震度5弱を観測した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
第3 非常配備体制	・市内で震度5強以上を観測した場合

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

イ 配備方法

（ア）平常勤務時

市内で地震の発生を知った時は、速やかに地震情報を収集し、非常配備基準に該当する場合は、本部事務局長（地域振興部市民安全室長）は、必要に応じて災害対策本部長の指示により配備体制を決定し、各対策部連絡担当等にこれを伝達するとともに、該当する職員に対して、庁内放送等により徹底させる。

（イ）休日又は勤務時間外

職員は勤務時間外又は休日等において、参集基準に該当する地震発生情報を職員参集メール、テレビ、ラジオ等により知った時は、直ちに指定参集場所に参集（自動参集）する。

ウ 各職員等に対する連絡

各職員に対する連絡は、災害対策本部各対策部の班長等から行うこととする。なお、消防団に対する連絡は、災害対策本部事務局（現地災害対策本部）から消防団長、副団長に行うとともに、該当地域を管轄する方面隊長又は分団長に行うものとする（分団長不在の場合には、部長に連絡を行う）。

エ 参集場所

（ア）指定参集場所

職員は、次表に掲げる指定参集場所に速やかに参集するものとする。ただし、消防職員については、別に定める「地震防災消防活動基準」の定めるところによる。

指 定 参 集 場 所

区 分	参 集 場 所
・情報受理班員、情報収集班員、情報集計班員 ・地域情報総括班員 ・自治区対策班員	市役所（災害対策本部室）
地区対策班員	交流館（21箇所）・支所（6箇所）

区 分	参 集 場 所
避難所運営班員	指定避難場所（121 箇所） ※内緊急避難場所 地 震 109 箇所 風水害 106 箇所
上記以外の職員	それぞれの勤務場所

◆ 附属資料第 11－11「地震防災消防活動基準」

（イ）臨時参集場所

あらかじめ決められている指定参集場所に参加できない場合は、次表に定める臨時参集場所に参加し、次の要領により初期の応急対策活動を実施する。なお、指定参集場所へのルートが確保された場合は、速やかに指定参集場所へ参加する。

- a 災害対策本部（情報管理室又は所属する対策班長）との通信連絡
- b 臨時参集場所周辺の被害情報の収集及び偵察
- c 応急対策活動の実施
- d 地区対策活動の支援
- e 指定避難所、緊急避難場所運営活動の支援

臨 時 参 集 場 所	
区 分	参 集 場 所
消防職員	最寄りの署、分署又は出張所
消防職員以外の職員	市役所、勤務公署又は交流館
上記臨時参集場所への参加も不可能な職員	最寄りの指定避難所、緊急避難場所

オ 参加方法

職員の参加にあたっては、通常の通勤方法又は通勤手段によるものとするが、これによりがたいと認められる場合は、その他の方法又は手段（徒歩、自転車等）により参加する。

カ 参加途上における留意点

職員は、次の点に留意して参加する。

- （ア）指定参集場所又は臨時参集場所への参加を最優先とする。その途上において、被災者等から救急救助その他の災害対策活動を要請された場合にも、事情を説明して参加に努める。
- （イ）その途上において、次の必要が生じた場合は、積極的に付近住民の協力を得て参加に努める。
 - a 路上障害物の排除への協力その他の役務提供
 - b 自転車その他物品等の借上げ
 - c その他
- （ウ）参加にあたっては、その途上における被害状況の把握に努め、災害対策本部関係各部その他関係機関等へ通報する。

（４）現地災害対策本部

大規模災害の発生に伴う消火活動及び救急救助活動については、豊田市現地災害対策本部運営要綱の定めるところにより、現地災害対策本部を設置して実施する。

ア 現地災害対策本部設置及び廃止の基準

現地災害対策本部は、局地的な災害が発生して住民避難が必要な場合、又は集中的に災害応急対策活動を実施する必要がある場合で、本部長が必要と認めた場合に設置する。本部長は、現地における災害応急対策活動がおおむね完了したと判断した場合に廃止する。

イ 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部は、原則として災害地を管轄するコミュニティセンター及び支所に設置する。なお、コミュニティセンター及び支所が被災した場合には、交流館等に設置する。

ウ 現地災害対策本部長等

（ア）現地災害対策本部長は、防災担当副市長をもって充て、現地災害対策本部を統轄し指揮管理する。

（イ）現地副本部長は、建設部副部長及び支所長をもって充て、現地災害対策本部長を補佐する。現地災害対策本部長に事故がある場合又は不在の場合は、その職務を執行する。

（ウ）現地災害対策本部職員は、被害の程度、対応の必要性等から判断し、本部長が指名するものとする。

エ 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、次の所掌事務を実施する。

（ア）被害状況、被災地の対応状況、広域的支援状況等を把握し、これらの情報を本部及び関係機関に伝達

（イ）本部から委任された災害応急対策活動

（ウ）現地災害対策本部が管轄する地区対策班及び避難所運営班への活動支援

（エ）職員派遣要請及び国、県に対する要望事項の把握

（オ）その他現地本部の役割を果たすための必要な事務

◆ 附属資料第11－7「豊田市現地災害対策本部運営要綱」

（５）業務継続計画が発動された場合の体制

豊田市業務継続計画が発動された場合は、業務継続計画に定める執行体制とするとともに、豊田市災害時受援計画に定める受援体制を構築する。

2 防災関係機関における措置

（１）組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとって

おくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

（2）勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

（3）惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請・受入れ 市における措置

（1）職員の派遣

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合には、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合は、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてのあつせんを求めることができる。また、市長は知事に対し地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）による職員の派遣についてあつせんを求めることができる。これらの場合の知事に対する要求は、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へ行う。

（2）応援の要求

ア 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

イ 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要求することができる。この場合の知事に対する要求は、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へ行う。

（3）職員の受入体制の構築

市は、応援を受け入れるに当たって、連絡窓口を設置し、要請先である県・他の地方公共団体・事業者・各種団体等との情報共有を緊密に行う。また、応援要員や救援物資等を速やかに受け入れるための施設の確保等、必要な準備を行う。

（4）被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用 市における措置

（1）救助の実施

市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

（2）県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 市は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
気象台	○地震に関する情報の発表・伝達			
県	○警報等の市町村等への伝達 ○立退き指示等の代行			
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底 ○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否確認・避難誘導			

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 地震情報等の伝達	気象庁及び名古屋地方気象台	1 (1) 地震に関する情報等の発表及び伝達
	県	2 (1) 伝達された情報を関係市町村へ通知 2 (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報の伝達
	市	3 (1) 情報等の内部伝達組織の事前整備 3 (2) 伝達された情報又は市町村計測震度計等の情報を住民その他関係機関へ周知徹底
	報道機関	4 伝達された情報等の速やかな放送等
	その他防災関係機関	5 (1) 情報収集及び関係機関相協力による情報等の周知徹底 5 (2) 大規模な土砂災害が急迫した場合の緊急調査の実施と被災想定の情報提供
第2節 避難の指示等	市	(1) 避難の指示等 (2) 知事等への助言の要請 (3) 避難の指示の内容 (4) 避難の措置と周知 (5) 伝達方法 (6) 知事への報告 (7) 警戒区域の設定 (8) 他市町村又は県に対する応援要求
第3節 住民等の避難誘導等	市	1 住民等の避難誘導 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難支援

第1節 地震情報等の伝達

1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置

気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を発表・伝達する。

(1) 緊急地震速報の実施

気象庁は、最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

(2) 地震に関する情報

地震発生約2分後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度情報、長周期地震動に関する観測情報及び遠地地震に関する情報などを発表する。

2 県における措置

- (1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）している。
- (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達される。

3 市における措置

- (1) 市長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 市は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

4 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から緊急地震速報（警報）が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

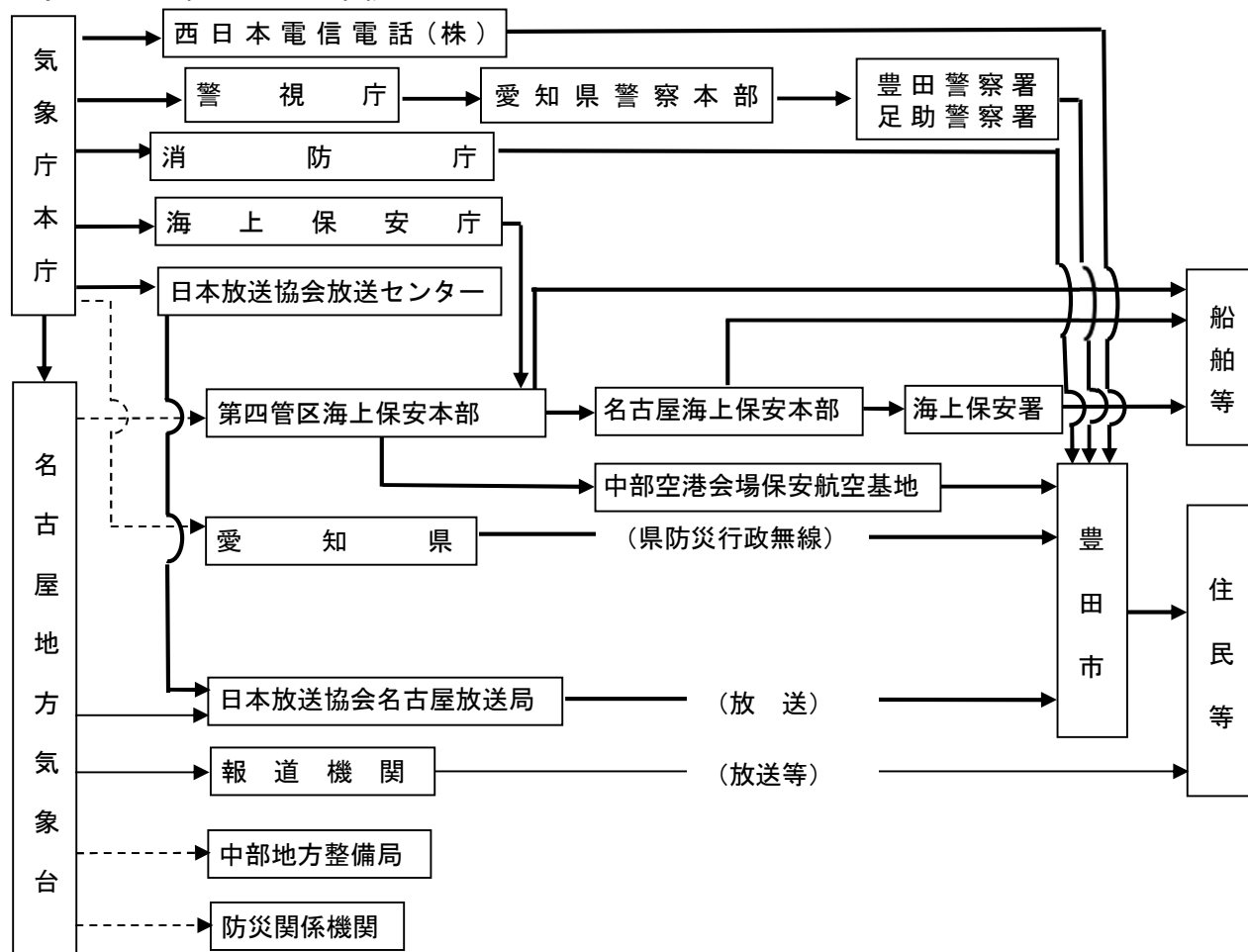
また、報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

5 その他防災関係機関における措置

- (1) 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、市と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。
- (2) 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として市へ通知することにより、市町村の警戒避難体制を支援する。

6 地震情報等の伝達

- (1) 地震情報等の伝達系統は次のとおりである。



(注) 1 通知等の区分

- 法令等による通知系統
- 公衆への周知系統
- - - - -> その他必要と認める伝達系統

2 伝達方法

名古屋地方気象台から伝達は、防災情報提供システムによる。

() 内は、予警報一斉伝達装置加入機関である。

気象庁本庁から愛知県への伝達は、緊急情報衛星同報受信システムによる。

- 3 気象庁本庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

- (2) 市は、情報等の受領に当たっては、関係部課等に周知徹底し得るよう、あら

かじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

- (3) 市は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置してある計測震度計等により地震の発生を知ったときは、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底を図るものとする。

7 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

第2節 避難情報

市における措置

(1) 避難の指示等

ア 避難の指示

地震等に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、災害応急対策の第一次的な責任者である市長は、避難の指示を行うものとする。

なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

また、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き等の指示の事務を全部又は大部分実施できない時は、災対法第60条第6項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。

なお、市長が立退きを指示することができない時、又は市長から要求があった時は警察官が、また警察官が現場にいない時は自衛官が、市民に対し避難の指示をすることができる。

イ 高齢者等避難

一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や退避場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。

また、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設する。

ウ 緊急安全確保

避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときに、状況が切迫していることを伝え、直ちに身の安全を確保することを求める。

エ 対象地域の設定

高齢者等避難や避難指示を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示しようと

する場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台（気象防災アドバイザー等）、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

（３）避難指示の内容

避難の指示をする場合には、次の内容を必要に応じ、明示して実施する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他の必要な事項

（４）避難の措置と周知

避難の指示をした場合は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除した時も同様とする。

ア 避難先への連絡

避難場所など避難先に対し、速やかに連絡し、開設準備等を求める。

イ 警察、消防機関等への連絡

避難者の誘導、整理のため、警察等の関係機関に指示の内容を伝えるとともに、協力を求める。

ウ 近隣市町村への連絡

避難者が、近隣市町村内へ避難する場合には、近隣市町村にその旨を連絡し、協力を求める。

（５）伝達方法

避難の指示を決定した場合は、防災行政無線、防災ラジオ、一斉ファックス、広報車、CATV、コミュニティFMラジオ、ホームページ、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）等、災害の状況及び地域の実情に応じ、対象地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

（６）知事への報告

市長は、避難の指示を行った時は、速やかに県西三河県民事務所長を通じて知事に報告する。

（７）警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害応急対策の第一次的かつ総合的責任者である市長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。また、当該災害の発生により、市長が警戒区域の設定等の事務を全部又は大部分実施できない時は、災対法第73条第1項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施する。

なお、市長若しくは市長の職権を行う者が現場にいない時、又はこれらの者が

ら要求があった時は、警察官又は自衛官が警戒区域の設定等を行うことができる。

(8) 他市町村又は県に対する応援要求

自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合には、他市町村又は県に対して避難者の誘導及び移送の実施、又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要配慮者の避難にも十分配慮する。

(1) 避難者の誘導

避難誘導は、市職員のほか、警察官、消防団員、自治区等の協力を得て、できるだけ地域ごとの集団避難を心がけるものとし、自治区又は自主防災組織が主体となって、事前に安全を確認しておいた避難経路による避難に努める。危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。特に夜間は照明し、浸水地等には必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して万全を図る。

なお、避難にあたっては、要配慮者の避難を優先する。

(2) 避難者の確認

ア 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。

イ 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要がある時は、警察官に連絡するなど、必要な措置をとる。

(3) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

ア 情報伝達

市は、要配慮者が円滑な避難ができるよう、高齢者等避難等の発令を行い、避難支援等関係者による安否確認・避難誘導を支援する。

イ 避難支援等関係者の安全確保

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、市が生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供するとともに、可能な範囲で避難支援を行うよう協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の名簿情報の提供

避難行動要支援者のうち、名簿提供に不同意の者の名簿については、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、市が避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や防災ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○市町村へ職員派遣			
	○災害状況の収集伝達			
	○国への報告			
	○県災害対策本部設置の通知			
	○専用通信施設の応急措置			
	○災害広報の実施			
	○相談窓口等の開設			
市	○被害状況等の情報収集及び県への	報告		
	○即報基準に該当する災害の報告			
	○住民への災害広報			
	○相談窓口等の開設			
報道機関	○災害広報の依頼に対する協力			

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の収集・伝達	市	1（1）被害状況の収集 1（2）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1（3）行方不明者の情報収集 1（4）火災・災害速報要領に基づく報告 1（5）被災者台帳の作成
第2節 通信手段の確保	市、防災関係機関	通信手段の確保

区 分	機関名	主な措置
第3節 広報	各防災関係機関 (市を含む)	1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力
	各機関(各防災関係 機関を含む)	3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への 協力 3 (2) 住民への災害広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害即報要領に基づく報告

ア 市は、県の火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合

において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

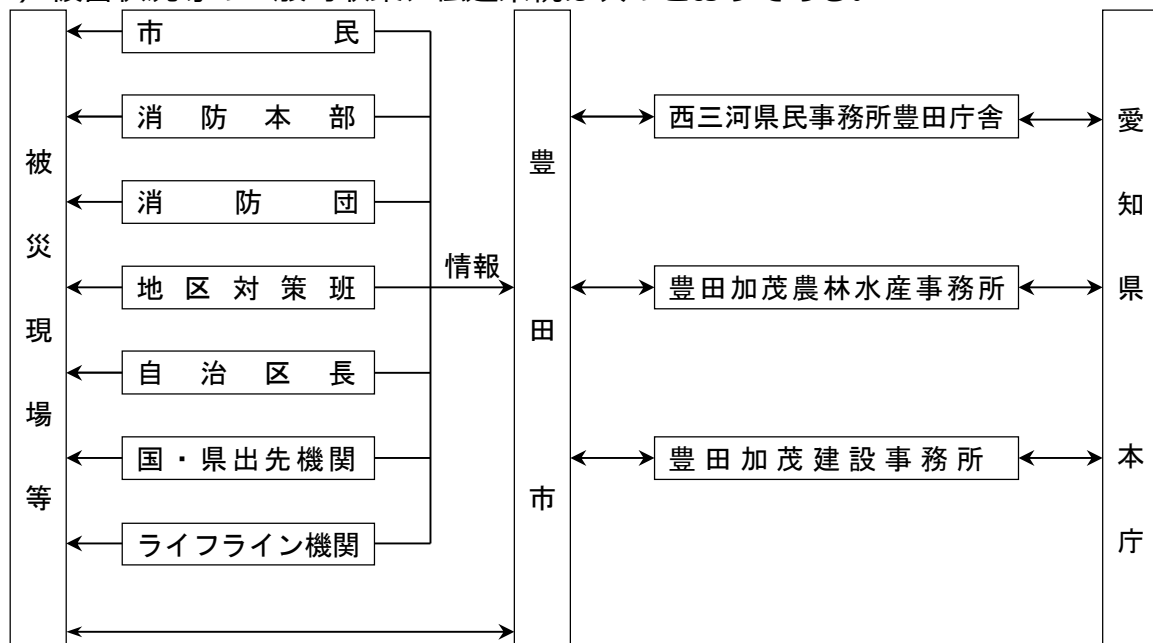
イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



(2) 市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこと。

なお、被害状況の収集は、おおむね次の要領で実施する。

- ア 各対策部による被害調査の実施
- イ 当番消防署員による消防署及び分署等周辺の偵察行動
- ウ 消防団員による担当区域等の偵察行動
- エ 県豊田警察署・足助警察署を介して地元警察機関からの情報収集
- オ 地区対策班及び自治区長等からの情報収集

カ 職員の参集途上における被害状況の収集

キ 市民からの通報

- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

3 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

- (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

- (3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

- (4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

4 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、一般電話又は県防災行政無線のうち、最も迅速、確実な手段を使うものとするが、県災害情報支援システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線により報告するものとする。
- (2) (1)の手段が途絶した場合は、市防災行政無線、NTT西日本株式会社所属無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を複合的に利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

◆ 附属資料第11-15「防災関係機関及び連絡窓口」

◆ 附属資料第12-1-(3)「伝達要領」

5 被害状況の照会・共有

- (1) 市は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

市及び防災関係機関における措置

(1) 市防災行政無線

市関係課、出先機関、防災関係機関、主要医療機関、指定避難所及び消防団等に防災行政無線（移動系）を配置している。災害時にはこれらの無線設備又は有線を有効に活用し、通信連絡にあたる。

(2) 消防無線

市消防本部を基地局とし、各署消防車両に陸上移動局を設置している。災害時に被災地域等には、各無線局を活用し円滑な情報の受・伝達を行う。

(3) 県防災行政無線網及び防災相互通信用無線局

市は、防災対策に関する通信を周辺市町村等と相互に行うため、県の防災行政無線網を活用するとともに、市関係課等に設置されている防災相互通信用無線局を活用して、広域的かつ円滑な情報の受・伝達を行う。

(4) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、

その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

(ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。

(コ) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(5) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(6) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、協定に基づき、ひまわりネットワーク株式会社及びエフエムとよた株式会社に、災害に関する通

知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼するとともに、他の放送事業者に対しては知事を通して依頼する。

(7) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

◆ 附属資料第2-3「通信施設・設備等」

◆ 附属資料第9-2-(14)「災害時の放送に関する協定（ひまわりネットワーク株式会社）」

◆ 附属資料第9-2-(15)「災害緊急放送に関する協定（エフエムとよた株式会社）」

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとするものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。

ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供

イ 防災行政無線

ウ 防災ラジオ

エ コミュニティFMやケーブルテレビの放送（ひまわりネットワーク、エフエムとよた）

オ Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供

カ 一斉ファックス及び携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式SNS）による情報提供

キ 広報紙等の配布

ク 広報車の巡回

ケ 掲示板への貼紙

コ その他広報手段

◆ 附属資料第2-3「通信施設・設備等」

4 広報内容

(1) 地域災害広報

市は、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 災害応急対策の状況
- ウ 交通状況
- エ 給食・給水実施状況
- オ 衣料・生活必需品等供給状況
- カ 地域住民のとるべき措置
- キ 避難の指示
- ク その他必要事項

5 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も併せて行う。

(2) 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(3) 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

(4) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

- ア 災害関係記事又は番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組
- エ 関係機関の告知事項

◆ 附属資料第9-2-(14)「災害時の放送に関する協定（ひまわりネットワーク株式会社）」

◆ 附属資料第9-2-(15)「災害緊急放送に関する協定（エフエムとよた株式会社）」

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○広域ボランティアセンターの	設置		
市	○知事・他市町村に対する応援要 ○県内広域消防相互応援協定に基づ ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の ○豊田市災害ボランティア支援セ	求 く援助要請 請 派遣要請 ンターの設置		
県公安委員会	○警察災害派遣隊等の援助の要求			
自衛隊	○災害派遣			→
防災関係機関	○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊			→

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	1（1）知事に対する応援要求等 1（2）他の市町村長に対する応援要求
	防災関係機関	2（1）防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請 2（2）災害対策上必要な資料又は調査の成果に係る相互交換

区 分	機関名	主な措置
第2節 応援部隊等による広域応援等	市	1 (1) 緊急消防援助隊等の要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請の依頼 2 応援要員の受入体制
第3節 自衛隊の災害派遣	自衛隊	1 災害派遣
	市	2 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第4節 ボランティアの受入	市	1 豊田市災害ボランティア支援センターの開設及び運営 3 ボランティア団体との連携
第5節 防災活動拠点の確保	市	1 市における措置 2 防災活動拠点の確保
第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援	市、防災関係機関	(1) 緊急輸送ルートの確保 (2) 救助・救急、消火活動 (3) 災害医療活動 (4) 物資調達 (5) 燃料供給

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災対法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要がある時は、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合の知事に対する要請は本部（豊田加茂駐在）へ行う。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市長に対する応援要求（災対法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

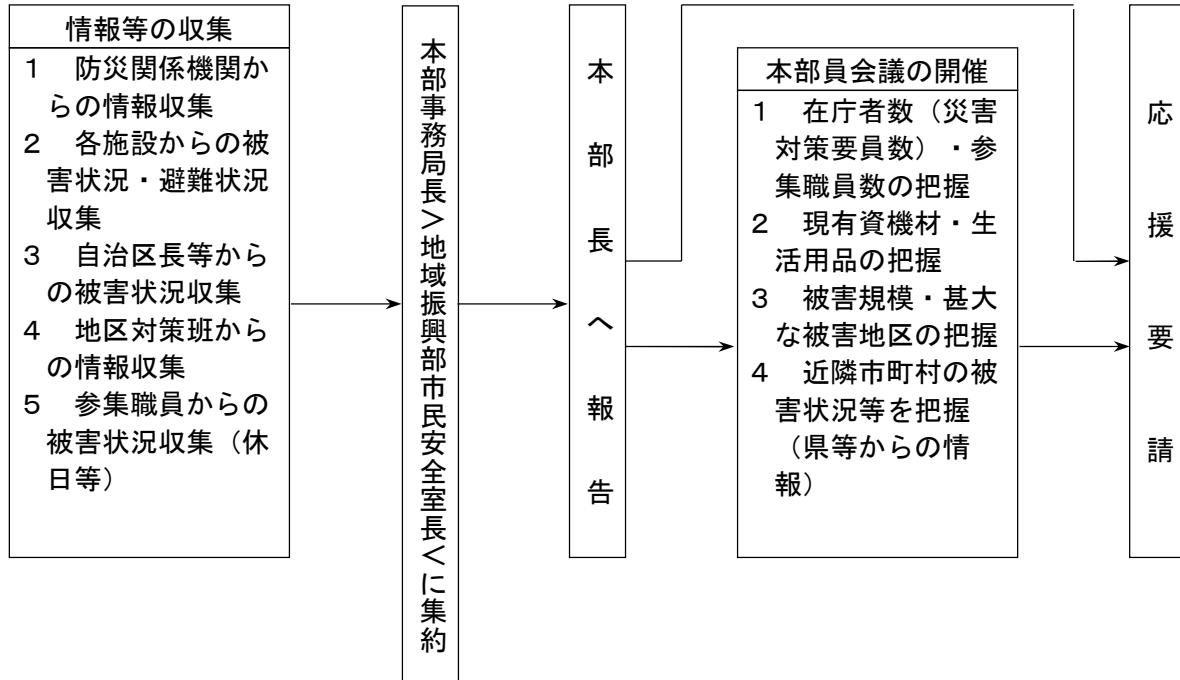
また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

このため、災害時における応急対策の万全を図るため隣接の市町村と平素から協力態勢を確立しておくとともに、遠隔市町村との相互応援協定を締結することにより一層の相互連携体制の充実強化を推進する。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

応援要請決定フロー



2 防災関係機関における措置

- (1) 防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。
- (2) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

- (1) 国、県及び他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災対法施行令第18条）
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市の措置

- (1) 緊急消防援助隊等の応援要請

- ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(2) 海上保安庁の応援要請の依頼

- ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。
 - イ 依頼は要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。
- また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

2 応援要員の受入体制

(1) 活動支援措置

- ア 広域応援の受入れにあたっては、直ちに活動拠点到災害対策本部から準備のための要員を派遣し、次のような活動支援を講ずる。
 - (ア) 被害状況、対策活動状況等の情報提供
 - (イ) 対策活動方針、業務内容、実施手順、指揮命令系統等の活動体制の周知
 - (ウ) 必要な活動拠点（執務場所や待機場所）、設備、装備、機材、燃料等の提供
 - (エ) 現地案内及び現地指揮（原則として広域応援の場合には、災害対策本部が指揮権を有する。）
 - (オ) 応援要員に対する生活支援（食糧、飲料水その他生活物資の確保、宿泊施設の提供、相談窓口の設置等）
 - (カ) その他連絡調整
- イ 広域応援体制が十分整った段階では、災害対策本部は、広域応援活動に支障をきたすことのないよう、後方支援活動に徹する。

(2) 宿泊施設の確保

広域応援の宿泊施設としては、あらかじめ協定締結などにより確保した市内の民間施設などを利用する。なお、必要に応じて、市内の高等学校、大学、企業の福利厚生施設やその他公共公益施設の所有者又は管理者の協力を求め、協定締結などの方法により、施設の確保に努める。

◆ 附属資料第9－2－(17)「災害救助活動のための施設の利用に関する協定」

(3) 交通輸送手段の確保

車両を伴わない広域応援の要員に対して、次により宿泊施設と活動現場を巡回

する定期輸送ルートを確保する。

- ア 市有バス等の利用
- イ 公社、協会等の保有するバス等の活用
- ウ 名古屋鉄道（自動車営業関係）その他の旅客運送事業者の保有するバス等の借上げ又は委託

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び連絡先

連 絡 先	電 話 番 号
陸上自衛隊 第10師団長	(加入電話) 052-791-2191
	課業時間内：内線 4237（第3部防衛班）
	課業時間外：内線 4301（当直室）
	(防災行政無線) 9007（中方特2大隊）
	(衛星電話) 9－同上

(5) 災害派遣の活動範囲

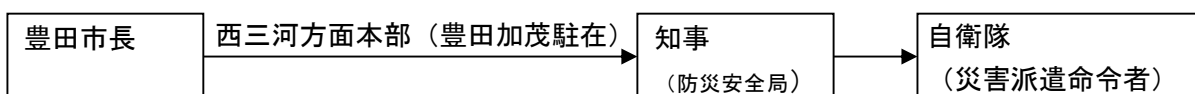
項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

項 目	内 容
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被害者に対し応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

2 市における措置

- (1) 自衛隊の派遣要請をする基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、市民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる時とする。
この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第 10 特科連隊（豊川駐屯地）に対して必要に応じ通知する。
- (2) 市長は、自衛隊の災害派遣を依頼する場合には、災害派遣要請依頼書（様式 1）により、県西三河県民事務所長を通じ、知事に対してその旨を申し出る。
- (3) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (4) 市長は、災対法第 68 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により災害の状況等を直接陸上自衛隊第 10 特科連隊（豊川駐屯地）に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (5) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

3 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部（豊田加茂駐在）

へも連絡する。

- ◆ 附属資料第12-2-(1)「災害派遣の活動範囲」
- ◆ 附属資料第12-2-(2)「災害派遣依頼の手続き」

4 災害派遣部隊の受入れ

(1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣も含む。）した時は、受入れ体制を整備する。災害対策本部と自衛隊との連絡を密にする必要があると認めた時は、自衛隊幹部の派遣を要請し、自衛隊連絡幹部室を災害対策本部内に設置する。

(2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。

ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(イ) 受入時の準備

- a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

- ◆ 附属資料第5-3「緊急時ヘリポート可能箇所一覧」

- ◆ 附属資料第5-4「愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場（市内）」

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入

1 市及び社会福祉協議会における措置

- (1) 豊田市災害ボランティア支援センターの開設
- 市は、社会福祉協議会と協力して、豊田市災害ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）を豊田市民文化会館又は豊田市福祉センターに開設する。
- また、市内7箇所の支所等に、必要に応じ豊田市ボランティア地区支援センター（以下「地区支援センター」という。）を開設する。
- (2) 支援センターの運営
- 社会福祉協議会は、コーディネーターの自主性を尊重して、支援センターを運営する。
- 市は、支援センター及び地区支援センターに職員を派遣し、必要な情報や資機材の提供等の支援を行う。
- (3) 支援センターの実施業務
- 支援センターにおいては、次のような業務を実施する。
- ア 被災者ニーズ（ボランティアの派遣要望場所、人員数、種別又は内容等）の把握
 - イ ボランティアの受入れ及び登録
 - ウ ボランティアコーディネーターの派遣要請
 - エ ボランティアの派遣要請の受付及び派遣
 - オ ボランティアに対する情報（被災地の状況、被災者ニーズ等）の提供
 - カ その他必要な活動

◆ 附属資料第9-2-(17)「豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書」

2 コーディネーターの役割

- (1) 支援センターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受

付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

◆ 附属資料第6－1「愛知県登録防災ボランティアグループ」

◆ 附属資料第6－2「ボランティアの受け入れ体制の整備」

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

2 防災活動拠点の確保

- (1) 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、表1の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。
- なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、表2のとおりとなっている。

表1 防災活動拠点の区分と要件等

区分	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点
設置主体	市町村	県 及び 政令市	県 及び 政令市	県		
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土 砂災害等	複数の市町 村に及ぶ災 害 ・相当規模 の林野火 災 ・相当規模 の風水 害、土砂 災害等	広域の市町 村に及ぶ災 害 ・大規模な 地震災害 ・大規模な 風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等		
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等		
役 割	被災市町村内 の活動拠点	郡単位、広 域圏単位の 活動拠点	広域、全県 的な活動拠 点	全県で中心と なる活動拠点	主に空輸され る要員、物資 の集積拠点	海上輸送され る要員、物資 の揚陸・集積 拠点
拠点数	市町村で1か 所程度	郡又は圏域 単位で1か 所程度	県内に数か 所程度	県内に1か所 程度	県内に1か所 程度	県内に3か所 程度
要件	面積	1ヘクタール 程度以上 できれば中型 ヘリコプター の離着陸が可 能	3ヘクタール 程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能	10ヘクター ル程度以上 中型ヘリコ プターの離 着陸が可能 で、複数機 の駐機が可 能	30ヘクター ル程度以上 中型ヘリコ プターの離着 陸が可能で、 相当機の駐機 が可能	中型ヘリコ プターの離着 陸が可能で、 相当機の駐機 が可能
	施設 設備	できれば 倉庫等	できれば 倉庫、宿泊 施設等	倉庫等 できれば 宿泊施設	倉庫等 宿泊施設	倉庫等 滑走路
						ストックヤード 10ヘクター ル程度以上 耐震岸壁 1万ト级以上 の船舶の係留 施設

表2 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面 に向かって移動する際の一時的な目標となる拠点 であって、各施設管理者の協力にて設置するもの	広域応援部隊 の派遣機関
進出拠点	広域応援部隊が応援を受ける都道府県に向かって 移動すると際の目標となる拠点であって、各施設 管理者の協力にて設定するもの	広域応援部隊 の派遣機関

救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
広域物資輸送拠点	国が調整して調達する物資を都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点に向けて送り出すための拠点であって、都道府県が設置するもの	県
地域内輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村
海上輸送拠点	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	国・県(港湾管理者)
大規模な広域防災拠点	南海トラフ地震が発生した場合に、都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受け入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点	県

(2) 広域応援の受入れにあたって、人員、車両等の集結する場所及び応援活動を円滑に実施する上での活動拠点については、当該広域応援を要請する活動内容との関連を考慮して、次表のとおり指定する。

広域応援の集結場所及び活動拠点

区 分	施 設 名 等	所 在 地
自 衛 隊 関 係	豊田市運動公園	高町東山4-97
警 察 関 係	豊田スタジアム	千石町7-2
消 防 関 係	消防本部	長興寺5-17-1
水 道 関 係	豊田市運動公園 柳川瀬公園	高町東山4-97 畝部東町柳川瀬1-1
下 水 道 関 係	畝部浄化センター 豊田市運動公園 柳川瀬公園	畝部西町高正6-1 高町東山4-97 畝部東町柳川瀬1-1
清 掃 関 係	豊田市清掃事業所	渡刈町大明神39-3
そ の 他	活動内容に応じ、災害対策本部において適切な施設を指定する。	

◆ 附属資料第2－5－(7) 「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」

(3) これらの活動拠点については、平素より次の対策を講ずる。

- ア 消防用設備及び十分な活動空間の確保
- イ 無線設備等通信手段の装備
- ウ 食糧及び飲料水の確保、トイレ対策等の応援要員の生活対策
- エ 自動車燃料その他応援活動に必要な資機材（応急給水活動のために必要な水中ポンプ等）の確保又は備蓄等

**第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援
市及び防災関係機関における措置**

市及び防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長、県警察は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請			
県警察	○救出救助活動 ○各種情報の収集・伝達			
県	○自衛隊への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整			
中部地方整備局、 高速道路会社		○救出・救助活	動拠点の確保	
関係機関	○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力			

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	1 (1) 救出対象者 1 (2) 被害状況の早期把握 1 (3) 現地災害対策本部の開設 1 (4) 救出方法 1 (5) 関係機関との連携 1 (6) 医療機関への搬送等
	消防団	2 救出救助活動
	市民、自主防災 組織等	3 救助活動、連絡
	中部地方整備 局、高速道路会 社	4 救出・救助活動拠点の確保
第2節 航空機の活用	市	(1) 要請の基準 (2) 要請方法 (3) 受入れ態勢

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

(1) 救出対象者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 被害状況の早期把握

住民からの 119 番通報、かけこみ通報又は参集職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握する。

(3) 現地災害対策本部の開設

被害状況から本部長が必要と認めた場合には、現地災害対策本部を開設し、消防部隊、消防団、応援部隊を最も効果的、機動的かつ弾力的に運用、展開して救急救助活動を遂行する。

(4) 救出方法

ア 火災の際、火中に取り残された者の救出

援護注水のもとに、被災建物の状況に応じ、消防の有する人員、施設、救助用資機材を最も有効に活用し、救出の万全を期して行う。

イ 倒壊家屋等における救出

倒壊物による被災者の負傷、山津波、がけ崩れ等による埋没事故に際しては、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車その他消防機関の有する人員、施設、救助用資機材を最大限に活用して迅速に行う。

ウ 浸水地帯における救出

水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合は、舟艇、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。

(5) 関係機関との連携

人命救助活動や行方不明者の搜索は、豊田警察署・足助警察署と密接な連携のもとに実施するとともに、救助・救急活動は、医療機関と連携して緊急性の高い傷病者を優先して実施する。また、延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要としている場合は、災害救助現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(6) 医療機関への搬送等

災害により負傷し、応急救護を必要としている場合は、速やかに医療機関又は救護所へ搬送する。

また、災害救助現場に応急救護を行う必要のある者が多数いる場合には、豊田加茂医師会等へ医療救護班の派遣を依頼する。

(7) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合は、市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、配備された救助資機材を使用して、建物倒壊等からの要救助者の救出活動を行う。なお、防災行政無線・消防無線等

を使用して、速やかに災害対策本部等に救出活動状況、被害状況等を報告する。

3 市民及び自主防災組織等の活動

市民及び自主防災組織等は、建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見した時は、自らに危険が及ばない範囲で、配備された救助資機材を使用して緊急救助活動を実施するとともに、速やかに警察、消防機関などに連絡する。

4 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

(2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

5 応援協力

市は、自ら救出の実施が困難な場合には、他市町村又は県に対して救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

- ◆ 附属資料第9-1-(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(2)「西三河地区消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(3)「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(4)「豊田市・瀬戸市消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(5)「豊田市・尾三消防組合消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(6)「豊田市・日進市消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(7)「豊田市・三好町消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(8)「豊田市・土岐市消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(9)「豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(10)「豊田市・瑞浪市消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(11)「豊田市・南信州広域連合消防相互応援協定書」

6 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動す

る。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市で実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 航空機の活用

市における措置

（1）要請の基準

市は、次のいずれかに該当する場合には、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれのある場合
- イ 市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（2）要請方法

市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）に電話等により、次の事項について速報を行ってから防災航空隊緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

（3）受入れ態勢

市は、防災ヘリコプターの出動を要請した時は、県防災局消防保安課防災航空グループと緊密な連携を図るとともに、必要に応じて次の受入れ態勢をとる。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

◆ 附属資料第9－1－12「愛知県防災ヘリコプター支援協定（愛知県以下72自治体及び一部事務組合）」

第6章 消防活動・危険性物質対策

■ 基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより市民、事業者、自主防災会をあげて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から市民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○火災全体状況の把握・対応 ○大震火災防御計画の樹立 ○広域的な消防部隊の応援要請 ○被害状況の把握及び県への連絡 ○応援の必要性等の県への連絡 ○周辺住民等への情報提供			
消防団	○延焼火災その他災害の防御			
事業所の所有者、 管理者又は占有者	○情報収集及び防災要員の確保 ○応急措置及び通報 ○情報提供及び広報			
県	○情報収集及び消防庁への報告 ○市町村等への情報提供			

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 消防活動	市	1（1）火災の全体状況の把握・対応 1（2）大震火災防御計画の樹立 1（3）広域的な消防部隊の応援要請
	消防団	2（1）延焼火災その他災害の防御
第2節 危険物施設対策計画	事業所の所有者、 管理者又は占有者	1（1）情報収集及び防災要員の確保 1（2）応急措置及び通報 1（3）情報の提供及び広報
	市	2（1）被害状況の把握及び県への連絡 2（2）応援の必要性等の県への連絡

区 分	機関名	主な措置
第3節 高圧ガス大量貯蔵 所対策計画	事業所の所有者、 管理者又は占有者	1（1）応急措置・通報等 1（2）緊急措置を実施及び二次災害の防止 1（3）地震防災体制の確立 1（4）高圧ガス製造設備の運転停止 1（5）高圧ガス製造設備の運転再開のための点検 1（6）高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急 対策 1（7）広報
	市	2（1）被害状況の把握及び県への連絡 2（2）応援の必要性等の県への連絡
第4節 毒物劇物取扱施設 対策計画	事業所の所有者、 管理者又は占有者	1（1）応急措置・通報等 1（2）被害の拡大防止及び周辺住民等への情報提 供
	市	2（1）被害状況の把握及び県へ連絡 2（2）応援の必要性等の県へ連絡 2（3）事故処理剤確保の県への要請 2（4）周辺住民等への情報提供

第1節 消防活動

1 市の措置

- （1）市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- （2）市は、災害事象に対応した防御活動を展開し、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を樹立しておくものとする。

ア 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで、段階的に防御対象と範囲を定め、最も効率的な被害軽減を目標として計画する。なお、激甚な大規模災害が発生した場合、消火栓の使用不能、道路寸断等により、早期に消防力が投入できないことも考えられるため、そうしたことを踏まえた防御計画とする。

- （ア）火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- （イ）火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防護する。
- （ウ）火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

イ 大震火災防御計画の推進

（ア）防御方針

- a 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。

- b 火災件数が消防力を上回るような場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。
- c 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。
- d 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。
- e 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。
- f 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。
- g 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。
- h 火災・水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。

(イ) 重要対象物の指定

市消防本部は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(ウ) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防御し、阻止しようとするもので地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。（幅員15m以上の道路）

(エ) 避難地・避難路

避難地は市指定の「広域避難地」及び「指定避難所」とするが、自治区が定める自主避難場所についても熟知しておくものとする。また、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(オ) 警防計画の作成

警防計画は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、市消防本部が作成するものとする。

(カ) 部隊運用要領

a 消防の組織

(a) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設

置し、災害の活動に専念する。

(b) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所轄区域内の消防団活動に当たる。

b 消防隊の部隊運用要領

(a) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(b) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を早くして、防御に当たる部隊運用を図る。

(キ) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署（本部）に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況や航空写真などにより検討し、隣接署（本部）との調整を図る。

(3) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行い、消防応援体制の充実を図る。

◆ 附属資料第9－1－(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」

2 消防団における措置

(1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止を始めとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出場が不能若しくは困難な地域における消火活動又は主要避難路確保のための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は部・班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材等の整備を検討する。

◆ 附属資料第2-2-(2)「消防団保有の消防力」

第2節 危険物施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 情報収集及び防災要員の確保

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。

(2) 応急措置及び通報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに豊田警察署・足助警察署、市消防本部へ通報する。

(3) 情報の提供及び広報

事業所の所有者、管理者又は占有者は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)以降の措置を実施するものとする。

(2) 高圧ガス製造施設が被害を受け、ガス漏えい等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

(3) 地震防災体制の確立

ア 防災組織の確立

地震発生後、地震防災本部を設置し、緊急時の指揮命令系統を確保し、地震の規模に応じて、緊急運転、保安防災、避難救護、広報などの地震防災組織を確立する。

イ 情報の収集伝達

地震防災本部は、地震発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道などにより、地震の規模、地震地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し、事業所内各部署に伝達する。

また、高圧ガス製造施設の被害状況、災害の発生状況について、消防機関等関係機関に通報する。

(4) 高圧ガス製造設備（貯蔵設備を含む。以下同じ。）の運転停止

大規模な地震が発生した場合又は高圧ガス製造設備の安全な運転に影響を及ぼすと判断される場合は、高圧ガス製造設備の運転を緊急停止する。

(5) 高圧ガス製造設備の運転再開のための点検

高圧ガス製造設備の運転を停止した場合には、高圧ガス保安法に定める「定期自主検査」に準ずる詳細点検を実施した後、運転を再開する。

(6) 高圧ガス製造施設の被害状況点検及び応急対策

ア 防災担当及び運転担当は、地震発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏えい等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

イ 一次点検の結果災害が発生していない場合においても、二次点検としてガスの漏えい点検、運転管理点検、保安設備点検等を実施する。

(7) 広報

地震により災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれがある場合又は不安を与えるおそれがある場合には、災害の状況や避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第4節 毒物劇物取扱施設対策計画

1 事業所の所有者、管理者又は占有者における措置

(1) 第2節「危険物施設対策計画」に係る措置のほか、次の(2)の措置を実施するものとする。

(2) 毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させることが重要である。

2 市における措置

(1) 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害

規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

- (2) 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
- (3) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、事故処理剤の確保について県に要請する。
- (4) 地震により災害が発生し、周辺住民等に被害を及ぼしたり不安を与えるおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供する。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、災害看護コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、災害拠点病院等と広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応期
県	○保健医療調整本部及び よる保健医療に関する ○DMA T及び医療救護班 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施の ○県域を越えた協力体 ○DPA Tの派遣及び ○JDA Tの派遣要請 ○災害支援ナースの派 ○保健活動及び心のケ ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEAT の派遣及び	保健医療調整会議に 情報収集 への派遣要請 ためのSCUの設置 制の確立 派遣要請 遣調整・要請 ア 派遣要請	→	→
市	○応急救護所の設置等、地 ○保健医療調整会議への参 ○DPA Tの派遣要請 ○保健活動及び心の ○防疫組織の編成 ○防疫活動 ○DHEAT の派遣及び	域の医療体制確保 画 ケア 派遣要請	→	→
豊田加茂医師会・災害 拠点病院・災害拠点精 神科病院	○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷 患者等の受入・広域搬送 ○保健医療調整会議への参 画 ○災害拠点精神科病院によ る精神科医療の提供・一時 的避難患者の受入			
DMA T指定医療機関	○DMA Tの活動	→		
日本赤十字社愛知県支 部	○医療救護活動の実施 ○保健医療調整本部への参	画	→	→

県医師会	○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○医療救護活動の実施 ○J M A Tの派遣調整	画 ターによる医療情報 収集	→ → → →

- ※・D M A T (Disaster Medical Assistance Team) : 災害派遣医療チーム
 ・S C U (Staging Care Unit) : 広域医療搬送拠点(臨時医療施設)
 ・J M A T (Japan Medical Association Team) 日本医師会災害医療チーム
 ・D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 災害派遣精神医療チーム
 ・J D A T (Japan Dental Alliance Team) : 日本災害歯科支援チーム
 ・D H E A T (Disaster Health Emergency Assistance Team): 災害時健康危機管理支援チーム

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1 (1) 応急救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) 保健医療調整会議への参画
	豊田加茂医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院	2 (1) 保健医療調整会議への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 2 (4) 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、豊田市医療救護計画に基づき必要に応じ医療救護本部を設置し、豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会等と協力して、地域の医療体制確保に努めるとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。

2 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、トヨタ記念病院、豊田厚生病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、豊田加茂医師会、後方医療機関及び災害拠点病院等が連携し、臨機応急な医療活動に努める。
- (3) 災害拠点病院は、豊田加茂医師会の医療活動を支援するとともに、応急救護所、被災地からの重傷患者等の受入の拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

(5) 要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。

◆ 附属資料第9-2-(3)「災害時の医療救護活動に関する協定(豊田加茂医師会)」

◆ 附属資料第9-2-(4)「災害時の医療救護活動に関する協定(豊田加茂歯科医師会)」

◆ 附属資料第9-2-(5)「災害時の医療救護活動に関する協定(豊田加茂薬剤師会)」

3 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 被災地の状況に応じ、交流館等に応急救護所を設置し、医療救護班を派遣し、患者のトリアージ、応急処置を行う。
- (2) 避難が長期化する場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。
- (3) 豊田加茂医師会、日赤、災害拠点病院、国、国立病院機構、県の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。
- (4) 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県等へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

4 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として自治区・自主防災会又は応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、災害拠点病院又は医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリを利用する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、必要に応じ、県にヘリコプター等による空輸を要請する。

5 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、豊田加茂薬剤師会から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整対策会議に調達の要請をする。
- (2) 豊田加茂薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

- ア 市に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。
- イ 浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫活動

ア 生活環境に対する措置

市は、次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに実施する。

- (ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- (イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除
- (ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

- (ア) 市は、被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。
- (イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、市が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

ウ 避難所に対する措置

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 予防教育及び広報活動

市は、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(4) 器具器材の整備

市の防疫用器具器材の保有状況を把握する。

(5) 臨時予防接種の実施

市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行う。

(6) 応援体制

ア 市は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。

イ 市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合には、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。

(7) 食品衛生指導

市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取り扱い等について指導する。

(8) 栄養指導等

ア 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(9) 健康管理

ア 市は、必要に応じ、保健師等専門職による巡回健康相談を行う。

イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(10) 健康支援と心のケア

ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等での保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 長期避難者等への健康支援

(ア) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

(イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

ウ 子供たちへの健康支援活動

(ア) 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(イ) 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

エ 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務

体制を整える。

(11) 避難所の生活衛生管理

市は、避難者の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(12) 被災地域における動物の保護

ア 市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

イ 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(13) 自宅療養者等の避難確保

ア 感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

2 災害時健康危機管理の全体調整

(1) 県は、県が行う防疫・保健活動及び市町村が行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

(2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

3 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫活動の実施が困難な場合「防疫活動等に関する協定書」に基づき、公益社団法人愛知県ペストコントロール協会へ防疫活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(3) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(4) 市は、県より応援の要求を受けた場合、これに積極的に協力する。

(5) 市は、保健師等の派遣について、必要に応じて県に対して応援を要請する。

(6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

(7) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。

(8) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。

(9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してD H E A Tの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、

D H E A Tの派遣を要請するものとする。

◆ 附属資料第9－2－(42)「防疫活動等に関する協定書（公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）」

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災対法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応
県警察	○交通規制等の実施			
中部地方整備局	○道路情報の収集及び関係 ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○緊急災害派遣隊による活動 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整	機関との情報共有 、緊急輸送道路等の機能 動支援 メント検討会による調整	確保	
中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、	○道路情報の収集及び関係 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施	機関との情報共有 情報提供		
鉄道事業者	○応急復旧活動 ○応援要求			
県	○道路被害情報の収集及び ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保	関係機関との情報共有 、緊急輸送道路等の機能 通規制 備 力要請 保	確保（※）	
市	○道路被害情報の収集及び ○道路、橋梁等の緊急復旧 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段 ○他市町村・県への調達あっせん要請	関係機関との情報共有 、緊急輸送道路等の機能 確保 っせん要請	確保	
中部運輸局	○関係事業者に対する輸送 ○県の要請に基づく車両	力確保措置の協力要請 等の調達調整		

※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 道路交通規制等	県警察 （豊田警察署・足助警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）大震災発生時の交通規制計画 1（7）エリア交通規制 1（8）交通情報の収集及び提供
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置
	自動車運転者	3 自動車運転者の措置
	緊急通行車両の確認等	4（1）緊急通行車両の確認 4（2）緊急通行車両の届出 4（3）緊急通行車両の標章及び証明書の交付
第2節 道路施設対策	中部地方整備局	1（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1（2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1（3）緊急災害派遣隊による活動支援 1（4）情報の提供 1（5）応急対策の実施 1（6）愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整
	中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	2・4・5（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 2・4・5（2）一般通行者に対する情報提供 2・4・5（3）関係機関との情報交換 2・4・5（4）応急復旧対策の実施
	県	3（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 3（2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 3（3）二次災害防止のための交通規制 3（4）情報の提供
	市	6（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 6（2）道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 6（3）情報の提供
第3節 鉄道施設対策	鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式	（1）災害対策本部の設置 （2）緊急対応措置の実施 （3）応急復旧活動の実施

区 分	機関名	主な措置
	会社、愛知高速交通株式会社)	
第4節 緊急輸送道路等の確保	市	(1) 道路被害情報の収集 (2) 緊急輸送道路等の機能確保 (3) 二次災害防止のための交通規制 (4) 情報の提供
第5節 緊急輸送手段の確保	輸送機関（鉄軌道事業者、自動車運送事業者等）	1 災害輸送の実施
	市	2 (1) 輸送手段 2 (2) 車両の確保
	中部運輸局	3 鉄道事業者、自動車運送事業者等に対する輸送力確保措置の協力要請、及び県の要請に基づく車両等の調達調整

第1節 道路交通規制等

1 県警察（豊田警察署・足助警察署）における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様
初動対応	交通情報の収集 ・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。

分類	態様	
		・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）別記様式第 2 の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

（４）強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

（５）緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条第 1 項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
 - イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
 - ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
 - エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。
- (6) 大震災発生時の交通規制計画
- 大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。
- (7) エリア交通規制
- 被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。
- (8) 交通情報の収集及び提供
- 交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

◆ 附属資料第 1 - 8 - (2) 「道路交通規制箇所」

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第 76 条の 3 の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

- (1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。
- ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。
 - イ 停止後は、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
 - エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

- オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
 - カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
- ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - (イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

◆ 附属資料第5-1「事前申請による緊急輸送車両一覧」

4 相互協力

- (1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等と相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

1 中部地方整備局における措置

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
 - ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
 - イ 道路管理用カメラ等の活用及び官民のプロープ情報の活用等により早急に被害状況を把握するとともに、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。
 - ウ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
 - エ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るた

めに必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。

オ 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保

ア 南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

ウ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

キ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整

ア 検討会の設置

中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通シス

テムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。

※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

イ 検討会の開催

名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。

2 中日本高速道路株式会社における措置

（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため災害点検を実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。

種類	実施期間	点検内容
状況把握点検	災害発生直後	速やかな被災者援助と交通確保に資するため、道路の損傷状況、利用者の被害状況、沿道、沿線の状況等を点検するもの
応急復旧点検	状況把握点検実施後直ちに	上下線分離の道路については最低上下各 1 車線又は片側 2 車線を、非分離の道路については最低 1 車線を速やかに確保するため、どのような応急復旧が必要か点検するもの

イ 一般加入電話が使用できない場合は、自営回線及び衛星防災通信システムを活用し、的確な情報の収集等に努める。

ウ 状況に応じて、ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。

エ 人命等の保護のため必要があるときは、関係機関に応援要請を行う。

オ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

（2）一般通行者に対する情報提供

ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報等を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。

イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道路ネットワークを利用した有効的なう回路情報の提供を行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口と的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回道路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ あらかじめ定められた協力業者により必要な資機材、人員の確保を行い、被害箇所において速やかに通行可能な復旧作業を実施する。

ウ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

3 県（建設局）における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。

イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。

ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

ア 南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。

エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

- オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
 - カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
 - キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。
 - ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。
- (3) 二次災害防止のための交通規制
- 道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。
- (4) 情報の提供
- 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

4 愛知県道路公社における措置

- (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有
- ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。
 - イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。
 - ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 一般通行者に対する情報提供
- 一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放送設備等で行う。
- (3) 関係機関との情報交換
- 防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。
- (4) 応急復旧対策の実施
- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。
- また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 名古屋高速道路公社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。

点検時期	内容	点検者	点検の目的
発災直後	緊急点検	交通管理隊、公社職員、常駐維持業者	路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検
緊急点検後	詳細点検	災害時協力協定締結の専門業者	構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検

イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。

ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者の安全を確保するため、災害の発生に伴う通行止めを道路情報板等を通じて提供するとともに、パトロール中の交通管理隊により、車載拡声器及び車載情報板による情報提供を実施し、避難誘導を行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、土嚢積み、排水などを行い早急に通行可能となるよう応急対策を実施する。

ウ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

6 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

建設対策部は、速やかに被害調査班を編成し、市指定緊急輸送道路（県指定緊急輸送道路の市道区間を含む）及び緊急啓開道路を中心に道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。状況に応じて、土木建設事業者の協力を求めて、被害調査を実施する。この場合、当該事業者又はその関係団体に対して、防災行政無線を配備し、通信連絡を確保するものとする。また、地区対策班その他災害対策本部各部から関係情報を収集するとともに、自治区長等から防災行政無線等を活用して情報収集を行うものとする。

(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の被害の状況（倒木、落石、土砂崩れ、道路冠水、道路陥没等）を把握し、豊田市災害対策協定業者にて緊急復旧に努める。

イ 被害情報収集と平行し、豊田市災害対策協定業者に協力を求めて、緊急道路啓開及び応急措置を実施するものとする。

(ア) 緊急道路啓開

- a 消防活動等の緊急対策活動の状況等を考慮し、より緊急性の高いものから重点的に道路上の障害物を除去する。
- b 障害物は、原則として当該道路区域外への除去は行わないものとし、2車線の道路については1車線分を、4車線の道路については最低2車線分のスペースを確保する。
- c 自動車を除去する場合は、原則として警察官の立会いを求めて行うものとする。

(イ) 応急措置

- a 道路の亀裂陥没等の被害で軽微なものについては、応急修繕を実施し、通行可能な状態を確保する。
- b 被害状況からみて、通行不可能あるいは危険であると判断される場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定に基づき、通行禁止等の措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(エ) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

(オ) 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

市内に大規模な災害が発生し、救援物資等の輸送路確保のため、広範囲に交通

規制を行う必要がある場合は、県、中部地方整備局等他の道路施設管理者とも協議の上、県警察（豊田警察署・足助警察署）に対し、交通規制の実施を要請するものとする。

- ア 第一次交通規制発災直後の緊急措置として、国・県指定緊急輸送道路をはじめとする幹線道路について、緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の全方向への通行を禁止する。
 - イ 第二次通行規制被害状況に応じ、第一次交通規制を解除して、路線別、車種、用途別又は時間別の車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。
- （４）情報の提供 交通規制を行ったときは、当該対象、区域、期間等を広報車、有線放送を使用し、また報道機関を通じて地域住民、運転者等に周知を図るとともに、関係機関に連絡するものとする。

第3節 鉄道施設対策

鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社）における措置

（１）災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係箇所への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

（２）緊急対応措置の実施

ア 乗務員関係

- （ア）地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋りょうの上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
- （イ）異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。
- （ウ）旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
- （エ）沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

イ 駅関係

- （ア）地震等による異状を認めたときは列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。
- （イ）運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。
- （ウ）駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。
- （エ）旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。
- （オ）避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ、救護誘導を行って混乱の防止に努める。

ウ 通信連絡体制 鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

（３）応急復旧活動の実施

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアル

ルにより諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

- イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

第4節 緊急輸送道路の確保 市における措置

(1) 道路被害情報の収集

建設対策部は、速やかに被害調査班を編成し、市指定緊急輸送道路及び緊急啓開道路を中心に道路パトロールを実施するものとする。状況に応じて、土木建設事業者の協力を求めて、被害調査を実施する。この場合、当該事業者又はその関係団体に対して、防災行政無線を配備し、通信連絡を確保するものとする。また、地区対策班その他災害対策本部各部から関係情報を収集するとともに、自治区長等から防災行政無線等を活用して情報収集を行うものとする。

(2) 緊急輸送道路の機能確保

被害情報収集と平行し、豊田市災害対策協定業者に協力を求めて、緊急道路啓開及び応急措置を実施するものとする。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ア 緊急道路啓開

(ア) 消防活動等の緊急対策活動の状況等を考慮し、より緊急性の高いものから重点的に道路上の障害物を除去する。

(イ) 障害物は、原則として当該道路区域外への除去は行わないものとし、2車線の道路については1車線分を、4車線の道路については最低2車線分のスペースを確保する。

(ウ) 自動車を除去する場合は、原則として警察官の立会いを求めて行うものとする。

イ 応急措置

(ア) 道路の亀裂陥没等の被害で軽微なものについては、応急修繕を実施し、通行可能な状態を確保する。

(イ) 被害状況からみて、通行不可能あるいは危険であると判断される場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定に基づき、通行禁止等の措置をとるものとする。

◆ 附属資料第1－9「緊急輸送道路及び交通規制路線」

(3) 二次災害防止のための交通規制

市内に大規模な災害が発生し、救援物資等の輸送路確保のため、広範囲に交通規制を行う必要がある場合は、県、中部地方整備局等他の道路施設管理者とも協議の上、県警察（豊田警察署・足助警察署）に対し、交通規制の実施を要請するものとする。

ア 第一次交通規制

発災直後の緊急措置として、国・県指定緊急輸送道路をはじめとする幹線道路について、緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第二次通行規制

被害状況に応じ、第一次交通規制を解除して、路線別、車種、用途別又は時間別の車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

（４）情報の提供

交通規制を行ったときは、当該対象、区域、期間等を広報車、有線放送を使用し、また報道機関を通じて地域住民、運転者等に周知を図るとともに、関係機関に連絡するものとする。

第5節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

（１）輸送手段

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法により実施するものとする。

ア 自動車による輸送

貨物自動車、乗合自動車等、用途や道路事情等に応じた車両による輸送を行うものとする。

イ 鉄道による輸送

道路等の被害により、自動車による輸送が不可能なとき、又は他市等遠隔地において物資を確保したときで、鉄道による輸送が適当と認めるときは、名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社及び愛知高速交通株式会社に配車等を依頼し、鉄道による輸送を行うものとする。

ウ 舟艇等による輸送

浸水地域の避難者の収容その他物資等の輸送は、舟艇等による輸送を行うものとする。

エ ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶したとき、又は輸送の急を要するときで、ヘリコプターによる空中輸送が適当と認めるときは、市長は、知事あるいは自衛隊などへの出動要請依頼を行い、空中輸送を行うものとする。

オ 人などによる輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人力輸送を行うものとする。

（２）車両の確保

ア 市公用車両の運用

市災害対策本部は、各部局の公用車両の集中管理を行い、適正かつ合理的な運用を図るものとする。

イ 関係業者等からの調達

市公用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに公共的団体、民間輸送事業者等の所有する車両、自家用車両等の提供を受け、又は借上げて確保に努めるものとする。

なお、市内輸送事業者等に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

ウ 他市町村又は県からの調達調整

市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達調整を要請する。

- (ア) 輸送区間及び借上げ期間
- (イ) 輸送人員又は輸送量
- (ウ) 車両等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) その他必要事項

3 中部運輸局の措置

中部運輸局は、災害輸送の必要があると認めるときは鉄道事業者、自動車運送事業者等の関係機関に対して、輸送の確保に関して措置を取るよう協力要請を行うとともに県の要請により車両等の調達調整を行う。

4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材

5 緊急通行車両の確認

- (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行うこととする。
- (2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。

第9章 浸水対策

■ 基本方針

- 市及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、高圧又は高位部の水路等の決壊、ダムの緊急放流等による浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「豊田市水防計画」に準拠した上で実施する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○河川・海岸の点検及び ○情報の伝達 ○避難の指示	応急復旧		
県	○河川・海岸の点検及び ○連絡調整及び広報	応急復旧		

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
浸水対策	市、関係機関	(1) 河川の点検及び応急復旧 (2) 浸水対策資機材の確保 (3) 可搬式ポンプによる応急排水

市及び関係機関における措置

(1) 点検及び応急復旧

- ア 地震が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。
- イ 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

(2) 浸水対策資機材

- ア 市は、その所管区域における浸水対策を十分果たせるよう水防倉庫等の資機材を整備すると共に、資機材の緊急調達の方法について、あらかじめ定めておくものとする。
- イ 市は、市の備蓄する水防用資機材に不足を生ずるような緊急事態に際しては、県に水防資機材の応急支援を要請するものとする。

◆ 附属資料第2-4-(2)「水防倉庫一覧」

◆ 附属資料第2-4-(3)「水防倉庫備蓄資機材一覧」

(3) 漏、溢水防止応急復旧活動

- ア 各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池の状況を確認し、必要に応じて応

急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

イ 市は、必要に応じ、県に可搬式ポンプの貸付けの要請を行う。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応
市	○避難所の開設・運営 ○他市町村・県への応援 ○避難行動要支援者の安否確認 ○避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉 ○福祉避難所の設置 ○外国人への情報提供 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所対策の実施 ○事業者等に対する一斉	要求 確認・避難誘導 る福祉ニーズの把握と福祉 報提供 難所対策の実施 帰宅の抑制呼びかけ	人材の確保	
県	○情報収集・支援体制の整備 ○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援 ○多言語による情報発信 ○帰宅困難者に対する情報提供 ○事業者等に対する一斉	備 提供 宅の抑制呼びかけ		
事業所等	○安否確認や交通情報等の	収集及び従業員等の一斉	帰宅の抑制	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	市	1（1）指定避難所の開設予定場所 1（2）指定避難所開設の広報 1（3）要配慮者の保護 1（4）指定避難所の管理 1（5）他市町村又は県に対する応援要求 2（1）避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2（2）避難者の把握 2（3）避難所が危険になった場合の対応 2（4）避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2（5）避難所運営における女性の参画等 2（6）避難者への情報提供 2（7）要配慮者へ支援

区 分	機関名	主な措置
		2（8）物資の配給等避難者への生活支援 2（9）避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 2（10）在宅避難所等の支援拠点 2（11）車中泊避難を行うためのスペース 2（12）避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2（13）ペットの取扱 2（14）避難の長期化に伴う対応 2（15）公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 2（16）感染症対策 3 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者支援対策	市	1（1）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1（2）避難行動要支援者の避難支援 1（3）障がい者に対する情報提供 1（4）避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1（5）福祉避難所の設置等 1（6）福祉サービスの継続支援 1（7）県に対する広域的な応援要請 1（8）外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 帰宅困難者対策	市	1（1）帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報等 1（2）（3）帰宅困難者に対する情報提供 1（4）救助対策、避難所等対策の実施
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、避難者を一時的滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。また、指定避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

（1）指定避難所の開設予定場所

指定避難所の開設予定場所は、附属資料編に掲載のとおりである。

なお、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合等には、民間施設管理者や関係機関への協力要請、また必要に応じて、野外にテント等を設置し対応する。

(2) 指定避難所開設の広報

避難所を開設した時は速やかに防災行政無線、防災ラジオ、一斉ファックス、広報車、CATV、コミュニティFMラジオ、ホームページ、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）等により開設場所を避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護する。

(3) 要配慮者の保護

補装具の装着や交換、おむつの交換や授乳など、配慮が必要な避難者に対応するため、必要スペースの確保に努める。また、重度障がい者や要介護高齢者など、指定避難所での共同生活が難しく、介護支援が必要な避難者に対しては、福祉避難所または協定施設へ移送し、より効果的な支援が受けられるよう保護する。

(4) 指定避難所の管理

- ア 指定避難所の開設を決定した場合、災害対策本部は担当の避難所運営班員を速やかに指定避難所へ直行させ、避難者の受入れを行うとともに避難所の管理を行う。
- イ 指定避難所を開設し、避難者を収容した時は、避難状況及び必要物資（食糧・飲料水・医薬品・寝具等）の品目・数量等を調査、把握し、地区対策班を通じ、災害対策本部へ報告する。
- ウ 避難生活の長期化に際しては、指定避難所の運営は、避難者の自力再建を原則とし、避難所運営班員はそれらの活動をサポートする役割を担う。
- エ 市は、避難者に対し、災害情報及び応急対策実施状況を伝達、周知するとともに、各種相談業務を行う。
- オ 避難生活の長期化に際しては、指定避難所が学校である場合は、避難者と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

(5) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難場所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

◆ 附属資料第2-5-(4)「避難場所一覧」

2 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、国が策定する「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえつつ、次の点に留意する。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉避難所及び協定施設への移送、保健師などによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

(10) 在宅避難者等の支援拠点

市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(11) 車中泊避難を行うためのスペース

市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(12) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

(13) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、「同行避難時のペット飼養マニュアル」に基づく飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(14) 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や入力、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ア) プライバシーの確保状況

(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(ウ) 洗濯等の頻度

(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性

(カ) 食料の確保、配食等の状況

(キ) し尿及びごみの処理状況

(ク) 避難者の健康状態

(ケ) 指定避難所の衛生状態

(15) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難場所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、愛知県が締結している「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(16) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

また、避難所等を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章第3節住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章第3節住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

要配慮者の被災状況に応じて、福祉避難所及び協定施設への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

市国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボランティア等を避難所等に派遣し、災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援情報を収集する。

◆ 附属資料第9-2-(8)「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定」

◆ 附属資料第9-2-(34)「災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定（社会福祉法人 愛知玉葉会 梅ヶ丘学園）」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在场

所)の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設(滞在場所)の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

(5) 帰宅困難者の想定数は以下のとおりである。

帰宅困難者想定結果(平成26年度 豊田市調査結果)(平日12時)

(単位:人)

	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など所属先のある者	私用等の目的で外出している者	小計
豊田市	約37,000~約40,000	約11,000~約13,000	約48,000~53,000

(主要駅)

	目的別の帰宅困難者数		
	職場や学校など所属先のある者	私用等の目的で外出している者	小計
豊田市	約2,500~約2,600	約1,700~約1,700	約4,100~4,300

(※豊田市駅(新豊田駅)は同一ゾーンであるため、一体的とみなしている。)

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の視点に留意して、対策をとるものとする。

第11章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
市	○水・食料・生活必需品 ○他市町村・県への応援	等の供給 要求	→	
県	○水・食料等の調達 ○応援活動の実施	あつせん →	→	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1 (2) 断水が生じた場合の措置 1 (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮
第2節 食品の供給	市	1 (1) 炊出しその他による食品の供給 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 米穀の原料調達
第3節 生活必需品の 供給	市	1 (1) 生活必需品供給対象者 1 (2) 必要量・品目の把握 1 (3) 生活必需品の確保 1 (4) 救援物資の受入れ 1 (5) 生活必需品の供給 1 (6) 応援協力

第1節 給水

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

2 応急給水

- (1) 給水対象者

災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。

(2) 応急給水量

応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量 (ℓ/人・日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日目	3	概ね 3km 以内	応急給水施設・給水タンク車
4日～10日	20	概ね 1km 以内	幹線管路付近の仮設給水栓
11日～21日	100	概ね 300m 以内	配水管上の仮設給水栓
22日～28日	250	概ね 100m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

◆ 附属資料第2-6-(6) 「愛知県営水道災害時支援施設」

(3) 応急給水用資機材の整備

給水車、給水タンク、ポリ容器、給水袋、水質検査用器具（残塩計、PH計）、配管用資材等の資機材を整備する。

(4) 給水の方法

災害時拠点給水施設における「拠点給水」あるいは給水車で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は、災害の程度、内容等により臨機に対応する。

(5) 応急給水場所（災害指定給水場所）

被災者及び断水世帯への応急給水場所は、指定避難所を「災害指定給水場所」として指定する。なお、応急給水の方法及び給水場所は、表のとおりである。

水 源	給水方法	給 水 場 所
配水池	運 搬 給 水	災害指定給水場所、断水地域の広場等
水道水	給水栓の設置	災害時拠点給水施設、県営水道応急給水支援設備、市水道応急給水支援設備

(注) 災害指定給水場所は、地震災害時の指定避難所とする。

(6) 広報

断水した場合等には、市民に対し応急対策の実施状況、復旧の見通し等について広報車、防災行政無線、一斉ファックス、CATV、コミュニティFMラジオ、ホームページ、携帯電話（緊急メールとよた及び緊急速報メール）等により広報を実施する。なお、応急給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

◆ 附属資料第2-6-(1) 「応急給水用資機材一覧」

◆ 附属資料第2-6-(4) 「災害拠点給水施設一覧」

◆ 附属資料第2-6-(6) 「愛知県営水道災害時支援施設」

3 応援体制

(1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

(2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定め

る内容を基本として給水活動を実施する。

- ◆ 附属資料第2-6-(3)「災害時緊急連絡管接続箇所一覧」
- ◆ 附属資料第9-1-(14)「水道災害相互応援に関する覚書〔豊田市・日本水道協会愛知県支部・愛知県〕」
- ◆ 附属資料第9-1-(15)「災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書〔豊田市・知立市〕」
- ◆ 附属資料第9-1-(16)「災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書〔豊田市・愛知県中部水道企業団〕」
- ◆ 附属資料第9-1-(17)「緊急連絡管の取扱いに関する協定書〔豊田市・刈谷市〕」
- ◆ 附属資料第9-1-(18)「緊急連絡管に関する協定書〔豊田市・安城市〕」
- ◆ 附属資料第9-1-(19)「水道緊急連絡管に関する協定書〔岡崎市・豊田市〕」

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 食品の供給

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

- ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。
- イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。
 - 第1段階 乾パン、ビスケットなど
 - 第2段階 パン、おにぎり、弁当など
- ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。
- エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おかゆ、粉ミルク等の食品を供給する。
 - また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。
- オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

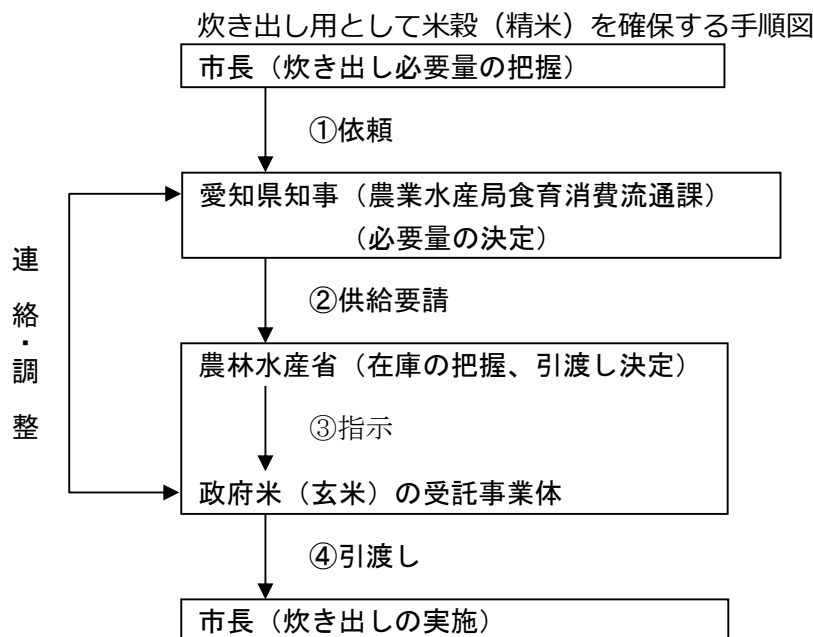
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。



(4) 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

2 副食品、調味料の調達あっせん

市は、広域かつ重大な被害により副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、調達あっせん措置を県に要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

第3節 生活必需品の供給

1 市における措置

市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、（6）アの応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

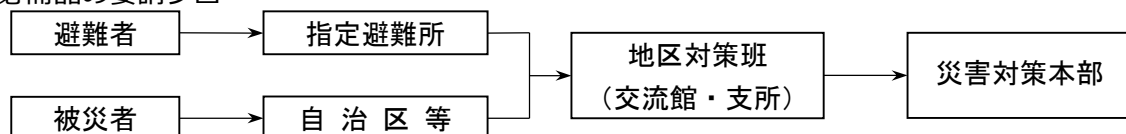
（1）生活必需品供給対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

（2）必要量・品目の把握

指定避難所における必要品目及び必要数量については、災害対策本部の避難所運営班員によって把握され、地区対策班（21 交流館・6 支所）に対して供給要請される。各地区対策班は、上記のほか、自治区や自主防災組織などの地域住民からの情報をとりまとめて、災害対策本部に対して供給要請を行う。

生活必需品の要請フロー



（3）生活必需品の確保

ア 備蓄物資の供給

地区防災倉庫及び交流館防災倉庫に生活必需物資（食糧、粉ミルク、ほ乳ビン、乳幼児用バスタオル、乳幼児用・成人用紙おむつ、生理用品、その他生活雑貨品）を備蓄し、必要に応じ放出する。なお、備蓄物資については、高機能、高性能の製品が開発されることも踏まえ、逐次備蓄物資の見直しを図っていくこととする。この場合、高齢者や乳幼児等の要配慮者について十分に配慮する。

イ 協定に基づく緊急調達

備蓄物資では不足が生じた場合又は災害発生後2日目以降については、「災害救助物資の緊急調達に関する協定」に基づき、大規模小売店等から必要な生活必需品を緊急調達する。なお、緊急調達をした場合は、次の3拠点を緊急調達物資の受入れ場所として開設する。

（ア）指定避難所

（イ）集配拠点（「災害救助活動のための施設の利用に関する協定」に基づく倉庫等、市内主要公共施設、運輸倉庫業者等が保有する倉庫等）

（ウ）市役所又は支所・出張所、交流館（地区対策班）

◆ 附属資料第3-1-(2)「生活必需品等の備蓄」

- ◆ 附属資料第9-2-(16)「災害救助物資の緊急調達に関する協定」
- ◆ 附属資料第9-2-(17)「災害救助活動のための施設の利用に関する協定」

(4) 救援物資の受入れ

ア 集配拠点の確保

全国各地から送られてくる救援物資を分散して受入れ、効率的に配分できるように、次の施設を所有者又は管理者の協力を得て、集配拠点として整備する。

- (ア) 「災害救助活動のための施設の利用に関する協定」に基づく倉庫等
- (イ) 救援物資等受入候補施設
- (ウ) 運輸倉庫業者等が保有する倉庫等

- ◆ 附属資料第2-5-(12)「救援物資等受入候補施設一覧」

イ 仕分け要員の確保

集配拠点における仕分け作業については、他市町村の応援職員、各種ボランティア、自治区等の地域住民等の協力を得て実施する。

(5) 生活必需品の供給

ア 輸送車両の確保

各避難所への輸送は、公用車を優先活用して行うものとする。輸送車両が不足する場合は、輸送事業者（宅配業者など）の協力を求めて行う。

イ 生活必需品の供給方法

(ア) 地区防災倉庫に備蓄している生活必需品については、災害対策本部地区対策班、避難所運営班員及び必要に応じて自治区や自主防災会等の地域住民の協力を得て、各避難場所等へ輸送する。

(イ) 緊急調達物資及び救援物資については、公用車を優先活用し、必要に応じて輸送事業者等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

(6) 応援協力

ア 市は、自ら生活必需品の供給を行うことが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

イ 応援の要請を受けた機関は、積極的に協力する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となるが、県が実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

第12章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 市は、被災後、関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止に努める。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県警察	○地域安全活動の強化			
県	○環境汚染事故の把握			
	○関係機関への情報の提供			
	○環境調査			
	○人員・資機材等の応援	依頼		
	○連絡調整及び支援・協力			
市	○環境汚染事故の把握			
	○関係機関への情報の提供			
	○環境調査			
	○人員・資機材等の応援	依頼		
	○連絡調整及び支援・協力			
	○警戒区域の設定及び避難措置			

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止対策	市	(1) 環境汚染事故の把握 (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導 (3) 環境調査 (4) 警戒区域の設定及び避難措置
第2節 地域安全対策	県警察 (豊田警察署・足助警察署)	1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請
	市	2 県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 環境汚染防止対策

市における措置

(1) 環境汚染事故の把握

関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条第3項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第23条第3項及び県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(4) 警戒区域の設定及び避難措置

工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が漏出し、環境汚染が発生した場合、当該地域住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時には、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる。また、必要により、地域住民に対し、避難の勧告又は指示を行う。

第2節 地域安全対策

1 県警察（豊田警察署・足助警察署）における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、火災の発生・延焼状況、避難所、避難経路、救護所の設置場所、津波等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不

明者相談窓口を設置する。

2 市における措置

市は、豊田警察署・足助警察署の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

第13章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応
県	○市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会	に検案を依頼		
市	○遺体の搜索・収容 ○遺体の処理及び一時保存 ○遺体の埋火葬 ○他市町村又は県への応援要請			
県警 （豊田警察署・足助警察署）	○検視（調査）の実施 ○県歯科医師会への応援要請			

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 遺体の搜索	市	1（1）遺体の搜索 1（2）検視（調査） 1（3）応援要請
第2節 遺体の処理	市	1（1）遺体の収容及び一時保存 1（2）遺体の検視（調査）及び検案 1（3）遺体の洗浄等 1（4）遺体の身元確認及び引き渡し 1（5）応援要請
第3節 遺体の埋火葬	市	1（1）死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1（2）遺体の搬送 1（3）埋火葬 1（4）棺、骨つぼ等の支給 1（5）埋火葬相談窓口の設置 1（6）応援要請

第1節 遺体の搜索

1 市における措置

（1）遺体の搜索

豊田警察署・足助警察署と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査※）

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査※）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

市では搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 遺体の処理

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとする。

(2) 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。

身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

市では遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県警察（豊田署、足助署）における措置

- (1) 遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。検視（調査）を行わずに収容された遺体については、市及び豊田加茂歯科医師会と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。
- (2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

- (1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。
- (2) 遺体の搬送
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- (3) 埋火葬
火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- (4) 棺、骨つぼ等の支給
棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- (5) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- (6) 応援要求
市では遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互

応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

- ◆ 附属資料第2－8「火葬場」
- ◆ 附属資料第9－2－(9)「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」
- ◆ 附属資料第9－2－(10)「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第14章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災期	3日	1週間	復旧対応
県	○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立			→
市	○応急復旧活動の実施（上水道、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立			→
中部電力、JERA	○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 ○危険防止措置の実施 ○応急復旧活動の実施 ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施			→
都市ガス会社、LPガス協会	○災害対策本部の設置 ○情報の収集 ○緊急対応措置の実施 ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 ○広報活動の実施			→
NTT西日本	○重要通信の確保及び通信の途絶の解消			
放送事業者	○放送事業の継続			→
郵便事業者	○郵便事業の継続			→

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力、株式会社 J E R A	(1) 非常災害対策本部の設置 (2) 情報の収集と伝達 (3) 危険防止措置の実施 (4) 応急復旧活動の実施 (5) 要員、資機材等の確保 (6) 広報活動の実施 (7) 広域運営による応援
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県 L P ガス協会	1 (1) ・ 2 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) ・ 2 (2) 情報の収集 1 (3) ・ 2 (3) 緊急対応措置の実施 1 (4) ・ 2 (4) 応援の要請 1 (5) ・ 2 (5) 応急復旧活動の実施 1 (6) ・ 2 (6) 広報活動の実施
第3節 上水道施設対策	市 (上下水道局)	(1) 非常配備体制 (2) 上下水道対策部災害対策会議 (3) 応急復旧活動 (4) 広域応援の要請
第4節 下水道施設対策	市 (上下水道局)	(1) 施設等管理体制及び対策 (2) 応急復旧活動
第5節 通信施設の 応急措置	通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	市	3 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4 放送事業の継続
第6節 郵便業務の 応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達確保及び窓口業務の維持

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社及び株式会社 J E R A における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・N T T 加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 県（防災安全局、関係局）における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。緊急動員については各社において、災害対策規定等によって定める動員体制によって行う。（震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。）

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

ア 地震が発生した場合、次に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止する。

（ア）地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合

（イ）製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、次に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。

（ア）道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合

（イ）ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対

応能力を超えるおそれのある場合

(4) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

事業管理者（市）における措置

(1) 非常配備体制

激甚な地震が発生した場合には「上下水道局業務継続計画」に基づき、非常配備体制を確立し、応急対策にあたるものとする。

なお、時間外に災害が発生するなど、非常配備体制が確立するまでの間は、登庁できた職員のみで臨時体制を組み、次の要領で被害調査活動等を実施し、当面の応急給水計画を立てる。

ア 臨時被害調査班の編成

臨時被害調査班を編成し、主要施設の被害状況を調査する。

イ 優先的に被害調査を実施する施設

被害調査は、次の施設を優先して行う。

(ア) 県水の受水点

- a 豊田配水場
- b 猿投配水場
- c 高岡配水場
- d 西中山送配水場

(イ) 自己水源

- a 中切水源配水場
- b 川田水源送水場
- c 各地区（藤岡・小原・足助・下山・旭・稲武）の水源及び浄水場

ウ 主な被害調査項目

被害調査は、おおむね次の項目について行う。

(ア) 施設の構造物の破損状況

(イ) 施設内の漏水状況

(ウ) 電気の通電状況（商用電源）

エ 断水状況の把握

市民、地区対策班員、避難場所運営班員及び自治区長等から寄せられる断水情報を収集し整理する。

(2) 上下水道対策部会議

激甚な地震が発生した場合、応急対策を実施するにあたり、上下水道対策部会

議を開催し、応急対策に関する事項等を決定する。

- ア 各種状況報告に関すること。
- イ 市民への広報全般に関すること。
- ウ 応急復旧全般に関すること。
- エ 応援要請全般に関すること。
- オ 応急給水に関すること。
- カ その他重要な応急対策に関すること。

(3) 応急復旧活動

水道施設が災害により被害を受け、断水した場合には、消火用水、飲料水及び生活用水等の供給が絶たれ、社会生活に大きな影響を与える。このため、震災復旧にあたっては、被害状況を速やかに把握し、効率的な応急復旧活動を行う。

ア 被害調査

災害が発生した場合には、次のような項目について被害調査するとともに、自治区長等から自治区ごとの被害状況を収集する。

(ア) 水道施設

水道施設の被害調査のため巡視確認を行う。施設建屋、水源取水井、電気設備、テレメーター設備、自家発電設備、機械設備、緊急遮断弁等、水質関連の滅菌設備、浄水施設、送配水管、弁栓類等施設場内の被害状態及び配水池の貯水量を確認する。以上、確認をした上で、当該施設の稼働不可を判断する。

(イ) 配水管

配水管被害調査のため巡視確認を行う。配水管基本台帳図、系統別配水ブロック割り図に基づき配水幹線、配水管、減圧弁施設、住宅団地配水管、配水支管等の被害漏水を調査する。被害のある箇所では重要箇所においては、災害対策本部に連絡し、仕切り弁を操作して止水をする。漏水箇所においては試験掘を行い、配水管の種類、口径及び破損箇所の必要資材を確認する。

また、配水管より分岐して取り出した一般家庭への給水管の被害状況は、一般市民からの問い合わせ電話や苦情等の電話からの被害情報を集約することにより被害地区を特定するとともに、これらの情報を豊田市管工事協同組合並びに災害協定を締結した水道工事業者に提供し、効率的な復旧を行う。

イ 復旧方針

被害調査結果に基づき、給水量の調整及び復旧に必要な作業人員、資材及び建設機械の洗い出しを行う。復旧作業人員については、「上下水道局業務継続計画」により対応する。

(ア) 水道施設

被災施設の機器について、予備設備を常備している以外は施工業者に出動を求めて現地調査を行い、メーカー等に手配、工期費用の見積書を求める。電気及び電話の途絶は施設の稼働に重大な支障をきたすため、優先的に復旧できるよう関係機関に要請する。配水量の確保のため、受水施設の復旧と同時に、県営水道と連絡を取り合い、必要配水量を確定後、送水を要請する。

配水管の復旧状況に応じ、連携して通水を行う。

(イ) 配水管

現地の被害状況を調査する。その結果に基づき、道路管理者、東邦ガス、下水道及びN T T等他の埋設管の占有者と協議を行う。止水を行った配水管漏水箇所は計画的に復旧作業を実施する。

また、漏水規模の大きい所では、仮設管の布設等を行い通水する。

なお、通水にあたっては、水道施設の復旧状況を把握したうえで実施する。

また、一般家庭の給水管の修理については、被害を受けた市民が豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者に依頼して行うこととなるが、配水管の通水完了箇所から修理復旧を実施する。

◆ 附属資料第2-6-(8)「豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧」

ウ 水道水の衛生保持

施設が破壊された時は、破壊箇所から有毒物が混入しないよう処置するとともに、特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう市民に広報を行う。

エ 重点地区

水道関連施設の被害状況を「系統別配水ブロック割り図」にプロットし、断水区域を推定し、断水区域における影響人口の多い地域を重点地区とし、優先的に復旧を図るものとする。また、災害指定給水場所（指定避難所）、医療機関及び社会福祉施設等についても重点箇所として早期復旧を図る。

オ 復旧順位

復旧順位については、現状の「系統別配水ブロック割り図」に基づき、それぞれブロックごとに次の順序で復旧する。

(ア) 取水、浄水及び送配水施設の復旧作業

(イ) 水道施設の配水池貯水量の確保

(ウ) 災害拠点給水施設の復旧作業

(エ) 災害拠点給水施設以外の水道施設復旧作業

(オ) 配水管の復旧作業

a 水道施設より流出する配水幹線

b 配水幹線より分岐する配水管で口径の大きいものから

カ 人員の確保及び復旧資材の調達

復旧作業が上下水道対策部では対応ができない場合には、必要に応じ、災害協定を締結した工事業者、専門業者及び公益社団法人日本水道協会に応援要請を行うものとする。復旧資材については、豊田市管工事業協同組合、製造業者及び公益社団法人日本水道協会に対して協力要請を行う。復旧工事に必要な機械・器具類については、災害協定を締結した工事業者及び公益社団法人日本水道協会に要請し、確保する。

応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。

キ 県への報告

水道施設に被害が生じた場合は、県災害対策本部に対して、被害報告を行

う。

ク 市民への広報の実施

市民に対し、水道復旧の全体計画並びに各地区の復旧見通しについて、広報車、防災行政無線、一斉ファックス等を利用し、また、CATV、コミュニティFM等報道機関を通じて広報を行う。

(4) 広域応援の要請

応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び公益社団法人日本水道協会に応援要請を行う。

応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。

◆ 附属資料第9-1「市町村間における応援協定等」

第4節 下水道施設対策

事業管理者（市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 施設等管理体制及び対策

ア 下水道施設

(ア) 処理施設

下水道処理施設については、運転管理委託会社の職員が点検し、必要により二次災害防止措置及び被害調査を行い、被害調査結果等の情報を上下水道対策部へ報告する。

(イ) 管渠

管渠については、上下水道対策部に集合した職員及び管路施設包括的維持管理業務委託会社の職員を複数人の小グループに分け、連絡要員を残す以外は全員で点検に出向き、情報の収集を行う。

(ウ) 運転管理委託会社による対策

あらかじめ処理規模の大きい施設順に優先順位をつけておき、災害発生時には受持ち地区の施設に優先順に出向き、必要によっては二次災害防止の応急処置を行うとともに、被害状況を上下水道対策部へ連絡する。

(エ) 応援要請

運転管理委託会社の職員だけでは、応急対策活動が困難な場合は、上下水道対策部に応援を要請する。

イ 雨水ポンプ場

雨水ポンプ場は、その運転操作は複雑で特殊技術を要するため、降雨時にポンプ場の運転管理を行っている市職員自らにより、災害時の施設点検、被害調査を行う。

ウ 主要設備の確保

主要設備等で必要がある場合には、下水道施設対応業者に連絡し、被害調査及び復旧にあたる。

◆ 附属資料第2-4-(7)「下水道施設対応業者一覧」

(2) 応急復旧活動

ア 災害復旧の各段階とその内容

下水道施設が被害を受けた場合には、社会活動に大きな影響を与えるため、災害復旧にあたっては、施設被害が地域社会に与える影響を的確に把握して、速やかに復旧を行う。

なお、災害復旧は、次の3段階により行うものとする。

第1段階	短時間に施設の被災状況の概略を把握するため「緊急調査」を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判定し、必要に応じて「緊急措置」を行う。 なお、処理場及びポンプ場においては、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止並びに緊急調査における安全確保のための「緊急点検」を行う。
第2段階	施設全体の被災状況の把握と大きな機能障害につながる二次災害の未然防止のための「応急調査」を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等に基づいて応急復旧の必要性を判断する。 応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で「応急復旧」を行う。
第3段階	施設の重要性、被災の箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧水準を定めるとともに、地域の将来計画・復興計画を配慮して「本復旧」を行う。

イ 被害調査項目及び応急復旧項目

下水道施設に被害が発生した時は、次の順序により漸次、復旧を図るものとする。

(ア) 処理場・ポンプ場等の基幹施設、重要な基幹管渠

処理場・ポンプ場については、次の順序により復旧を図る。

- 下水排除（揚水等）
- 伝染病予防（滅菌）
- 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）
- 汚水の高度処理
- 污泥処理

(イ) その他の幹線管渠

(ウ) 枝線管渠

(エ) 枺、取り付け管等

重要な基幹管渠とは、次に掲げるもの又はこれに準ずるものをいう。

- ポンプ場及び処理場に直結する幹線管渠
- 河川、軌道等を横断する管渠で、災害によって被害の拡大を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管渠
- 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管渠

ウ 協力体制

応急対策要員、応急対策用機械器具及び資材の確保については、建設業協会、指定下水道工事店組織、機器納入メーカー、資材納入メーカー等の民間団体等と協定を締結し、その所在を調査する。

搬入方法についても検討しておくとともに、被災を受けた直後に連絡が十分できない場合に備え、民間団体による緊急調査及び緊急措置についての応援体制を協定に盛り込んでおく。

◆ 附属資料第2-4-(8)「豊田市排水設備工事指定工事店一覧」

エ 広報活動

市民に影響を与える時は、広報活動を行い、市民に周知徹底を図るとともに、その協力が求められるように努める。

(3) 応援の要請

応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び他市町村に応援要請を行う。

応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。

(4) 災害復旧備品の配備

廃止した污水处理施設に災害復旧関連の備品を保管し、緊急時の対応に備える。

◆ 附属資料2-4-(9)「防災用倉庫一覧」

(5) 施設が被災し、処理不能等の場合

一次的対応：既存の他施設や、污水一時貯留施設を活用する。

二次的対応：環境部と連携し、逢妻衛生プラント又は砂川衛生プラントへ搬送する。

三次的対応：環境部及び県と連携し、流域下水道への投入や市外の処理施設へ搬送する。

◆ 附属資料第2-4-(10)「污水处理施設一覧」

◆ 附属資料第2-7-(2)-カ「污水一時貯留施設一覧」

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。

ア 西日本電信電話株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

(イ) 交換機が被災した場合

非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

(ウ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(ア) 伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

(イ) 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤルの活用

震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

ア 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

イ 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

ウ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度6弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

3 市における措置

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるよう努める。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線用資機材など

(3) 訓練の実施

定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用

ア 県（総務局）の連絡

県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示する。

イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードへの切替え

通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- （1）放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- （2）中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- （3）放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるような措置を講ずる。
- （4）具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

第6節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

（1）郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

（2）郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する

ものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

県、市及びライフライン事業者等における措置及び海路・空路の活用

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開及び海路・空路の活用

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、市道管理者は、ライフライン施設の重要拠点までの道路啓開を実施する。また、その他ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開については、重要拠点までの啓開作業が完了したのちに、可能な限りライフライン事業者と協力して実施する。

また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第15章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や建設、被災住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去等の要請を実施し、住生活の安定に努める。
- 災害救助法が適用された場合は、県と市が連携し、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行うものとする。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険 ○判定活動の支援 《公共賃貸住宅等への一 ○提供する住宅の ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○応援協力の要請 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請	度判定支援本部等の設 置 時入居 選定・確保 ○相談窓口の開設	置 ○一時入居の開始 ○建設 ○賃貸住宅の借上げ ○応急修理の実施	
市	《応急危険度判定の実施》 ○被災建築物応急危険 ○判定活動の実施	度判定支援本部等の設 置	置	

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
	《被災住宅等の調査》 ○被災住宅等の調査 《公共賃貸住宅等への一 ○提供する住宅の選 ○応援協力の要請 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 《住宅の応急修理》 《障害物の除去》	時入居》 定・確保 ○相談窓口の開設 ○障害物の除去	○一時入居の開始 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営 管理 ○応急修理の実施の補 助	
住宅供給公社・都市再生機構	《公共賃貸住宅等への一 ○提供する住宅の選定・ ○県からの応援協	時入居》 確保 力の要請 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始		

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 被災建築物応急危険 度判定及び被災宅地 の危険度判定	市	(1) 実施本部の設置 (2) 判定活動の実施
第2節 被災住宅の調査	市	被災住宅の調査
第3節 公共賃貸住宅等への 一時入居	市、地方住宅供給公社、 都市再生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置 及び管理運営	市	(1) 応援協力の要請 (2) 建設用地の確保 (3) 被災者の入居及び管理運営
第5節 住宅の応急修理	県 市	(1) 応急修理の実施 応急修理に関する補助事務
第6節 障害物の除去	市	1 (1) 障害物の除去の実施 1 (2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 市における措置

(1) 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

応急危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

（２）応急危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

◆ 附属資料第9－2－(38)「地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知建築士会）」

◆ 附属資料第9－2－(39)「地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）」

第2節 被災住宅の調査

市における措置

市は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- （１）住家の被害状況
- （２）被災地における住民の動向
- （３）応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- （４）その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

県（建設局）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

- （１）提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

- （２）相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

- （３）一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであるこ

と。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他の市町村に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市における措置

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 被災者の入居及び管理運営

被災者の応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

地震災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託して、市がこれを行う。

なお、応急仮設住宅の入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理運営する。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅

におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第5節 住宅の応急修理

1 県における措置

被災住宅の応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」するものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

- a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とす

る。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

2 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

◆ 附属資料第9-2-(37)「災害時における民間住宅等の修繕及び応急修理に関する協定書」

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

◆ 附属資料第2-5-(7)「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」

第6節 障害物の除去

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第 11－12「災害救助法施行細則」ほか

第16章 学校における対策

■ 基本方針

○災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 ○応援の要求		(県立学校)
市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 ○応援の要求		(市立学校)
国立・私立学校設置者 (管理者)	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施	○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 ○応援の要求		(私立学校等)

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	県、市、国立・私立学校設置者 (管理者)	1 (1) 気象警報等の把握・伝達 1 (2) 臨時休業等の措置 1 (3) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の確保	県、市、国立・私立学校設置者 (管理者)	1 (1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 1 (2) 教職員の確保
	市	2 他市町村教育委員会に対する応援要求
	私立学校設置者 (管理者)	3 他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会等に対する応援要求

区 分	機関名	主な措置
第3節 応急な教育活動に ついての広報	県、市、国立・ 私立学校設置者 (管理者)	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等 の給与	市	1 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給 与 2 (2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 地震情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 地震情報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。
また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校等

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校等

地震情報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 国立及び私立学校等

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

(2) 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の地震情報等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 国立及び私立学校

学校の置かれている地域の地震情報等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

(3) 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 県（教育委員会）、市及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

（1）応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の交流館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

（2）教職員の確保

教職員の被災等により教職員が不足し、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、非常勤講師の配属、教職員の臨時採用等の措置等により、必要な教職員の確保に努め、状況により他市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要求する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

3 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

県（教育委員会）、市及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第4編 災害復旧・復興

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 復興計画等の策定	市	(1) 市復興計画の策定
第2節 職員の派遣要請	市	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他市町村の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派

遣について、あつせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通
地方公共団体職員の派遣について、あつせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	県	1（1）激甚災害の指定に係る調査 1（2）国機関との連絡調整 1（3）指定後の手続き
	市	2（1）激甚災害の指定に係る県調査等への協力 2（2）指定後の関係調書等の提出
第3節 暴力団等への対策	県警察（豊田警察署・足助警察署）	1（1）暴力団等の動向把握 1（2）暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1（3）暴力団排除に関する広報活動等
	市	2（1）復旧・復興事業からの暴力団排除 2（2）公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

2 災害復旧事業の種類

（1）公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業

- 工 地すべり防止施設災害復旧事業
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- カ 道路災害復旧事業
- キ 下水道災害復旧事業
- ク 公園災害復旧事業

- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適

当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 県（防災安全局、関係局）における措置

（1）激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施する。

関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

（2）国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

（3）指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施する。

2 市における措置

（1）激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

（2）指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障がい者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）

セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

(1) 暴力団等の動向把握

暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。

(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入すること防止するための取組を推進する。

2 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物等処理対策

■ 基本方針

○市は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。（放射性物質及び原子力災害については、「風水害等災害対策計画編第3編第17章放射性物質災害応急対策」で対応する。）

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
災害廃棄物等処理対策	市	(1) 災害廃棄物処理実行計画 (2) 災害廃棄物処理 (3) ごみ処理 (4) し尿処理 (5) 周辺市町村及び県への応援要請

災害廃棄物等処理対策 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画

豊田市災害廃棄物処理計画により、迅速に廃棄物処理を進める。

(2) 災害廃棄物処理

ア 処理方針

災害廃棄物については、可能な限り分別収集処理体制を確保するため、県、周辺自治体、廃棄物処理業団体及び建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ効率的な処理体制を確立する。

なお、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

イ 一次仮置場

(ア) 一次仮置場の確保

災害廃棄物の処理には長期間を要する場合があるため、一次仮置場を確保する。一次仮置場として確保してある場所は、附属資料編に掲載のとおりである。なお、大量の廃棄物が発生し、確保してある一次仮置場だけでは不足する場合は、次の選定要件を考慮して、市有地及び民地の借地に対応する。

<選定要件>

- ① 一次仮置場における重機による廃棄物の積上げや選別などの作業、及び再資源化処理などに必要な仮設処理施設の設置が可能な面積を有すること。
- ② 災害廃棄物の搬入・搬出作業や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有していること。
- ③ 一時保管又は処理、処分時の環境保全対策が行いやすい地形・地質などの立地条件を有すること。
- ④ 一次仮置場での重機による廃棄物の積上げや選別作業時や仮設処理施設の

稼動時の騒音、粉じんなどの発生により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しないような十分な距離を有すること。

◆ 附属資料第2-7-(3)「災害廃棄物一次仮置場一覧」

(イ) 一次仮置場の役割

一次仮置場での処理は、災害廃棄物の効率的な再利用・再資源化を推進していくために、搬入される災害廃棄物の選別作業を中心に、破碎作業等を組み合わせて行う。災害発生直後の初期段階では、分別基準が必ずしも徹底されないことが予想される。よって一次仮置場では、適切な重機を用いて分別基準に従った選別を実施し、必要に応じて仮設の処理施設の設置を検討する。

(ウ) 一次仮置場の管理

一次仮置場に職員を配置、又は業者に委託して火災、不法投棄等の警備にあたる。また、自然発火や粉塵防止のため、散水車等を配備する。

ウ 処理方法

(ア) 市内の廃棄物処理業団体及び建設業関係団体に協力を依頼し、収集・運搬作業を行う。なお、収集・運搬にあたっては、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に行う。

(イ) 災害廃棄物については、適正な分別を行い、破碎処理等の中間処理を行った後、可能な限り金属やコンクリート片などのリサイクルに努め、リサイクルが不可能なものに限り、焼却処理によって減容化、減量化した上で最終処分場に搬入し、埋立て処分する。

(ウ) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(3) ごみ処理

ア 被害状況等の把握

災害発生後、被災地の状況を的確に把握し、それに基づき避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集及び処理見込み量を把握する。

イ 収集方法

(ア) 通常の収集体制を維持し収集するものとするが、避難所及び一時的に大量発生するごみの収集については、一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者に協力依頼し迅速に収集する。

◆ 附属資料第2-7-(1)「ごみ関係」

(イ) 災害による家屋の倒壊、がけ崩れ及び道路崩壊等によって慢性的な交通渋滞が発生し、通常の業務時間内のみの作業では収集できない場合には、必要に応じて夜間収集を実施する。

(ウ) 災害発生後の初期段階において避難所から発生するごみの処理は、指定のごみ袋を利用する。なお、大量にごみ袋が必要な場合は、市指定のごみ袋取り扱い業者に依頼する。

ウ 処理方法

(ア) 処理施設で焼却処分するが、上水道、下水道、電力等ライフラインの供給停止又は処理施設が被災し、運転不能な場合は、県等と調整し市外の焼

却処分場へ搬送する。

(イ) 交通渋滞等により、早期に処理が困難な場合には、保健衛生上適当と思われる場所を指定して臨時集積所を設ける。また、その場合には消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、衛生状態を保つ。

(ウ) 死亡又は漂着した獣畜については、獣医師が死因等の検査を実施し、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）に基づき、保健所の環境衛生監視員の立会いのもとに適切な処理を行う。

エ 市民への協力要請

市民に対して、分別の徹底、また必要により市民自らの処理あるいは集積場所への運搬等の協力を求める。

(4) し尿処理

ア 被害状況等の把握

災害発生後、被災地の状況を的確に把握するとともに、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集、処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 収集方法

緊急を要する地域から、一般廃棄物収集運搬業（し尿）許可業者等に協力を要請して収集、運搬作業を実施する。

◆ 附属資料第2-7-(2)「し尿関係」

ウ 処理方法

し尿処理は、逢妻衛生プラント及び砂川衛生プラントで処理することになるが、被災により処理能力の低下又は処理不能の場合は、農業集落排水処理施設、汚水一時貯留施設等へ投入する。それでもなお処理が困難な場合は、県等と調整し流域下水への投入や市外の処理施設へ搬送する。

エ 災害用便槽の開設・仮設トイレの調査・設置

災害用便槽が設置されている避難所は開設する。災害用便槽の設置がない、または不足している場合は仮設トイレの必要量を調査し、速やかに避難所、被災地域等に設置を図る。また、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

オ 公共施設トイレの利用

断水及び下水道の使用不能により水洗トイレが使用できない場合については、公共施設の汲み取り式トイレの利用を促す。

カ 市民等への協力要請

水洗トイレを使用している世帯に対しては、断水に対処するため風呂水の汲み置きなど生活用水の確保等を推進するものとする。また、事業所等における仮設トイレ等の備蓄を促進する。

(5) 周辺市町村及び県への応援要請

大規模災害等により、市や一般廃棄物処理業（ごみ・し尿）許可業者の能力ではごみ及びし尿の処理が不可能な場合は、県、他市町村及び関係団体に対し、応援を要請して万全を期する。

- ◆ 附属資料第2－7「清掃用施設・設備」
- ◆ 附属資料第9－1－(20)「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」
- ◆ 附属資料第9－2－(21)「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」

第4章 震災復興都市計画の決定手続き

■ 基本方針

○市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法等に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。（手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。）

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 第一次建築制限	市	1（1）市街地の被災状況把握 1（2）建築基準法第84条の区域の指定 1（3）豊田市都市復興基本方針の策定と公表
第2節 第二次建築制限	市	1 豊田市都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
第3節 復興都市計画事業 の都市計画決定	市	1 豊田市都市復興基本計画の策定と公表 2 復興都市計画事業の都市計画決定

第1節 第一次建築制限

1 市における措置

- （1）市街地の被災状況を把握する。
- （2）被災状況を踏まえ、市は、第一次建築制限の実施にあたり、県と連絡・調整等を図った上で、発災後14日を目途に建築基準法第84条の区域の指定を行う。
- （3）市は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興にあたっての大きな方向性を示した基本方針を策定する。

2 指定基準

次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。

- （1）大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建築物が滅失したこと。
- （2）公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
- （3）当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

1 豊田市都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後2か月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。

基本計画（骨子案）は、発災後2か月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第84条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定にあたっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6か月を目途）に行うこととする。

第5章 被災者等生活の再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 罹災証明書の交付等	県	1（1）市町村の支援等 1（2）説明会の実施、調査・判定方法の調整等
	市	2 罹災証明書の交付
	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1（1）市への被災者に関する情報の提供 1（2）市の支援
	市	2（1）被災者台帳の作成 2（2）災害ケースマネジメントの実施
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	県	1（1）被災者生活再建支援金の支給 1（2）県税の減免等 1（3）被災者の権利・利益の保全 1（4）義援金の受付、配分 1（5）災害見舞金の支給
	市	2（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2（2）義援金品の受付、支給 2（3）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 2（4）災害見舞金の支給 2（5）災害防止事業資金の融資あっせん等 2（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給 2（7）市税等の減免等
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分
	市社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付
	生活再建支援法人（公益財団法人道府県セン	5 被災者生活再建支援金の支給

区 分	機関名	主な措置
	ター)	
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分
	中部管区行政評価局	7 特別行政相談活動の実施
第4節 金融対策	東海財務局、日本銀名古屋支店	1 (1) 通貨の円滑な供給の確保 1 (2) 金融機関等に対する要請 1 (3) 損傷銀行券等の引換 1 (4) 相談窓口の設置 1 (5) 国庫事務の運営
	市	2 国、県、金融機関等に対する要請
	東海財務局、日本銀名古屋支店	3 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止
第5節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置
	独立行政法人住宅金融支援機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置
第6節 労働者対策	愛知労働局	1 (1) 相談窓口の設置 1 (2) 事業主への監督指導等 1 (3) 労災病院等への要請 1 (4) 労災補償の給付 1 (5) 職業のあっせん 1 (6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給 1 (7) 暴力団等における不正受給の防止
	県	2 (1) 相談窓口の設置 2 (2) 就業促進
第7節 市税及び国民健康保険税等の減免等	市	(1) 市税 (2) 国民健康保険税

第1節 罹災証明書の交付

1 県（防災安全局）における措置

(1) 市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

(2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町

村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

2 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また、必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置

（1）市町村への被災者に関する情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

（2）市町村の支援

県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。

2 市における措置

（1）被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（2）災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置

（1）被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。

（2）県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

（3）被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

（4）義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

（5）災害見舞金の支給

地震災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

2 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 義援金品の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を、「豊田市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。

(費用負担：国2/4、県1/4、市1/4)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。

(費用負担：国2/4、県1/4、市1/4)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

(費用負担：国2/3、県1/3)

(4) 災害見舞金の支給

「豊田市災害見舞金支給条例」の規定に基づき、災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給するものとする。

(5) 災害防止事業資金の融資あっせん等

(6) 豊田市被災者生活再建支援金の支給

自然災害が発生し、生活基盤に著しい被害を受けた世帯で、被災者生活再建支援法が適用されない場合に、被災者生活再建支援法と同等の支援金を支給する。

(費用負担：県1/2、市1/2)

(7) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受

け入れる。

4 市社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市に寄託する。

7 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

第4節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

（1）通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

（2）金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

（ア）災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の

簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

(イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。
- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(エ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

(ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(イ) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を滅紛失した顧客に対する相談を受け付ける。また、広く被災者等からの金融相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 市における措置

国、県、民間金融機関等に対して、適切な措置を講ずるよう要請する。

3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第5節 住宅等対策

1 市における措置

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設、修理が困難なものに対する住宅の建設等を次により行うとともに、住宅相談を実施する。

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が公営住宅法に基づき建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第6節 労働者対策

1 愛知労働局における措置（豊田公共職業安定所、豊田労働基準監督署）

(1) 相談窓口の設置

通院していた病院が災害等に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

(2) 事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

(3) 労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

(4) 労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

(5) 職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

(6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、

災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

（7）暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

2 県（労働局）における措置

（1）相談窓口の設置

事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速に対応できる窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口等との連携を図る。

（2）就業促進

雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施する。

また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。

**第7節 市税及び国民健康保険税の減免等
市における措置**

（1）市税

豊田市市税条例、豊田市都市計画税条例及び事業所税条例の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市・県民税、固定資産税、都市計画税、事業所税の納税義務者に対して、減免並びに納期限の延長及び徴収猶予を行う。

（2）国民健康保険税、一部負担金

豊田市国民健康保険税条例及び豊田市市税条例の規定に基づき、災害により被害を受け、保険税の納付が困難な者に対して、国民健康保険税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予を行う。

また、豊田市国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する規則の規定に基づき、災害により被害を受け、一部負担金の納付が困難な者に対して、一部負担金の免除等を行う。

（3）介護保険料、介護保険給付サービス費

豊田市介護保険条例の規定に基づき、災害により被害を受け、保険料及び給付サービス費の納付が困難な者に対して、その減免を行う。

（4）後期高齢者医療保険料、一部負担金

愛知県後期高齢者医療広域連合条例及び規則の規定に基づき、災害により被害を受け、保険料及び一部負担金の納付が困難な者に対して、その減免を行う。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

○被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	市	支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支援	市	(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 (2) 金融支援等 (3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

市における措置

支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第1章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

■ 基本方針

- 南海トラフ地震臨時情報の発表の有無に関わらず、従前から実施している突発地震の備えを実施することを基本とし、さらなる被害の軽減を目指す観点で、南海トラフ地震臨時情報を有効に活用することが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を、県、市、防災関係機関等が地域の実情に応じてあらかじめ検討し、連携協力して防災対応がとれる体制を確保する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、豊田市災害対策本部運営要綱に定めるところにより豊田市災害対策本部（第1非常配備体制）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節「地震情報等の伝達」を参照。）

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）が発表された場合は、豊田市災害対策本部運営要綱に定めるところにより豊田市災害対策本部（第2非常配備体制）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の

経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。

また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

4 避難対策等

（1）地域住民等の避難行動等

市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」（令和2年3月県作成）などに基づく事前避難対象地域はないが、地震による家屋の倒壊や火災焼失リスクの高い地域などに対して、事前の自主避難を促す。

日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。

（2）自主避難における避難所の運営

自主避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市において避難所の確保を行う。また、自主避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。（第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。）

5 消防機関等の活動

（1）市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について、その対策を定めるものとする。また、県は市が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

（2）水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

- ア 所管区域内の監視及び警戒
- イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作
- ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の措置をあらかじめ定め、後発地震に備えて必要な体制を確保するものとする。

8 金融

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

9 交通

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 県（関係局）は道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、道路情報板等により道路利用者へ情報提供するものとする。

（2）鉄道

ア 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

イ 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、情報提供に努めるものとする。

10 県及び市が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

（1）不特定かつ多数の者が出入りする施設

県（関係局）及び市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・ 来場者等が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

②入場者等の安全確保のための退避等の措置

③施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

④出火防止措置

⑤水、食料等の備蓄

⑥消防用設備の点検、整備

⑦非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

⑧各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。

② 県立学校にあっては、次に掲げる事項を定めることとする。

(ア) 児童・生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

③社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

(ア) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(イ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めるものとする。

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部又は方面本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

①自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

②無線通信機等通信手段の確保

③災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 県は、市が南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

12 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海ト

ラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）が発表された場合は、豊田市災害対策本部運営要綱に定めるところにより豊田市災害対策本部（第1非常配備体制）を設置する。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第1節を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

県（防災安全局、関係局）及び市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

県（防災安全局、関係局）及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係する事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。（参考：第2編第11章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。

- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

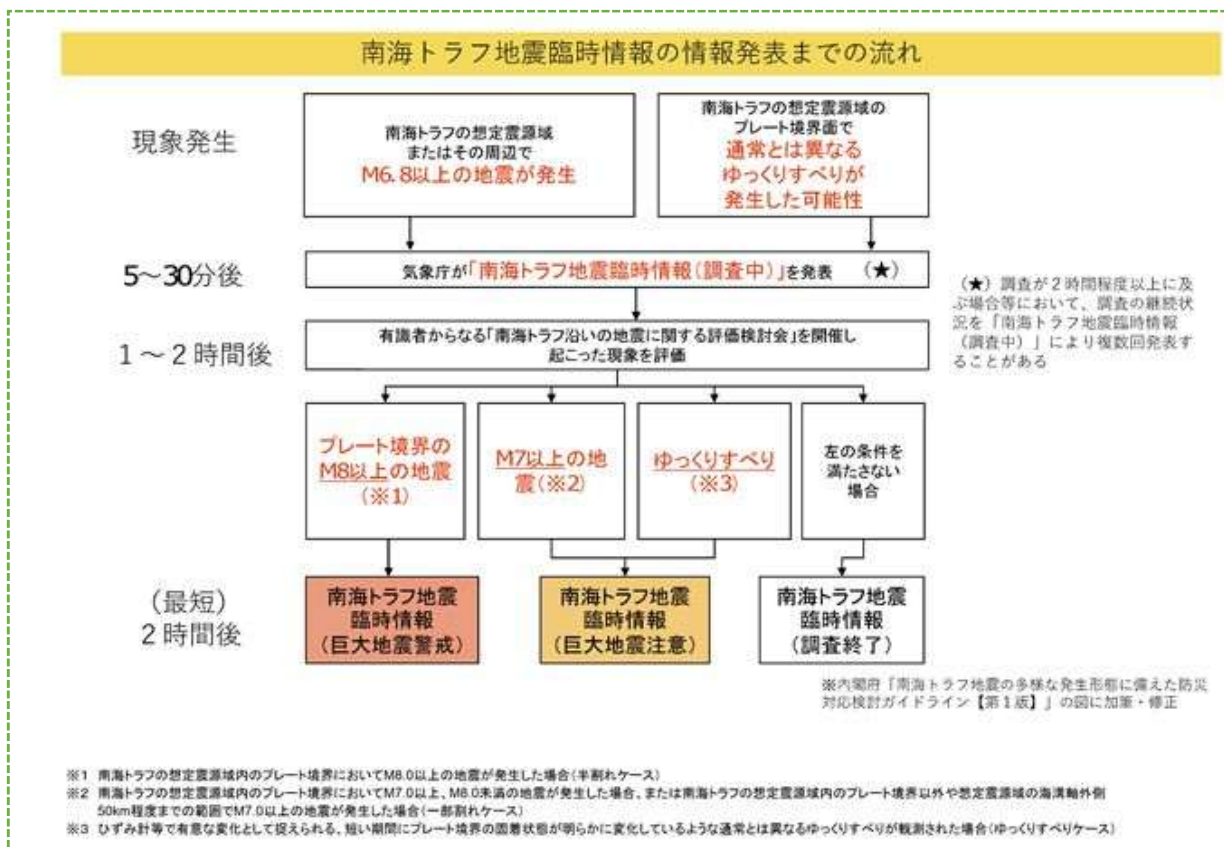
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード [※]

		⁴ 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



- ※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。

別紙「東海地震に関する事前対策」

◆別紙「東海地震に関する事前対策」

(現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)

第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報

第1節 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策（地震防災応急対策）を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、実施すべき地震防災応急対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

この地震防災応急対策は、大震法第6条第2項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものである。なお、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、これらの事項については、次のとおりとする。

1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。

2 東海地震に係る防災訓練に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。

加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。

加えて、次の措置を実施するものとする。

〔教育に関する事項〕

県（防災安全局）における措置

第2編第12章第3節2で定める事項に加え、次の事項を教育する。

- (1) 東海地震の予知に関する知識
- (2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容
- (3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識

中部運輸局における措置

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

- (1) 講習会を媒体とした教育
運行管理者講習
- (2) 広報誌を媒体とした教育
交通関係団体の広報誌

〔広報に関する事項〕

県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置

- (1) 防災意識の啓発

県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

- ア 東海地震の予知に関する知識
- イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (2) 防災に関する知識の普及

県及び市町村は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

- (3) 自動車運転者に対する広報

県、市町村及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

- (4) 家庭内備蓄等の推進

県及び市町村は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。

また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。

第2節 東海地震に関する情報

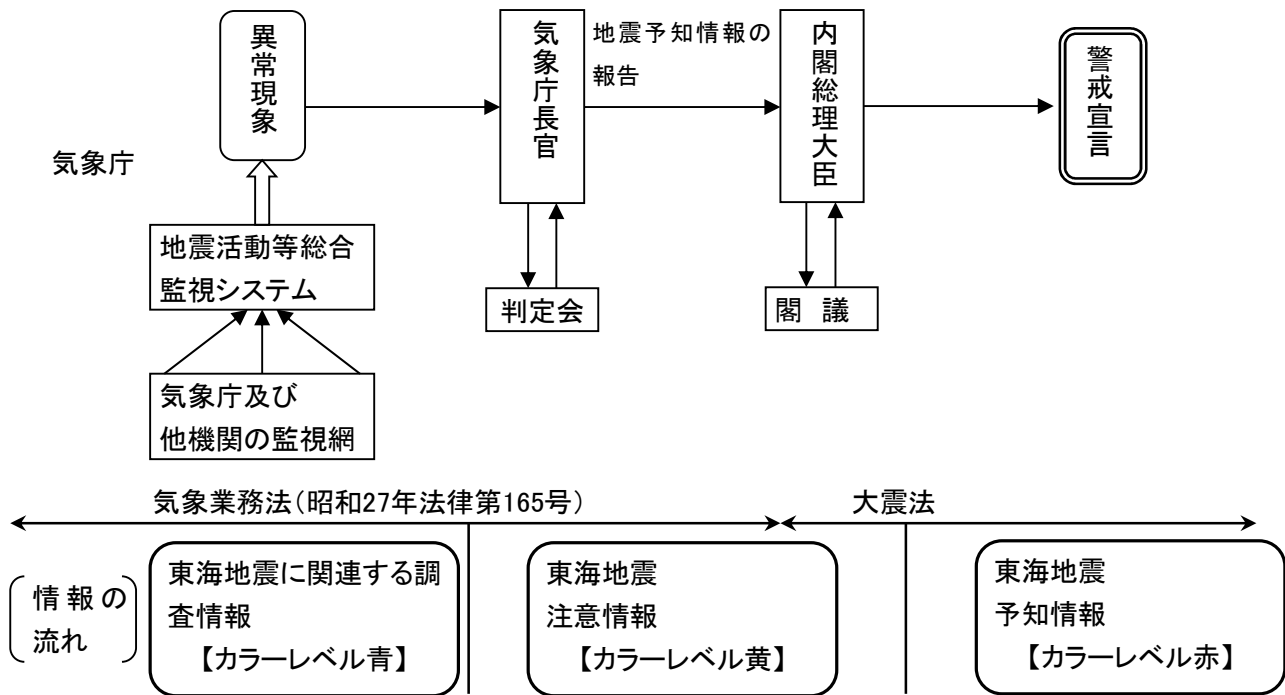
1 情報の種類

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下のような「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種 類	内容等		防災対応
東海地震 予知情報 カラーレ ベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。 また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策
東海地震 注意情報 カラーレ ベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。「判定会」の開催については、この情報の中で伝えられる。 また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		・準備行動の実施 ・市民への広報
東海地震 に関連す る調査情 報 カラーレ ベル青	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される	・情報収集連絡体制
	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	

2 警戒宣言発令までの流れ



※これらの情報に関する説明は、次章第2節第1に掲載

第2章 地震災害警戒本部の設置等

■ 基本方針

- 気象庁により東海地震注意情報が発表された場合、東海地震の地震災害に関する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）時に実施する地震防災応急対策を円滑に講じるため、担当職員の緊急参集等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。
- 内閣総理大臣により警戒宣言が発せられた場合、市は地震災害警戒本部を速やかに設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関連する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関連する情報（以下「東海地震に関する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報の伝達については、防災関係機関相互間及び各機関内部において、確実に情報を伝達するものとする。
- 東海地震に関する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき強化地域内外において広報活動を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 地震災害警戒本部の設置等	市	1（1）東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時における市地震災害警戒準備本部の設置 1（2）警戒宣言発令時における市地震災害警戒本部の設置 1（3）市地震災害警戒本部の組織及び運営 1（4）地震防災応急対策要員の参集
	その他の防災関係機関	2（1）東海地震注意情報発表時における必要な職員の参集や連絡体制の確保 2（2）警戒宣言発令時における地震災害警戒本部に準じた組織の設置
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達	防災関係機関（市含む）	警戒宣言等の伝達
第3節 警戒宣言発令時等の広報	市	問い合わせ窓口等の体制整備
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	防災関係機関（市含む）	情報収集及び関係機関に対する情報伝達等

第1節 地震災害警戒本部の設置等

1 市における措置

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は、豊田市地震災害警戒準備本部（以下「市準備本部」という。）を設置し、情報収集及び市民等からの問い合わせに対応する等必要な措置を行い、東海地震注意情報発表後は、担当職員の緊急参集及び事前配置等、地震防災応急対策の準備的な対応を講じるものとする。

- (2) 市長は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに豊田市地震災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を設置する。

- (3) 市警戒本部の組織及び運営

市警戒本部の組織及び所掌事務は、大震法、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「大震法施行令」という。）、豊田市地震災害警戒本部条例（平成 14 年条例第 29 号）、豊田市地震災害警戒本部運営要綱に定めるところによる。

- (4) 地震防災応急対策要員の参集

ア 市長は、次の基準により職員に参集を命じ、地震警戒非常配備体制をとるものとする。なお、地震警戒非常配備体制の詳細及び職員の参集方法等についてはあらかじめ別に定めることとする。

（東海地震に関連する非常配備基準）

配 備 基 準	配備体制	本部体制
東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合	第1 非常 配備体制	市準備本部
東海地震に関連する調査情報（臨時）において東海地震注意情報に至ると思われる情報が発表された場合で、本部長（市長）が必要と認めたとき	第2 非常 配備体制	
東海地震注意情報が発表された場合	第3 非常	
警戒宣言が発せられた場合	配備体制	市警戒本部

イ 職員は、東海地震に関連する情報（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の積極的収集に努め、参集に備えるとともに、アに掲げる情報に接したときは、参集命令を待つことなく、自己の判断により指定された場所に参集するよう努めるものとする。

2 その他の防災関係機関における措置

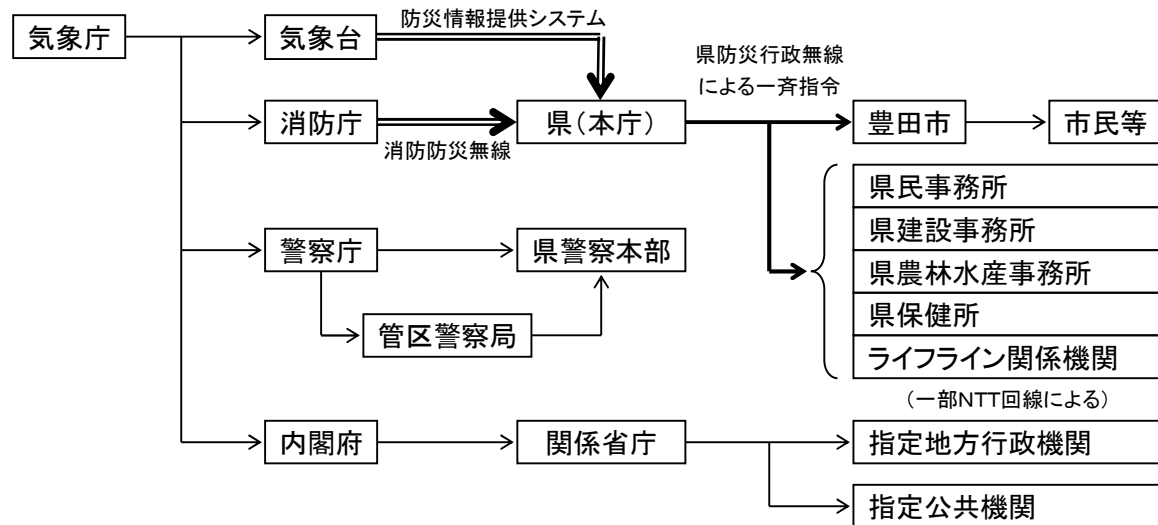
- (1) 東海地震注意情報が発表された場合、必要な職員の参集や連絡体制の確保を行う。

- (2) 警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を実施するため、市内の指定地方行政機関、指定公共機関等の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておくものとする。

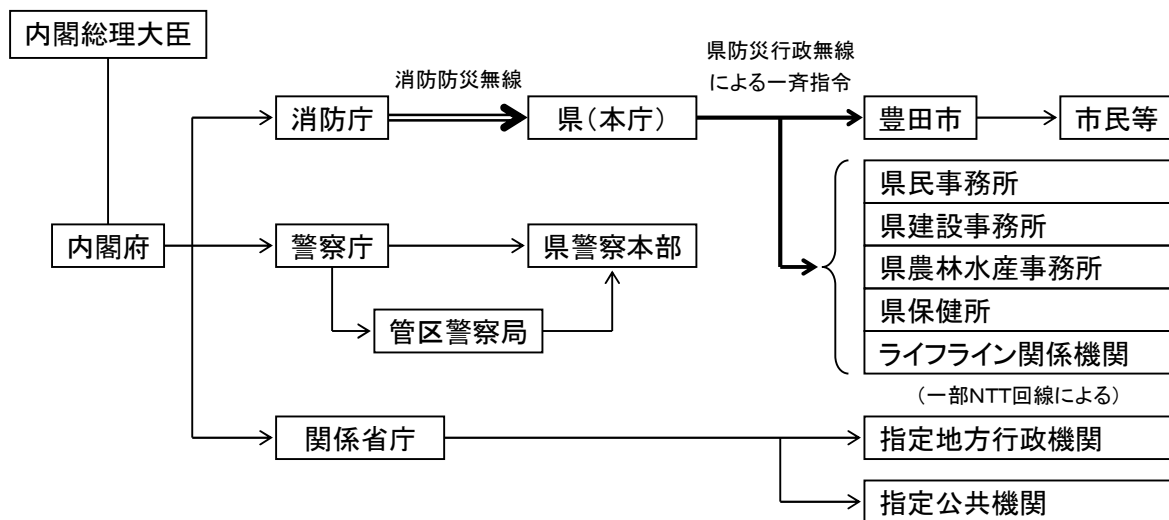
第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達

1 警戒宣言等の伝達系統

- (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時））



- (2) 警戒宣言



2 代替伝達系統

何らかの事情により通信が困難な場合、県から市への代替伝達系統は、第3編第3章第2節「通信手段の確保」で定める非常通信によるものとする。

3 市の内部伝達、住民等への伝達

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等の受理

県防災行政無線等により県から伝達される警戒宣言及び地震予知情報等の受理は、以下のとおりとする。

ア 市準備本部の設置前

勤務時間内は、防災対策課及び消防本部指令課にて受理する。休日等勤務時間外は、消防本部指令課で受理し、速やかにその旨を防災対策課職員へ伝

達する。

イ 市警戒本部若しくは市準備本部の設置後

市警戒本部若しくは市準備本部にて受理する。

(2) 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達を迅速かつ円滑に実施するため、その種類、内容、担当部署、伝達方法及び伝達時期等をあらかじめ定めておくものとする。

ア 勤務時間内の庁内への伝達手段については、庁内放送を使用する。ただし、庁舎内の市民等の混乱を招くおそれがあるため、具体的な実施方法について定め、職員に周知しておくものとする。

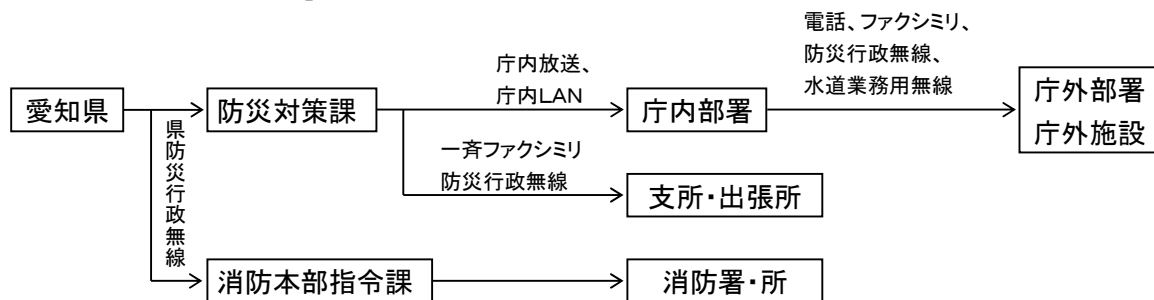
イ 勤務時間外においては、あらかじめ定める連絡網により情報伝達する。

ウ 庁外部署及び庁外施設については、所管部署が伝達する。

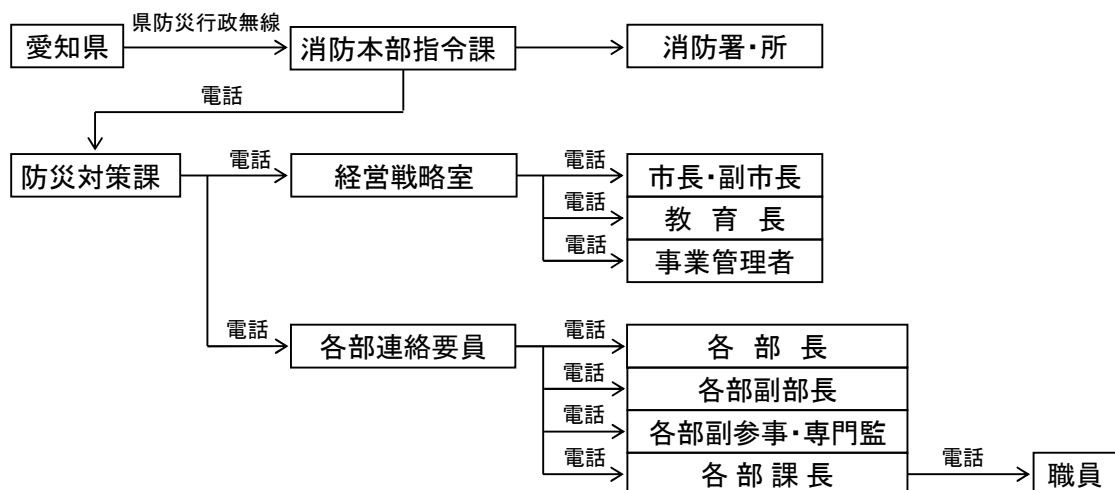
エ 市消防本部については、豊田市消防活動基準により伝達する。

オ 各部署においては、部署内に確実に伝達されるように、あらかじめ情報伝達体制を定めておくものとする。

[勤務時間内の内部伝達系統]



[勤務時間外の内部伝達系統]



(3) 市民等への伝達

市民等への警戒宣言及び地震予知情報等の伝達は、以下のとおりとする。

ア 警戒宣言及び地震予知情報等の市民等への伝達については、東海地震注意情報から実施する。

イ 市民等へ警戒宣言及び地震予知情報等を伝達する場合は、具体的にとるべ

き行動を併せて示す等配慮する。

ウ サイレン及び警鐘によって警戒宣言の伝達を行う場合は、地震防災信号を用いる。

[地震防災信号]

サイレン	約 45 秒吹鳴、約 15 秒休止を繰り返す
警 鐘	5 点連打を繰り返す

4 その他の防災関係機関の情報伝達

指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関は、法令又は防災計画に定めるところにより、関係機関及び関係者等に伝達するものとする。

第3節 警戒宣言発令時等の広報

1 市における措置

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

2 広報内容

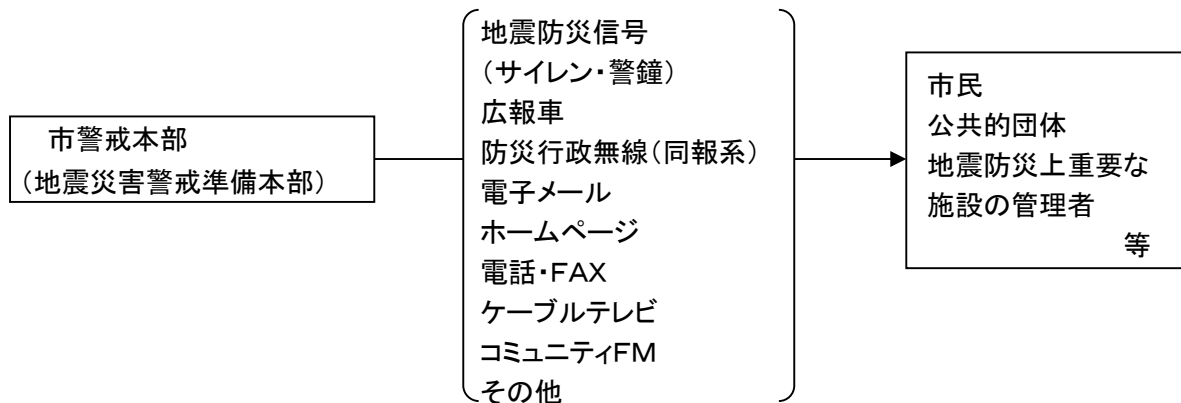
広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容、特に市内の震度の予想
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な対応の呼びかけ
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
- (4) 市長から市民への呼びかけ
- (5) 強化地域内の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
- (6) 強化地域内のライフラインに関する情報
- (7) 避難対象地区外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (8) 地震防災応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
- (9) 市民、地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (10) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (11) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (12) その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

3 広報手段等

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、防災行政無線（同報系）、電子メール、ホームページ及び自主防災会等を通じて行うものとする。

外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。



4 報道機関との応援協力関係

市長は、警戒宣言及び東海地震注意情報等が発表された場合、災害時における放送要請に関する協定に基づき、ひまわりネットワーク株式会社及びエフエムとよた株式会社に警戒宣言の内容、市民がとるべき措置等の放送を依頼するものとする。

第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等

1 情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、担当部署、伝達方法及び伝達時期等をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 主な収集情報の種類

- ア 避難状況
- イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ウ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- オ 情報の変容、流言等の状況

(2) 主な伝達情報の種類

- ア 避難指示又は警戒区域の設定の伝達
- イ 消防団員の配備命令の伝達
- ウ 事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示等

2 報告事項・時期

- (1) 市は、警戒宣言発令後1時間以内に、「避難・地震防災応急対策の実施状況

報告（速報用）（様式1）」により県に報告する。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ① 東海地震予知情報の伝達（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）
- ② 地域住民の避難状況（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ③ 消防・浸水対策活動（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ④ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑤ 施設・設備の整備及び点検（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑥ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑦ 食糧、生活必需品、医薬品等の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑧ 緊急輸送の確保（選択：1 必要なし、2 必要あり（ア 完了、イ 実施中、ウ 未実施））
- ⑨ 地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置（選択：1 設置、2 準備中、3 未設置）
- ⑩ 対策要員の確保（選択：1 完了、2 半数以上、3 半数未満）

◆ 附属資料第12-5「重要な情報の伝達（地震災害編）」

（2）それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

ア 報告事項は、次の事項とする。

- ① 避難の経過（「危険事態、異常事態の発生状況」及び「措置事項」）
- ② 避難の完了（「避難場所名」、「避難人数・要救護人数」及び「救護・保護に必要な措置等」）
- ③ 東海地震予知情報の伝達、避難指示
- ④ 消防、水防その他応急措置
- ⑤ 応急の救護を要すると認められる者の救護・保護
- ⑥ 施設・設備の整備及び点検
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規則、その他社会秩序の維持
- ⑧ 緊急輸送の確保
- ⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制設備
- ⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置

イ 報告時期

（ア）①は、危険な事態、その他の異常な事態が発生した後直ちに。

（イ）②は、避難に係る措置が完了した後速やかに。

(ウ) ③から⑩は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次。

◆ 附属資料第12-5「重要な情報の伝達（地震災害編）」

(3) ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

■ 基本方針

○市及びその他の防災関係機関は、地震発生後に災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の発災後の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保	市	1（1）主要食糧の確保 1（2）医薬品等の確保 1（3）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	市	1（1）緊急輸送確保用の資機材・人員の配備 1（2）浸水対策用の資機材・人員の配備 1（3）通信確保用の資機材・人員の配備 1（4）廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備 1（5）防疫活動確保用の資機材・人員の配備 1（6）医療救護用の資機材・人員の配備
	県公安委員会	交通規制表示板等の設置
	水道事業者等	3（1）水道事業者及び水道用水供給事業者：給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材・人員の配備 3（2）県工業用水道事業者：各施設の点検・巡視、所要人員の確保等 3（3）下水道管理者：資機材の点検、確保及び要員の確保等
	鉄道事業会社	4（1）応急復旧用資機材・機器の所在等確認 4（2）必要により応急復旧体制の確立
	中部電力株式会社、株式会社 J E R A	5（1）車両・資機材等の整備・確保 5（2）対策要員の確保
	ガス事業会社	6（1）車両・資機材等の整備・確保 6（2）対策要員の確保
	通信事業者、移動通信事業者	7（1）復旧用資機材、車両等の確保等 7（2）応急復旧体制の確立
	日本赤十字社愛知県支部	8 救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備、血液製剤の確保及び供給準備

第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保

1 市における措置

(1) 主要食糧の確保

- ア 市は、速やかに地区防災倉庫及び交流館防災倉庫の備蓄物資を放出する準備を整えるとともに、関係機関又は協定を締結している大規模小売店舗等の業界からの円滑な供給体制の確立を図るものとする。
- イ 生活物資を扱うマーケット、小売店舗等については、極力営業を行うよう、また売り惜しみしないよう、関係団体に対し要請する。
- ウ 市民に対し買い占め等を行わないよう、広報を実施するものとする。

- ◆ 附属資料第2-5-(6)「防災倉庫資機材一覧」
- ◆ 附属資料第3-1-(1)「食糧等の備蓄」
- ◆ 附属資料第3-1-(3)「生活物資緊急調達協定事業者一覧」

(2) 医薬品等の確保

市内医療機関や業者等からの調達に努める。

- ◆ 附属資料第3-1-(2)「生活必需品等の備蓄」

(3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保

東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理のため、一般社団法人プレパブ建築協会及び市内建設業協会に対し、建設、修理等の協力要請を行う。

- ◆ 附属資料第2-5-(7)「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」

第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

1 市における措置

(1) 緊急輸送確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確認、人員の確保等の措置を講ずるものとする。

(2) 浸水対策用の資機材・人員の配備

市は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう、非常配備などの体制を整えるものとする。

(3) 通信確保用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された場合において、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線の整備・確認を行い、県及び防災関係機関等と事前に相互の連絡調整を図るものとする。

- ◆ 附属資料第2-3「通信施設・設備等」

(4) 廃棄物処理及び清掃活動確保用の資機材・人員の配備

ア 一般廃棄物処理施設

市は、地震等災害が発生した場合に備えて、速やかに一般廃棄物処理施設

を復旧、稼働できるよう、警戒宣言発令時の体制の確保を図るものとする。

イ ごみ処理

市は、倒壊家屋及び家具等の可燃物並びに瓦等不燃物が発生した場合に備えて、これらの廃棄物の収集、運搬、処分が速やかに行えるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

ウ し尿処理

市は、家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不可能になった場合に備えて、必要な箇所に仮設トイレを設置できるよう、警戒宣言発令時には人員体制及び資機材の確保を図るものとする。

◆ 附属資料第2-7「清掃用施設・設備」

(5) 防疫活動確保用の資機材・人員の配備

市は、地震発生時に速やかに感染症まん延防止対策として防疫活動が実施できるよう、警戒宣言発令時には必要な配備体制をとるものとする。

◆ 附属資料第2-5-(9)「防疫用資機材の保有状況」

(6) 医療救護用の資機材・人員の配備

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会及び豊田加茂薬剤師会等と連絡を密にして、応急的な医療救護活動の実施のための準備をする。

◆ 附属資料第9-2-(3)災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂医師会）

◆ 附属資料第9-2-(4)災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂歯科医師会）

◆ 附属資料第9-2-(5)災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂薬剤師会）

2 県公安委員会（県警察）における措置

豊田警察署・足助警察署は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の避難の円滑な実施を図り、又は緊急輸送車両等の通行路を確保するため、交通規制表示板等を必要箇所に設置するものとする。

3 水道事業者における措置

(1) 市（水道事業者）

市（水道事業者）は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後の給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材の整備点検を行うものとする。また、警戒宣言が発せられた場合、給水用資機材、水道施設の応急復旧用資機材及び人員の配備等を実施するとともに、県並びに水道の工事業者及び「水道災害相互応援に関する覚書」を締結している県内の水道事業者と連絡を密にして、災害時の緊急体制を整えるものとする。

◆ 附属資料第2-6-(1)「応急給水用資機材一覧」

◆ 附属資料第2-6-(2)「応急復旧用資材の備蓄状況」

◆ 附属資料第9-1-(14)「水道災害相互応援に関する覚書〔豊田市・日本水道協会愛知県支部・愛知県〕」

(2) 市（下水道）

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

4 鉄道事業会社における措置

東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社東海支社並びにその他の鉄道事業会社は、警戒宣言が発せられた場合、発災後における応急復旧に備えるため、おおむね次のような措置を講ずるものとする。

- (1) 応急復旧用資機材・機器の所在を確認するとともに、関係者の手持ち資料、機器についてもその所在を確認する。
- (2) 必要によりあらかじめ定めてある要員により応急復旧体制をとる。

5 中部電力株式会社及び株式会社 J E R A における措置

中部電力株式会社及び株式会社 J E R A は、東海地震注意情報、又は警戒宣言が発表された場合、社内に非常体制を発令し、非常災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員を動員し確保に努める。

6 ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部を設置して、次の措置を講ずる。

- (1) 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。
- (2) あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

7 通信事業者及び移動通信事業者における措置

- (1) 西日本電信電話株式会社、K D D I 株式会社、株式会社 N T T ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施するものとする。
- (2) あらかじめ定めている要員により応急復旧体制をとる。

8 日本赤十字社愛知県支部における措置

日本赤十字社愛知県支部は、東海地震注意情報が発表された段階から、災害の

発生に備え、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、血液製剤の確保及び供給の準備を行う。

第4章 発災に備えた直前対策

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、防災関係機関及び地域住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策をとるものとする。
- なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難対策	市	1（1）避難対象地区の周知 1（2）避難の指示等 1（3）避難生活に必須である物資の支給に係る周知 1（4）屋外における避難生活の運営 1（5）徒歩による避難の誘導 1（6）避難対象地区外での安全行動 1（7）要配慮者に対する支援・配慮 1（8）出張者、旅行者等の対応
	県警察	2（1）避難の際における警告、指示等 2（2）避難の指示
	学校	3（1）児童生徒等の安全確保 3（2）実態に即した具体的な対応方法の決定 3（3）児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知 3（4）施設設備に対する安全点検
第2節 消防、浸水等対策	市	1（1）正確な情報の収集及び伝達 1（2）火災、水災等の防除のための警戒 1（3）がけ地崩壊危険地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保 1（4）火災発生の防止、初期消火についての住民への広報 1（5）自主防災会等の防災活動に対する指導 1（6）地震防災応急計画の実施の指導 1（7）迅速な救急救助のための体制確保 1（8）監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知 1（9）水防資機材の点検、整備、配備
	水防上重要な施設の管理者	2 巡回監視、土嚢の準備など必要な対策
第3節 社会秩序の維持対策	県警察	（1）混乱防止の措置 （2）不法事案に対する措置 （3）避難に伴う措置 （4）自主防災活動に対する支援

区 分	機関名	主な措置
第4節 道路交通対策	県公安委員会	1 交通規制による道路交通の確保
	県、県公安委員会、道路管理者	2 警戒宣言時の交通規制等に関する事前の情報提供及び運転者のとるべき措置の周知徹底
第5節 鉄道	中部運輸局	鉄道について、次の措置をとる。 1 (1) 各事業者がとる準備行動の支援（東海地震注意情報発表） 1 (2) 列車の強化地域内進入禁止等（警戒宣言発令）
	名古屋鉄道株式会社	2 (1) 東海地震注意情報発表時 ア 平常通運行及び輸送力増強 イ 旅客への速やかな帰宅の案内等 2 (2) 警戒宣言発令時 ア 列車の強化地域進入禁止等 イ 旅客への情報伝達及び列車の運行情報等の案内
	愛知環状鉄道株式会社	3 (1) 東海地震注意情報発表時 ア 平常運転及び状況に応じた輸送力増強 イ 旅客への情報提供及び警戒宣言発令時の対応案内 3 (2) 警戒宣言発令時 ア 列車の強化地域内進入禁止等 イ 旅客への情報提供及び列車の運行状況案内
	愛知高速交通株式会社	4 (1) 東海地震注意情報発表時 ア 列車の平常運行 イ 旅客への情報提供及び警戒宣言発令時の対応案内 4 (2) 警戒宣言発令時 ア 列車の最寄駅停車、車両基地収容及び全列車の運転休止 イ 旅客への情報提供及び最寄避難場所への避難案内
第6節 バス	中部運輸局	路線バス事業者に対し、次の措置をとる。 1 路線バス事業者に対し、乗客等に対する警戒宣言発令時の運行規制等情報の提供（東海地震注意情報発表）を行うよう指導
	路線バス事業者	乗客等の安全確保のため、原則として、強化地域において次の措置を講ずる。 2 (1) 危険箇所、避難地の調査及び従業員への周知徹底 2 (2) 警戒宣言発令時等の情報収集・伝達経路の決定 2 (3) 乗客に対する警戒宣言発令時の対応案内等（東海地震注意情報発表） 2 (4) 車両の運行中止及び旅客に対する避難地の教示（警戒宣言発令） 2 (5) 車両の営業所への回送 2 (6) 滞留旅客に対する情報提供及び最寄避難地、運行中止措置の案内・広報

区 分	機関名	主な措置
第7節 飲料水、電気、 ガス、通信及び 放送関係	市	1（1）配水池の水位確保等配水操作 1（2）自己水源を最大限に活用した送水 1（3）県（企業庁）に緊急増量の要請（県営水道受水団体）
	中部電力株式会社、株式会社JERA	2（1）電力施設の特別巡視、特別点検等の予防措置 2（2）電力の緊急融通体制の確認 2（3）電気の安全措置に関する広報
	都市ガス事業会社	3（1）ガス供給の継続 3（2）ガスの安全措置に関する広報 3（3）本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対する帰宅等の要請 3（4）ガス工作物の巡視・点検 3（5）工事等の中断
	一般社団法人愛知県LPガス協会	4 LPガスの具体的な安全措置に関する広報
	通信事業者	5（1）地震防災応急対策等に関する広報 5（2）通信の利用制限等の措置 5（3）災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用 5（4）建物、施設等の巡視と点検 5（5）工事中の施設に対する安全措置
	日本放送協会名古屋放送局	6（1）防災組織の整備及び県・市町村との協力 6（2）地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等 6（3）外国人、視覚障がい者等への配慮
第8節 生活必需品の確保	市	（1）生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請 （2）生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請 （3）各家庭における1週間分程度の飲料水、食料等の備蓄についての周知徹底（平常時から）
第9節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店	1（1）預金取扱金融機関への措置 1（2）保険会社及び少額短期保険業者への措置 1（3）証券会社等への措置 1（4）電子債権記録機関への措置
第10節 郵政事業対策	日本郵便株式会社	（1）強化地域内 ア 業務の取扱い停止 イ 窓口取扱い事務の種類、取扱時間等の局前等掲示 ウ 屋外業務従事者の帰局 エ 一時的避難場所として使用される場合、避難者の安全確保 （2）強化地域外 平常窓口業務

区 分	機関名	主な措置
第11節 病院、診療所	病院、診療所	(1) 院内放送等による職員、入院・外来患者等に対する情報提供等（東海地震注意情報発表） (2) 強化地域内の病院・診療所の原則、外来診療中止（警戒宣言発令）ただし、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、診療継続可 (3) 災害拠点病院の外来診療を原則縮小（警戒宣言発令）ただし、救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除く
第12節 百貨店等	百貨店等	強化地域内の百貨店等は、原則、営業中止（警戒宣言発令）ただし、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、営業継続可
第13節 緊急輸送	県、市及び関係機関	1 (1) 緊急輸送等に備えた緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保 1 (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段の事前決定
	県	2 市町村からの輸送手段確保要請に対する関係機関等に対する協力要請
	中部運輸局	3 陸上又は海上緊急輸送要請に対する関係協会・当該地域事業者との調整による出動体制の整備指示
第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	市	帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策
	関係機関	帰宅困難者、滞留旅客の避難誘導、保護、食料等のあっせん等

第1節 避難対策

1 市における措置

(1) 避難対象地区の周知

市は、地震による山・崖崩れにより大被害が予想される地域等の範囲をあらかじめ避難情報の対象地区（以下「避難対象地区」という。）として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。

(2) 避難の指示等

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難指示等を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

(3) 避難生活に必須である物資の支給に係る周知

市は、避難生活に必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資は、避難者が各自調達することを原則とし、警戒宣言時には、避難者に支給しない旨を周知するものとする。

(4) 屋外における避難生活の運営

避難場所で運営する避難生活は、原則として屋外によるものとする。ただし、要配慮者の保護のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じて屋内における避難

生活を運営できるものとする。

(5) 徒歩による避難の誘導

避難対象地区内の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

(6) 避難対象地区外での安全行動

避難対象地区外の地域住民等については、自宅での待避等安全な場所で行動することとする。なお、居住する建物の耐震性あるいは地盤等の状況に応じて避難の必要がある場合は、自治区が指定する自主避難場所等自宅付近の安全な場所へ自主的に避難する。

(7) 要配慮者に対する支援・配慮

市は、避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるとともに、必要な支援を行うものとする。

なお、避難にあたり他人の介護を必要とする者を受入れる施設のうち市が管理する施設については、避難者の救護のために必要な措置を講ずるものとする。

また、外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達ができるように配慮する。

(8) 出張者、旅行者等の対応

市は、出張者及び旅行者等について、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

2 県警察（豊田警察署・足助警察署）における措置

(1) 避難の際における警告、指示等

警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示を行う。

この場合において、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両の撤去その他必要な措置を行う。

(2) 避難の指示

警戒宣言が発せられた場合、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

警察官が避難のための立退きを指示したときは、直ちにその旨を市長に通知する。

3 学校における措置

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として、次のとおり取り扱うものとする。

ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。

イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。

(2) 実態に即した具体的な対応方法の決定

各学校においては、上記を踏まえて、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を考慮し、あらかじめ保護者、地域の関係機関の意見を聞いた上で、実態に即した具体的な対応方法を定めておくものとする。

(3) 児童生徒及び保護者等に対する対応方法の周知

東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童生徒及び保護者、その他関係者に周知しておくものとする。

(4) 施設設備に対する安全点検

施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第2節 消防、浸水等対策

1 市における措置

市は、警戒宣言が発せられた場合、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、次の事項を重点として推進するものとし、東海地震注意情報が発表された場合においても、資機材の点検・整備等準備行動を行う。

また、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、東海地震注意情報が発表された段階から、消防本部における準備等必要な体制をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 火災、水災等の防除のための警戒

(3) がけ地崩壊危険地域等における避難のための立退きの指示、避難誘導、避難路の確保

(4) 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

(5) 自主防災会等の防災活動に対する指導

(6) 地震防災応急計画の実施の指導

(7) 迅速な救急救助のための体制確保

(8) 監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

(9) 水防資機材の点検、整備、配備

第3節 社会秩序の維持対策

県警察（豊田警察署・足助警察署）における措置

豊田警察署・足助警察署は、警戒宣言が発せられた場合等における混乱の防止並びに犯罪の予防及び取締りのため社会秩序の維持対策を推進する。

(1) 混乱防止の措置

- ア 警戒宣言が発せられた場合主要駅、繁華街、銀行、百貨店、大型スーパー等不特定多数の人が集まる施設・場所の管理者と緊密に連携し、広報、整理誘導等の混乱防止措置を行うものとする。
- イ 正しい情報の積極的な広報及び混乱発生時における迅速な対処により流言飛語による混乱の防止を図るものとする。

(2) 不法事案に対する措置

- ア 窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力事犯等生活に密着した犯罪の予防及び取締りを行うものとする。
- イ その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締りを行うものとする。

(3) 避難に伴う措置

避難先及び避難対象地区に対する警戒活動を行うものとする。

(4) 自主防災活動に対する支援

自治区、自主防災会等の住民等による防災活動に対する支援を行うものとする。

第4節 道路交通対策

1 県公安委員会（県警察）における措置

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会（県警察）は、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

(1) 交通規制の基本方針

- ア 一般道については、一般車両の強化地域内での走行を極力抑制するとともに、強化地域への流入を極力制限し、強化地域からの流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- イ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、一般車両の強化地域内のインターチェンジ等からの流入を制限するとともに、強化地域への流入を制限し、強化地域からの流出は制限しない。
- ウ 避難路、緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 交通規制の内容

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会（県警察）は道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、大震法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

ア 緊急交通路の確保

(ア) 第1次

a 強化地域規制

次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。

路 線 名		流入を制限する I C
市域内路線	東名高速道路	県内全 I C（春日井 I C 下り線を除く）
	新東名高速道路	県内全 IC
	伊勢湾岸自動車道	県内全 I C
	東海環状自動車道	せと品野 I C 及びせと赤津 I C 内周り線（北進）を除く県内全 I C
その他路線	名古屋瀬戸道路	全 I C
	東名阪自動車道	県内全 I C
	名古屋第二環状自動車道	全 IC
	名古屋高速道路	全 I C
	知多半島道路	全 I C
	南知多道路	全 I C
	知多横断道路	全 I C
	中部国際空港連絡道路	全 I C

b 強化地域周辺規制

強化地域内への流入を極力制限するために、一般車両に対し、次の主要箇所において必要な規制等を行う。

路線名		交差点名	所在地	規制方向
市 周 辺 路 線	国道 153 号	上郷大橋北	豊田市大野瀬町	南進
	国道 155 号	東本町	瀬戸市西本町 1 丁目	南進
	国道 363 号	新共栄橋南	瀬戸市共栄通 3 丁目	南進・西進
	国道 419 号	小原トンネル北	豊田市大ケ蔵連町	南進
そ の 他 路 線	国道 155 号	一色下方	稲沢市一色下方町	南進
	県道一宮蟹江線	梅須賀	稲沢市梅須賀町	南進・東進
	国道 22 号	中之郷南	北名古屋市中之郷南	南進
	国道 41 号	豊場	西春日井郡豊山町	南進
	国道 19 号	瑞穂通 5 丁目	春日井市瑞穂通 5 丁目	南進
	国道 155 号	高蔵寺北	春日井市高蔵寺町	南進

(イ) 第2次

避難及び地震防災応急対策に支障が生じる事態が発生した場合、必要な交通規制の見直しを行う。

イ 広域交通規制

交通の混乱を防止し、かつ緊急輸送を確保するため、交通の状況に応じて、警察庁の指定する「広域交通規制道路」又は「広域交通検問所」のうちから区間又は地点を指定し、一般車両を対象とした必要な交通規制を行う。

広域交通規制道路

国道	1号、19号、22号、23号、41号、42号
高速道路	中央自動車道西宮線（名神高速道路を除く）
	中央自動車道西宮線（名神高速道路）
	第一東海自動車道（東名高速道路）
	東海北陸自動車道
	名古屋高速道路
	東海環状自動車道
	第二東海自動車道横浜名古屋線（伊勢湾岸自動車道）
	伊勢湾岸道路
	近畿自動車道（伊勢湾岸自動車道）
	近畿自動車道（東名阪自動車道）
	名古屋第二環状自動車道
	知多半島道路
	南知多道路
	中部国際空港連絡道路

広域交通検問所

道 路 名	検問地点	名 称
国道1号	豊橋市八町通	西八町交差点
国道19号	春日井市坂下町	坂下交番前
国道23号	名古屋市港区	名四町交差点
国道41号	犬山市橋爪東	五郎丸交番前
東名高速道路	豊川市麻生田町	豊川インター
中央自動車道（西宮線）	小牧市大字野口	小牧東インター
東名阪自動車道	海部郡七宝町	名古屋西インター
名古屋高速道路	名古屋市北区田幡	黒川インター
東海北陸自動車道	一宮市大字大毛	一宮木曽川インター
東海環状自動車道	瀬戸市巡間町	せと赤津インター
伊勢湾岸自動車道	弥富市駒野町	湾岸弥富インター

ウ 広域的な避難場所の周辺道路

避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。

（3）交通規制の方法

警戒宣言発令時の交通規制は、大震法第24条並びに道路交通法第5条及び第6条により行うこととし、大震法による場合は、同法施行令第11条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及び関係公安委員会への通知を行うものとする。

（4）交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置

ア 通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。

イ 強化地域内へ入ろうとする車両にあっては、その流入を極力抑制する。

ウ 通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。

(5) 交通規制の結果生ずる滞留車両の措置

強化地域内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限をされた路線以外の路線についても、現場広報及び指導により、走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合には、関係機関と協力して必要な対策を講ずる。

(6) 緊急輸送車両の確認

ア 緊急輸送車両の確認

県公安委員会（県警察）が大震法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会（県警察）は、大震法施行令第 12 条第 1 項の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

イ 緊急輸送車両の確認申出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を県又は県公安委員会（県警察）の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

緊急輸送車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申出者に交付する。

(7) 緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第 33 条第 5 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

2 市、県公安委員会（県警察）及び道路管理者における措置

市、県公安委員会（県警察）及び道路管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、以下に示す運転者のとるべき措置について周知徹底を図るものとする。

- (1) 車両の運転中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて直ちに低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむをえず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (3) 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき津波から避難するため等やむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

第5節 鉄道

警戒宣言に伴う強化地域内の運行停止による旅客の混乱を軽減するため、各鉄道事業者は、警戒宣言前の段階から、警戒宣言時の運行規制等についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えるよう要請するものとする。また、警戒宣言までは、需要に応えるため極力運行を継続する。なお、強化地域内で震度6弱未満の地域について、安全に運行可能と判断した場合は、警戒宣言が発せられた場合においても運行を継続できるものとする。

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、鉄道について、次の措置をとるものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表された段階から、各事業者がとる準備行動を支援する。
- (2) 警戒宣言発令時において、基本的に強化地域内へ進入する予定の列車は進入を禁止し、同地域内を運行中の列車は、最寄の安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車し待機させる。ただし震度6弱未満の地域における対応については、各事業者の策定した運行とする。

2 名古屋鉄道株式会社における措置

- (1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (イ) 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。

イ 旅客への対応

- (ア) 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には、列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内を実施する。
- (イ) 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。
- (ウ) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (エ) ターミナル駅は混雑が予想されるため、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼することもある。

- (2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、強化地域外に直ちに脱出し、強化地域外へ脱出できない列車は、あらかじめ定めた最寄の駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内へ進入せず、あらかじめ定めた駅での折り返し運転を行う。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。
- (イ) 強化地域内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所へ避難するよう案内するとともに、強化地域外での列車折り返し駅までの案内を実施する。

3 愛知環状鉄道株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報が発表された段階では、原則として運転を継続する。
- (イ) 状況に応じ、輸送力の増強を図る。

イ 旅客への対応

- (ア) 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、落ち着いて行動するよう呼びかける。
- (イ) 警戒宣言が発せられた場合には列車の運転を中止する旨を伝え、旅行等の中止を呼び掛ける。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

- (ア) 強化地域内の列車は、指定駅で停車し、以後運転を中止する。
- (イ) 強化地域外の列車は、強化地域内への進入を禁止し、運転は状況に応じて行うものとする。

イ 旅客への対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたこと及び列車の運行状況について、駅・車内放送や掲示板により案内する。
- (イ) 駅構内及び列車内の旅客に対しては、原則として公共の避難場所への避難を、放送、掲示及び案内図の配布により案内する。

4 愛知高速交通株式会社における措置

(1) 東海地震注意情報発表時

ア 列車の運行

- (ア) 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。
- (イ) 全列車に係員を添乗させる手配をとる。

イ 旅客への対応

直ちに、旅客に対し、駅又は車内での案内放送、駅案内表示、急告板等により、その内容を伝達するとともに、警戒宣言が発令された場合には、列車の運転を休止するため不要不急な旅行を取りやめていただく旨の案内を実施する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 列車の運行

警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言の発令を伝達した後全列車を注意運転させ、最寄り駅に停車する。旅客が降車した後、車両を基地へ収容する。以後、全列車の運転を休止する。

イ 旅客への対応

警戒宣言発令の旨を旅客に伝達するとともに、旅客に最寄りの関係自治体の定める避難場所へ避難するよう案内する。

第6節 バス

1 中部運輸局における措置

中部運輸局は、路線バス事業者に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、路線バス事業者において、利用者に対し警戒宣言発令時の運行規制等の情報を提供するように指導するとともに、不要不急の旅行や出張等を控えることについて、利用者に呼びかけるよう要請する。

2 路線バス事業者における措置

路線バス事業者は、乗客等の安全を確保するため、原則として、強化地域においては次の措置を講ずるものとする。

- (1) 運行路線にかかわる山崩れ・がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
- (2) 東海地震注意情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。
- (3) 東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して、警戒宣言が発せられた場合には車両の運行を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す。
- (4) 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。
- (5) 旅客を降ろした後、車両は、所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は、安全な場所へ退避する。
- (6) 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄の避難場所及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、放送等により広報する。

第7節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係

1 市（事業管理者）における措置

市（事業管理者）は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を地域住民等に強力に呼びかけるとともに、次の措置をとるものとする。

- (1) 地域住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足が生じないよう、配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。

- (3) 県営水道受水団体は、自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに県（企業庁）に緊急増量の要請を行うものとする。

2 中部電力株式会社及び株式会社 J E R A における措置

中部電力株式会社及び株式会社 J E R A は、地震災害予防及び災害復旧にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、警戒宣言が発せられた場合等の地震防災応急対策として次の措置を講ずる。

(1) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は、警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。この場合において、地震発生危険に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(2) 電力の緊急融通

各電力会社とあらかじめ定めた電力融通に関する契約等に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(3) 安全広報

テレビ、ラジオ等の報道機関及び Web サイトを通じて、地震発生時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 都市ガス事業会社における措置

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため、警戒宣言等が発せられた場合、地震防災応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を継続する。

(2) 安全広報

警戒宣言発令等があった場合、ガス利用者に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して、この広報内容を報道するよう要請する。

(3) 帰宅等の要請

東海地震注意情報が発表された場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対して、注意情報が発表された旨を伝達し、帰宅等を要請する。

(4) ガス工作物の巡視・点検

警戒宣言発令等があった場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視・点検を行う。

(5) 工事等の中断

警戒宣言発令等があった場合、緊急でない工事・作業等は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

4 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

警戒宣言が発せられた場合、一般社団法人愛知県LPガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、あらかじめ連絡してある広報内容により、LPガスの具体的な安全措置に関する広報を依頼する。

5 通信事業者における措置

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予想されるため、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため次の措置を行う。

また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

(1) 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の組織及びその他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、支店前掲示板、テレビ・ラジオ等を通じて情報提供及び必要な広報を行う。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- イ 電報の受付、配達状況
- ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
- エ 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況
- オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法（第2編第4章第11節参照）
- カ その他必要とする事項

(2) 通信の利用制限等の措置

各情報及び災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害伝言用ダイヤル及び災害用伝言板等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前から実施する。

(4) 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施するものとする。

(5) 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防

止等の安全措置を講ずるものとする。

なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配慮するものとする。

6 日本放送協会名古屋放送局における措置

(1) 防災組織の整備及び市との協力

日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、市と協力して減災・防災に向けた活動を行う。

(2) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的とした緊急警報放送等

東海地震に関連する情報等の放送に当たっては、地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、居住者等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通・ライフライン・生活関連情報等の正確・迅速な情報の提供に努めることを基本とし、緊急警報放送、臨時ニュースを編成する等、各メディアを有効に活用して対処することとする。

(3) 外国人、視聴覚障がい者等への配慮

放送にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めることとする。

第8節 生活必需品の確保

市における措置

(1) 生活必需品の売り惜しみ、買占め等の防止に係る要請

市は、警戒宣言が発せられた場合、食料等の生活必需品の売り惜しみ、買占め、及び物価高騰が生じないように、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定して供給するよう要請するものとする。

(2) 生活必需品を扱う小売店舗の営業に係る要請

生活必需品等を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の要請に努めるとともに、必要となる物資の輸送についての対策を講じるものとする。

(3) 生活必需品の備蓄の周知

市は、平常時から次の対応について周知徹底に努める。

各家庭においては、警戒宣言発令時には市から食料等生活必需品は、原則として支給されないおそれがあること、また、地震発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されることを考慮し、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の飲料水、食料を始めとする生活必需品を、常時家庭内に備蓄しておかなければならない。

第9節 金融対策

1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

東海財務局、日本銀行名古屋支店は、警戒宣言が発せられたときは、金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じるほか、必要に応じて、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関等に対し、

その業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる民間金融機関等における措置を適切に講じるよう要請する。

(1) 預金取扱金融機関への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(ア) 窓口営業の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口の普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。

この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(イ) 取引者に対する営業停止等の周知徹底

営業停止等並びに継続して現金自動預け払い機等を稼働させる営業店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。

(ウ) 休日等の警戒宣言発令時における窓口営業の再開停止

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。

(エ) 警戒宣言解除時における平常営業の再開

警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業をする。

(オ) 発災後の応急措置

発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)アに基づき、適時、的確な措置を講ずる。

イ 強化地域外に営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応

(ア) 強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向け手形交換業務の停止

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内にある民間金融機関の本店・支店等向けの手形交換業務については停止し、併せて当該業務停止を店頭に掲示し、顧客の協力を求めるものとする。

(イ) 平常営業

強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。

(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置

ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少額短期保険業者の警戒宣言時の対応

- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合、営業所等における営業を停止すること。
 - (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。
 - (ウ) 休日又は開店前・閉店後に警戒宣言が発せられた場合、発災後の保険会社及び少額短期保険業者の円滑な遂行を期するため、営業の開始・再開は行わない。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
 - (オ) 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)イに基づき、適時、的確な措置を講ずる。
- イ 強化地域外に営業所を置く保険会社の警戒宣言時の対応
- 強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の支店及び本店等の営業所は、平常どおり営業する。
- (3) 証券会社等への措置
- ア 強化地域内に営業所及び事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応
- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所又は事務所の窓口における業務を停止すること。
 - (イ) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法は、業務停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。
 - (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期するため、営業の開始又は再開は行わない。
 - (エ) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の業務を行うこと。
 - (オ) 発災後の証券会社等の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。
- イ 強化地域外に営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応
- 強化地域内の営業所及び事務所が営業停止の措置を取った場合であっても、強化地域外の営業所及び事務所は、平常どおり業務を行う。
- (4) 電子債権記録機関への措置
- ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応
- (ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。
 - (イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載することによる。
 - (ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期するため、営業所での営業の開始又は再開は行わない。

- (工) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。
- (オ) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第4編第5章第3節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。
- イ 強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応
強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行う。

第10節 郵政事業対策

日本郵便株式会社における措置

(1) 強化地域内の郵便局の措置

- ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
- イ アにより業務を停止し、又は事務の秩父を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に提示するものとする。
- ウ 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。
- エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

(2) 強化地域外の郵便局の措置

原則として、平常どおり窓口業務を行う。

第11節 病院、診療所

病院、診療所における措置

- (1) 病院、診療所は、東海地震注意情報が発表された段階から、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。
- (2) 強化地域内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。
- (3) 災害拠点病院については、発災後の医療救護活動を確保するため、警戒宣言時の救急外来、投薬外来（簡単な問診等での投薬外来）を除き、外来診療を原則縮小する。

第12節 百貨店等

百貨店等における措置

警戒宣言が発せられた場合、強化地域内の百貨店等は、原則として営業を中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品

及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続することができるものとする。

第13節 緊急輸送

1 県、市及び関係機関における措置

- (1) 市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。
- (2) 確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておく。

2 県（防災安全局、関係局）における措置

県は、市町村から輸送手段の確保について要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、関係機関又は関係者に対し協力を要請するものとする。

3 中部運輸局における措置

- (1) 中部運輸局は、陸上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。
- (2) 中部運輸局は、海上緊急輸送の要請を受けた場合には、運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる船舶の出動可能隻数とその輸送能力等の確認を行い、速やかに出動できる体制を整えさせることとする。

4 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水、その他生活必需品
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

5 緊急輸送の方針

- (1) 緊急輸送は、県、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を十分整備するものとする。
- (2) 警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合

は、県及び市の警戒本部において調整を行うものとする。

6 緊急輸送道路

警戒宣言発令時の緊急輸送道路は、第2編第2章第2節2（2）で定める道路とする。

7 緊急輸送車両の確認

- （1）緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。
- （2）大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急輸送車両であることの確認については、本章第4節1（6）に定めるところによる。

8 緊急輸送車両確認の効力

大震法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。

第14節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 市及び関係機関における措置

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者、買物客等には、帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、市は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

市以外で避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

- （1）交通機関の運行停止等により帰宅が困難になった人に対しては、原則として徒歩による帰宅を促す。
- （2）事業所等は、従業員、学生、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。

第5章 市が管理又は運営する施設に関する対策

■ 基本方針

○市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理・運営する道路、河川、不特定かつ多数が出入する施設、あるいは地震防災応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 道路	市	東海地震注意情報発表時から、次の措置をとる。 （１）巡視等による交通状況、工事中箇所、通行止め箇所の把握 （２）工事の中断等 （３）応急復旧資機材保有状況の情報収集・把握 （４）道路巡視及び応急復旧作業の担当者に対する事前配備の連絡・確認 （５）県警察、その他関係機関との連携協力による必要な措置
第2節 河川	市	東海地震注意情報発表時から、点検、応急復旧ができる準備
第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設	市	市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、診療所、社会福祉施設等は、概ね次の措置をとる。 1（１）一般的事項 ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置 イ その他の措置 1（２）学校 1（３）社会福祉施設
第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	市	（１）市の管理運営する施設 ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保 イ 無線通信機等通信手段の確保 （２）本計画が定める避難場所又は応急救護所に指定されている施設の管理者
第5節 工事中の建築物等に対する措置	市	工事中の建築物その他工作物又は施設

第1節 道路

市における措置

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、次のとおり所管道路における管理上の措置をとるものとする。

（１）必要に応じて道路パトロールカー等による巡視等を実施して、交通状況、工

事中箇所、通行止め箇所を把握する。

- (2) 必要な安全対策を講じたうえで、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。
- (3) 応急復旧資機材の保有状況について、情報収集・把握を行う。
- (4) 道路巡視及び応急復旧作業の担当業者に事前配備について連絡・確認を行う。
- (5) 県、豊田警察署・足助警察署、その他関係機関と連携協力し、必要な措置を講ずる。

◆ 附属資料第1－11「緊急輸送道路及び交通規制路線」

第2節 河川

市における措置

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、堤防、排水機場・水門等のうち、特に重要な施設では、直後の点検、応急復旧が実施できる準備をあらかじめ定めるものとする。

◆ 附属資料第1－1「河川一覧」

第3節 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市における措置

市が管理する庁舎、市民が利用する施設、学校、病院、社会福祉施設等の管理上の措置は、概ね次のとおりとする。

(1) 一般的事項

ア 警戒宣言等の情報伝達及び退避等の措置

(ア) 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

庁舎、市民が利用する施設においては、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の伝達に努める。

(イ) 東海地震注意情報が発表された場合

a 庁舎

庁舎への来訪者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、原則として、庁舎からの退避を促す。

b 市民が利用する施設

施設利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨及び警戒宣言が発せられた場合には、強化地域内の交通機関が運行停止等の措置をとる旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、退避を誘導し、原則として、施設等を閉館する。

(ウ) 警戒宣言が発せられた場合（東海地震注意情報等が発表されることなく突発的に発せられた場合を含む）

a 庁舎

来訪者に対して、警戒宣言が発せられた旨を的確、簡潔に伝達するとともに、庁舎からの退避を誘導し、原則として窓口業務を停止する。た

だし、法律に基づく届出（出生届、死亡届等）についてのみ業務を行う。

b 市民が利用する施設

施設利用者に対して、警戒宣言が発せられた旨を、的確、簡潔に伝達するとともに、施設からの退避を誘導し、原則として施設等を閉館する。

イ その他の措置

庁舎、施設において警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるなど、発災に備えるとともに、東海地震注意情報が発表された場合には、その準備的な対応を行い、必要な体制を整えるものとする。

(ア) 施設の防火点検及び応急補修、設備備品等の転倒・落下防止措置

(イ) 出火防止措置

(ウ) 受水槽等への緊急貯水

(エ) 消防用設備の点検、整備と事前配備

(オ) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピューターシステムなど、重要資機材の点検等の体制

(2) 学校

本編第4章第1節に定めるところによる。

(3) 社会福祉施設

社会福祉施設では、情報の伝達や避難等にあたって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、これらの者の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を十分に考慮し、各施設で警戒宣言が発せられた場合の避難等の安全確保のための具体的な措置を定めるものとする。

第4節 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

(1) 市の管理運営する施設で、地震防災応急対策の実施上重要な建物となる施設の管理者は、第3節の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

(2) 本計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所に指定されている施設の管理者は、第3節の(1)に掲げる措置をとるとともに、市が行う緊急避難場所、避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第5節 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、東海地震注意情報が発表された段階で、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止するものとする。

第6章 他機関に対する応援要請

■ 基本方針

○防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続き上の措置を定めておくものとする。

なお、各防災関係機関が他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の機関との競合に留意するとともに、調整を行うものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 防災関係機関に対する応援要請等	市	(1) 他の市町村に対する応援要請に係る事前の相互応援協定の締結 (2) 知事への応援要請 (3) 連絡・受入体制の確保 (4) 費用の負担方法
第2節 自衛隊の地震防災派遣	市	1 (1) 自衛隊の派遣要請 1 (2) 関係部隊等との連絡調整

第1節 防災関係機関に対する応援要請等

市における措置

(1) 強化地域市町村の相互応援協定

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため大震法第26条第1項の規定により、他の市町村に対して応援を求めるときは、あらかじめ相互に応援協定を締結しておくものとする。

(2) 知事への応援要請

市長は、市において地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第26条第1項の規定により、知事に対して応援を求めることができるものとする。この場合の知事に対する要求は、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へ行う。

(3) 連絡・受入体制の確保

市は、災害が発生し、他の市町村等からの応援を受入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するよう努めるものとする。

(4) 費用の負担方法

ア 他市町村等から市に応援がなされた場合の、応援に要した費用の負担方法は、大震法第31条の規定による。

イ 指定公共機関等が市に協力した場合の経費の負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めるものとする。

第2節 自衛隊の地震防災派遣

1 市における措置

(1) 地震防災派遣要請方法等

市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため自衛隊の支援が必要と認めるときは、知事に対して、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。この場合の知事に対する要求は、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へ行う。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

(2) 関係部隊等との連絡調整

市長は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合には、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

2 経費負担

地震防災派遣が実施された場合の部隊の受入れ及び経費の負担区分については、第3編第4章第3節「4 災害派遣部隊の受入れ」及び「5 災害派遣に伴う経費の負担区分」に準ずるものとする。

第7章 市民のとりべき措置

■ 基本方針

- 警戒宣言が発せられた場合、市民は、それぞれの家庭及び職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。
- また、東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においても、今後の情報に注意する。

■ 主な機関の措置

区 分	主な措置
第1節 家庭においてと るべき措置	(1) 正確な情報の収集 (2) 警戒宣言発令時にかかる市の指示に従った避難 (3) 警戒宣言発令時の家庭における役割分担・段取りの決定及び実施 (4) 身の安全を確保することができる場所の確保 (5) 火の使用の自粛 (6) 灯油等危険物やLPガスの安全措置 (7) 消火用具の準備・確認、及び緊急用の水の確保 (8) 身軽で安全な服装へ着替え (9) 非常持出品及び救助用具の用意・確認 (10) 脱出口の確保、及び避難場所・避難路等の確認 (11) 自主防災組織にかかる情報収集伝達体制の確保 (12) 自動車や電話の使用自粛
第2節 職場においてと るべき措置	(1) 防火管理者、保安責任者などを中心とした役割分担の決定及び実施 (2) 身の安全を確保できる場所の確保 (3) 火の使用の自粛 (4) 消防計画、予防規程などに基づく危険箇所の点検 (5) 職場の自衛消防組織の出動体制の整備 (6) 重要書類等、非常持出品の確認 (7) 職場の条件等に応じた安全な場所での待機 (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場の場合、入場者の安全確保 (9) 正確な情報の把握及び職場内の伝達 (10) 近くの職場同士の協力 (11) マイカーによる出勤・帰宅等の自粛、及び危険物車両等の運行の自粛。

第1節 家庭においてとるべき措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意するものとする。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合には、がけ地崩壊危険地域など避難対象地区内の居住者等にあつては、市の指示に従い、指定された避難場所へすみやかに避難するものとする。避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の広場、空き地等での待機等安全な場所で行動するものと

する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、その耐震性を十分把握しておくものとする。なお、各家庭で食料、生活用品や、屋外での避難・待機等に備えた防寒具、雨具等を準備するものとする。

- (3) 警戒宣言が発せられたとき、家にいる人で家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかるものとする。
- (4) とりあえず、身の安全を確保することができる場所を確保し、家具等の転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (5) 火の使用は自粛するものとする。（止むを得ず使用するときは、火のそばから離れないこと）。
- (6) 灯油等危険物やL Pガスの安全措置をとるものとする。
- (7) 消火器やバケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、緊急用の水をバケツや風呂桶等に貯めておくものとする。
- (8) 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン）に着替える（底の厚い靴も用意すること）。
- (9) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認するものとする。
- (10) 万一のときの脱出口を確保するものとする。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認し、家族全員が知っておく。
- (11) 自主防災組織は情報収集伝達体制を確保するものとする。
- (12) 自動車や電話の使用は自粛するものとする。

第2節 職場においてとるべき措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとるものとする。
- (2) とりあえず、身の安全を確保することのできる場所を確保し、ロッカー等の転倒防止措置やガラスの飛散防止措置を確認するものとする。
- (3) 火の使用は自粛するものとする。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検するものとする。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備するものとする。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認するものとする。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機するものとする。
- (8) 不特定多数かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えるものとする。
- (9) 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員にすばやく伝達するものとする。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うものとする。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛するものとする。

豊田市地域防災計画

－ 地震災害対策計画 －

令和 8 年 2 月改訂

編集・発行 豊田市防災会議
事務局／豊田市地域活躍部防災対策課

〒471-8501

愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地

TEL 0565-34-6750

FAX 0565-34-6048

E メール bousai@city.toyota.aichi.jp
